

女川町こども計画

(女川町子ども・子育て支援計画(第3期))

令和7年3月
女川町

はじめに

国では令和4年に「こども基本法」が成立し、令和5年の「こども家庭庁」創設や「こども大綱」制定など、こども施策推進の法的組織的基盤整備がなされ、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えた社会の在り方と、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しする方向性を示しました。

本町もこうした背景と動向を受けて、新たに子ども・若者の意見の聴取を行い、計画名を「女川町こども計画（子ども・子育て支援計画（第3期））」とともに、新たな取組を盛り込み、体系に子どもの貧困対策も位置付け、母子保健施策と一体的な推進を目指すなど、計画の構成や内容を一新いたしました。

本計画は、「女川町総合計画2019」の政策目標である「地域の支え合いとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまち－保健・医療・福祉分野－」を実現するための、「女川町地域福祉計画」を上位計画とする子ども分野の部門別計画です。本計画が目標とする「子ども・若者の成長と主体的な活動の支援」「あらゆる子育て家庭への支援」「支援が必要な子ども・若者等への支援」と併せ、それらの環境づくりを通して、将来にわたりすべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか」のまちづくりを目指していきたいと考えています。

本町の将来を見据えたまちづくりは、これからも続いていきます。子ども・若者から高齢者まで、世代を問わずにいきいきと過ごせる活力に満ちた町となり、より暮らしやすい町となるよう、これからも、町民の皆様や関係者の皆様方の変わらぬご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の作成に当たり、アンケートやヒアリング等で貴重な御意見をいただきました、子ども・若者・保護者等の町民の皆様、熱心な御審議をいただきました女川町子ども・子育て会議の委員の皆様に心から感謝申し上げます。



令和7年3月

女川町長 須田 善明

目 次

第1部 計画の概要

第1章 計画の背景と趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけと構成	4
3 計画の期間	5
4 策定体制	6
5 計画策定のポイント	7
第2章 女川町の子ども・若者を取り巻く現状と課題	8
1 子ども・若者・子育て支援の現状	8
2 保護者へのアンケート調査の結果	18
3 子ども・若者への意見聴取の結果	32
4 第2期計画の評価	44
5 計画策定に当たっての課題	48

第2部 計画の内容

第1章 計画の基本的考え方	51
1 基本理念	51
2 基本目標	52
3 計画の体系	53
第2章 基本目標ごとの施策の展開	54
基本目標1 子ども・若者の成長と主体的な活動の支援	54
基本目標2 すべての子育て家庭への支援	60
基本目標3 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭への支援	65
基本目標4 地域全体で子ども・若者を育む環境づくり	69

第3部 事業の見込量

第1章 見込量と確保方策	73
1 教育・保育提供区域	73
2 人口推計	73
3 教育・保育事業	74
4 地域子ども・子育て支援事業	77

第4部 計画の推進体制

第1章 施策の推進体制	89
1 子ども・子育て会議での評価・点検	89
2 評価指標の点検	89
第2章 国、宮城県、近隣市、関係団体との連携	92

資料編

1 検討体制	93
2 検討経緯	94
3 子ども・子育て支援計画(第3期)ニーズ調査概要	96
4 用語集	98

第1部 計画の概要

第1章 計画の背景と趣旨

1 計画策定の背景と目的

わが国では近年、少子化のスピードが更に加速し、人口の減少と高齢化を通じて、労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加、行政サービスの水準の低下など、結婚しない人や子どもを持たない人を含め、社会経済に多大な影響を及ぼすことが懸念されています。

国では、このような少子化の進行に対し、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」の閣議決定(令和3年12月)、「こども基本法」の成立(令和4年6月)、「児童福祉法」の一部改正(令和4年6月)、こども家庭庁の創設(令和5年4月)などの対応を行い、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする方向性を示しました。そして、令和5年12月に「こども大綱」を閣議決定し、すべての子ども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会を目指すこととしています。また、「こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」(令和5年12月)、「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月)では、具体的な施策が示されました。

本町では、「子ども・子育て支援計画(第2期)」(以下、「第2期計画」という。)を令和2年3月に策定し、子ども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。しかし、国と同様、本町でも出生数は減少傾向にあります。

本計画は、第2期計画が令和6年度末で終了することから、国の「こども基本法」をはじめとした法や方針、第2期計画での進捗状況等を踏まえて、新たに令和7年度から令和11年度を計画期間とする「こども計画」を策定し、「子ども・子育て支援計画(第3期)」と一緒に策定するものです。

<本計画とSDGsの関連>

本町では、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、国連サミットで採択された「SDGs(エスディイージーズ:持続可能な開発目標)¹」を推進しています。

SDGsの推進に当たり、本町では、石巻市、東松島市とともに、「石巻圏域2市1町SDGs推進宣言」を行い、圏域住民の一人ひとりを主役に、より一層の連携・協力を深め、SDGsの視点にたった地域課題の解決を目指しています。

このSDGsの理念である「誰一人取り残さない」は、福祉関連計画の理念にも通じるものであり、本計画においても目指す目標としていくことが必要となっています。

¹ SDGs(持続可能な開発目標):国連が定めた2030年までの開発目標であり、「誰一人取り残さない」を目標に、現在また将来にわたり、豊かな暮らしができ発展できる社会を実現するために取り組む目標。

本計画の策定にあたって国の動向で関係する内容

こども基本法(令和5年4月施行)

- ・ こどもが権利の主体
- ・ 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画)を勘案して、市町村こども計画を作成する(努力義務)
- ・ 地方公共団体はこども施策の策定・実施・評価にこども又はこどもを養育する者等の意見を反映させるための必要な措置を講じる

こども大綱(令和5年12月)

【こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～】

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

【こども施策に関する基本的な方針】

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれから最善の利益を図る
 - ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
 - ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
 - ④ 良好的な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
 - ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
 - ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する
- ※従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込んでいる。

こどもまんなか実行計画(令和6年5月)

こども大綱に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したはじめてのアクションプラン。

こども未来戦略(令和5年6月)、改正子ども・子育て支援法(令和6年6月)

【「こども未来戦略」の令和6年度からの3年間で集中的に取り組む「加速化プラン】

- ・ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組
- ・全てのこども・子育て世帯を対象とする支援拡充
- ・共働き・共育ての推進・こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革 等

【改正子ども・子育て支援法】

「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、児童手当の拡充、出産などの経済的負担軽減、「こども誰でも通園制度」の創設などが盛り込まれた。

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正(令和6年9月)】

1. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
2. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加
3. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加
4. 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加
5. 産後ケアに関する事業の追加

育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法改正(令和6年5月)

次世代育成支援対策推進法は有効期限が令和17年3月31日までに再延長。

法改正を受け、令和6年10月に行動計画策定指針を一部改正。指針は地方公共団体が自治体こども計画と一緒に策定する際に無用の混乱や事務負担につながらないよう、こども大綱の記述を引用する形の文章に全体的に修正された。

改正こどもの貧困の解消に向けた対策推進法(令和6年6月)

法律名に「こどもの貧困の解消」が明記され、「貧困により、こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと」など、貧困によって生じる具体的な課題が明示された。また、貧困対策の指標の一つとしてひとり親世帯の養育費受領率の向上が盛り込まれた。

児童福祉法改正(令和4年6月成立、令和6年4月施行)

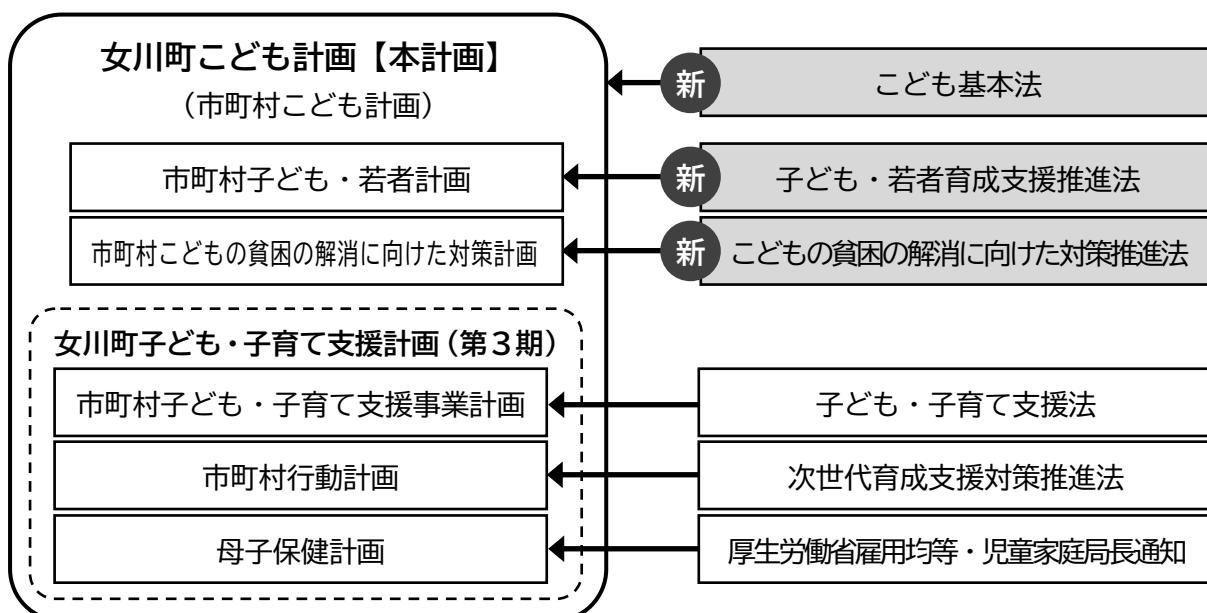
子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充

- ① こども家庭センターの設置、こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊娠婦等への支援計画（サポートプラン）を作成
- ② 子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の新設。子育て短期支援事業、一時預かり事業の拡充。⇒地域子ども・子育て支援事業への位置づけ
- ③ 児童発達支援センターの障害児支援の中核的役割を担うことの明確化、児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化

その他

- ・こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書(令和5年3月)
- ・幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)(令和5年12月)
- ・自治体こども計画策定のためのガイドライン(令和6年5月)
- ・こども性暴力防止法(令和6年6月)

本計画では新たに、こども基本法に基づく「市町村こども計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画」に位置づけています。

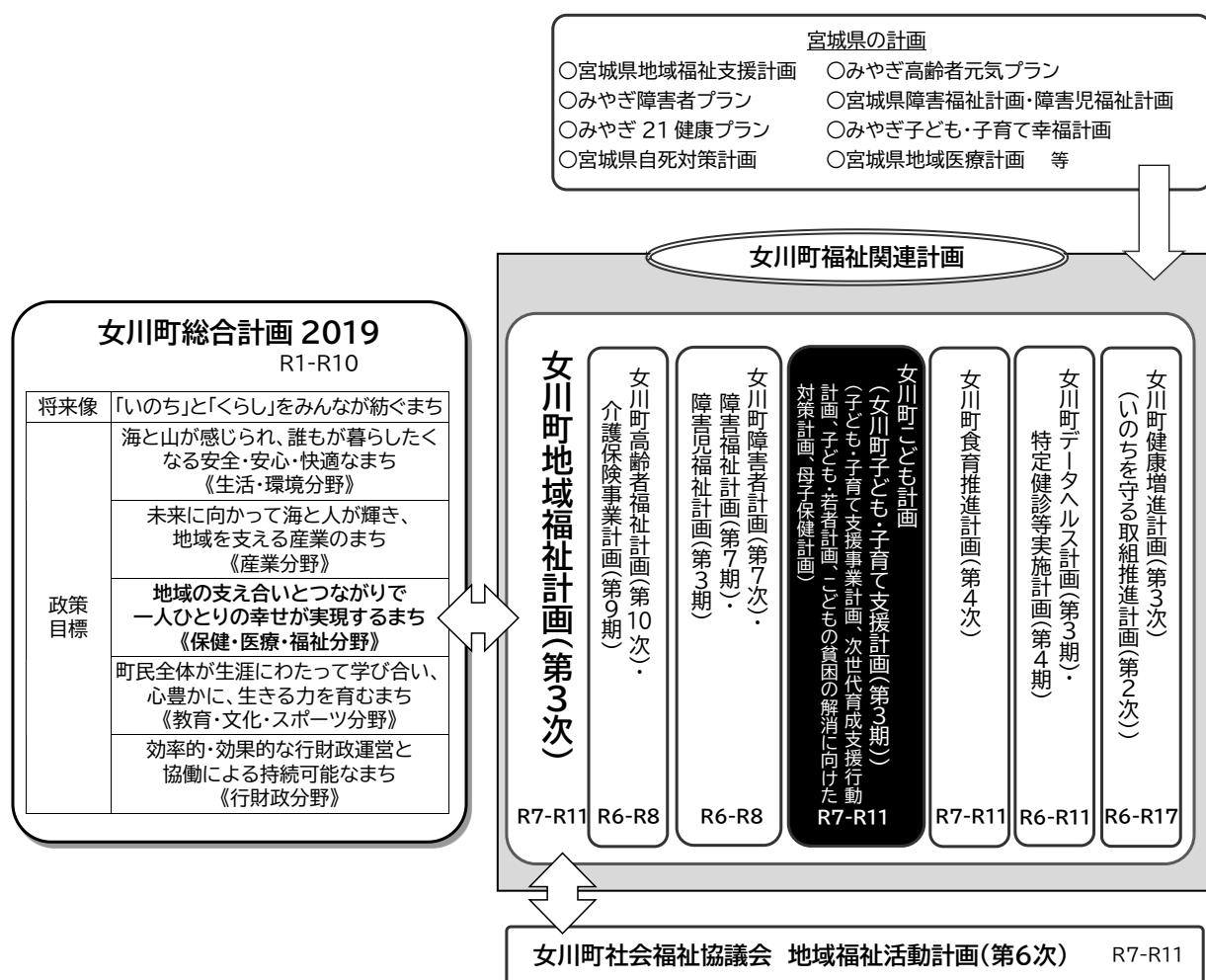


2 計画の位置づけと構成

本計画は、「『いのち』と『くらし』をみんなが紡ぐまち」を町の将来像とした「女川町総合計画2019」の福祉部門の計画である「女川町地域福祉計画(第3次)」を上位計画とする、子ども分野の部門別計画として位置づけられます。

また、本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」に位置づけるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「市町村子どもの貧困の解消に向けた対策計画」、平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知「母子保健計画の策定について」及び平成26年6月17日雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健計画について」に基づく「母子保健計画」を含むものとします。

図表 計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。各福祉関連計画とのスケジュールは図表のとおりです。

図表 計画の期間

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
女川町復興計画 女川町総合計画	女川町 復興計画 H23～ 30 年度											
地域福祉計画 (成年後見制度利用促進基本計 画、再犯防止推進計画)												
高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画												
障害者計画・障害福祉計画・ 障害児福祉計画												
こども計画(女川町子ども・子 育て支援計画(第3期)) (子ども・子育て支援事業計画、 次世代育成支援行動計画、子ども・ 若者計画、こどもの貧困の解消に 向けた対策計画、母子保健計画)												
健康増進計画 (いのちを守る取組推進計画 (自殺対策計画))												
データヘルス計画・ 特定健診等実施計画												
食育推進計画												
女川町社会福祉協議会 地域福祉活動計画												

女川町総合計画 2019 R1～10 年度

地域福祉計画(第1次)

地域福祉計画(第2次)

地域福祉計画(第3次)

高齢者福祉計画(第8次)・
介護保険事業計画(第7期)

高齢者福祉計画(第9次)・
介護保険事業計画(第8期)

高齢者福祉計画(第10 次)・
介護保険事業計画(第9期)

障害者計画(第5次)・
障害福祉計画(第5期)・
障害児福祉計画(第1期)

障害者計画(第6次)・
障害福祉計画(第6期)・
障害児福祉計画(第2期)

障害者計画(第7次)・
障害福祉計画(第7期)・
障害児福祉計画(第3期)

子ども・子育て支援
計画(第1期)

子ども・子育て支援計画(第2期)
(子ども・子育て支援事業計画、
次世代育成支援行動計画、母子保健計画)

こども計画(女川町子ども・子育て支援計画(第3期))
(子ども・子育て支援事業計画、
次世代育成支援行動計画、子ども・若者計画、
こどもの貧困の解消に向けた対策計画、母子保健計画)

健康増進計画(第2次)

健康増進計画(第3次)
(いのちを守る取組推進計画(第2次)) R6～R17 年度

データヘルス計画(第2期)・
特定健診等実施計画(第3期)

データヘルス計画(第3期)・
特定健診等実施計画(第4期)

食育推進計画(第2次)

食育推進計画(第3次)

食育推進計画(第4次)

地域福祉活動計画(第4次)

地域福祉活動計画(第5次)

地域福祉活動計画(第6次)

4 策定体制

(1)子ども・子育て会議での検討

本計画の策定に当たっては、学識経験者や各種団体、保育所職員、保護者代表から構成された「女川町子ども・子育て会議」において検討を行いました。

(2)保護者へのアンケート調査

本計画の策定に向けて、0～5歳の就学前児童、6～11歳の就学児童(小学生)の保護者を対象に、子育て家庭の教育・保育や子育てに関する現在の状況、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業等に関するニーズを把握することを目的として、平成30年調査から継続して郵送によるアンケート調査を実施しました。

(3)子ども・若者への意見聴取

こども基本法第11条では、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定されています。本町では、次の3つの方法で子ども・若者の意見を直接把握し、計画に反映しました。

①中学生・高校生世代へのアンケート調査

本町に居住する中学生・高校生世代を対象に、ふだんの生活の状況、将来についての思い、ふだん考えていること、スマートフォン等の利用、町への思い等について、郵送によるアンケート調査を実施しました。

②子どもへのヒアリング調査

女川小学校に通う小学5・6年生、中学生・高校生(女川向学館利用者、女川町ジュニア・リーダーサークル「うみねこ」参加者)を対象に、本町にあったらよいもの・場所、本町の将来イメージ、大人・本町に言いたいことについて事前アンケート・ヒアリングを実施しました。

③若者の意見把握(地域生活に関する調査)

18歳以上の町民を対象に、日常生活の状況、困りごと、近隣・地域への実態・意識、町への要望等について、郵送によるアンケート調査を実施しました。本計画では若者の意見として、18～29歳の方の結果を整理しました。

(4)パブリックコメント

計画策定に当たり、計画素案を町ホームページに掲載し、令和6年12月24日から令和7年1月7日までパブリックコメントを募集しました。

5 計画策定のポイント

(1)こども基本法、こども大綱に対応した計画の構成

こども基本法では、「市町村こども計画」を作成することを努力義務としているとともに、同法に基づく「こども大綱」では、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化するとともに、更に必要な子ども施策を盛り込んでいます。本計画でも「こども大綱」に対応して、計画名を「女川町こども計画（女川町子ども・子育て支援計画（第3期））」とするとともに、新たに若者施策を盛り込み、子どもの貧困対策を体系に位置付けています。

また、「こども基本法」に従い、従来からの保護者へのアンケートに加え、子ども・若者からも意見聴取を行っています。また、今後も施策・取組の実施、計画の評価の中で、子どもの意見を反映します。

(2)母子保健計画を一体とした体系化

第2期計画では、母子保健計画は子ども・子育て支援計画（第2期）の体系とは別建てで策定していましたが、本計画では「子どもと親の健康の保持増進」として計画の体系に組み込んでいます。第2期計画以上に総合的かつ一体的に子ども・子育て支援施策を進めています。

(3)新たな制度に対応した多様な子育て支援サービスの提供

本計画では新たに、児童福祉法改正に伴う「こども家庭センター」の設置、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の実施について検討します。

また、「こども未来戦略」、子ども・子育て支援法の改正に伴うこども誰でも通園制度の実施に向けた検討を行います。

第2章 女川町の子ども・若者を取り巻く現状と課題

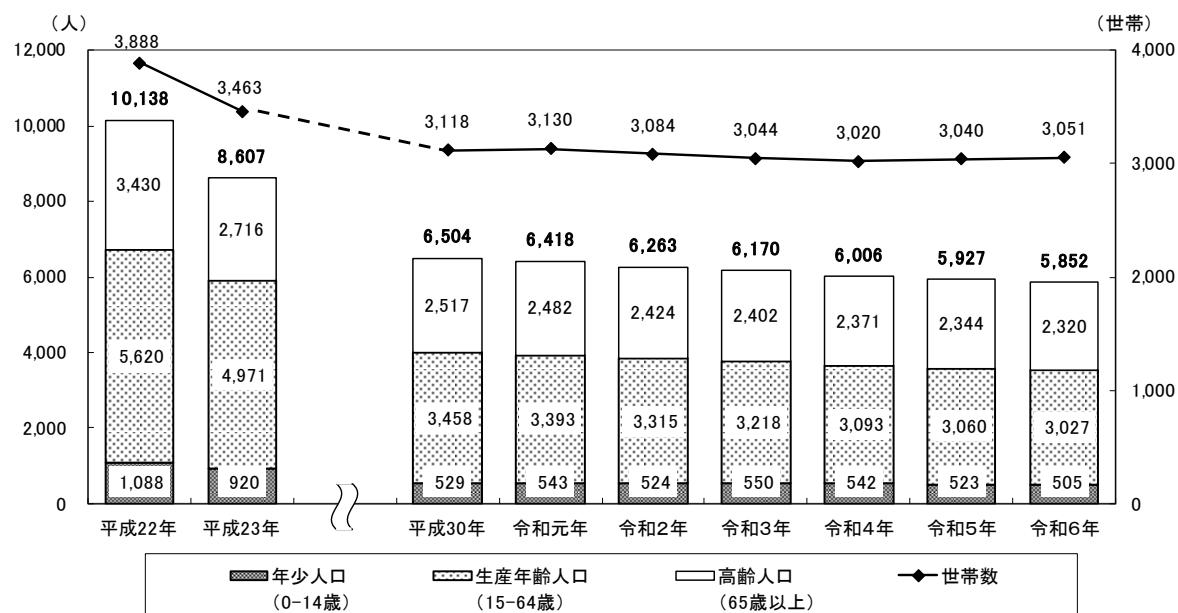
1 子ども・若者・子育て支援の現状

(1) 人口構成、世帯数の推移

本町の人口は、震災後、急激な人口減少ののち、緩やかに減少が進んでおり、令和6年9月30日現在、5,852人となっています。年少人口(0~14歳)は、上下あるものの平成30年以降は500~550人の間で推移しています。

世帯数も減少傾向にありますが、近年は横ばいであります。令和6年は3,051世帯となりました。

図表 3区分別人口、世帯数の推移(各年9月末現在)



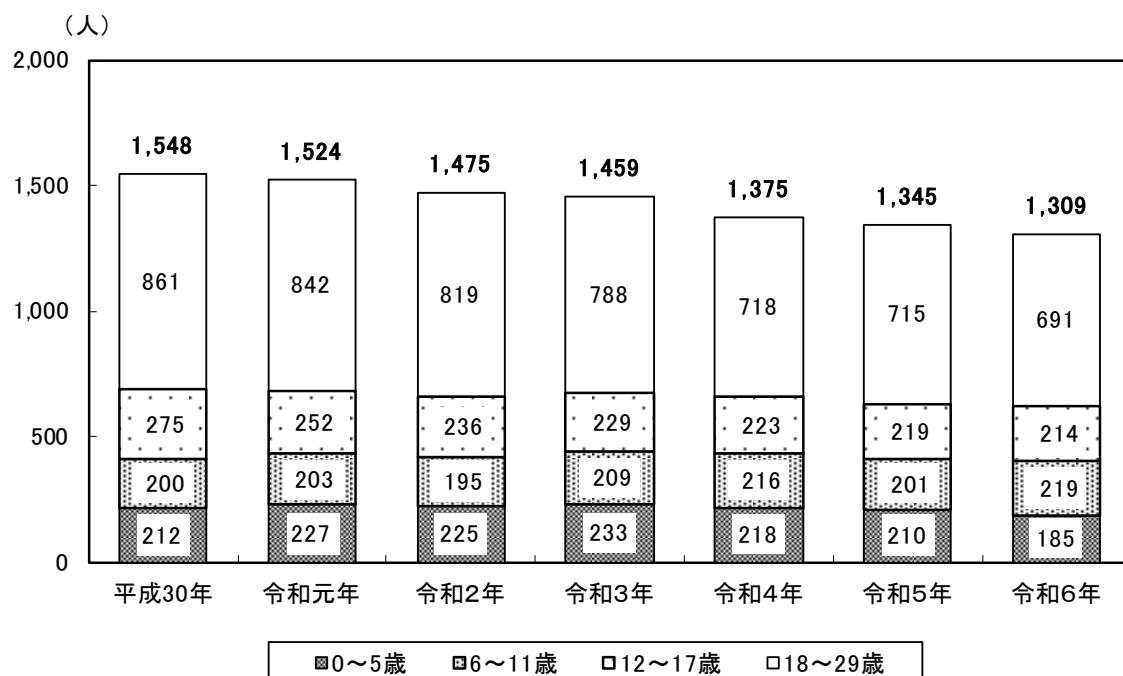
資料:女川町住民基本台帳

(2)子ども・若者の人口

本町の子ども・若者の人口(0～29歳)は、減少傾向にあり、令和6年9月30日現在では1,309人となっています。

年齢別にみると、0～5歳は、平成30年から200人超で推移していましたが、令和6年には200人を下回り185人となっています。6～11歳は200人前後で推移しています。12～17歳は減少傾向にあり、平成30年の275人から令和6年には214人となっています。18～29歳も減少傾向にあり、平成30年の861人から令和6年には691人となっています。

図表 女川町の子ども・若者の人口の推移(各年9月末現在)

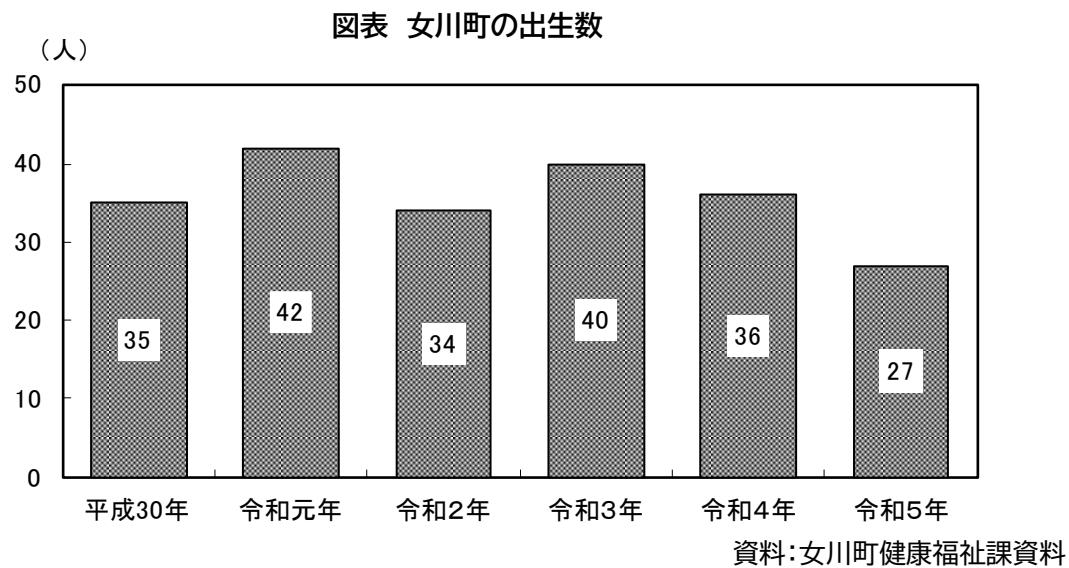


資料:女川町住民基本台帳

(3)出生数・出生率

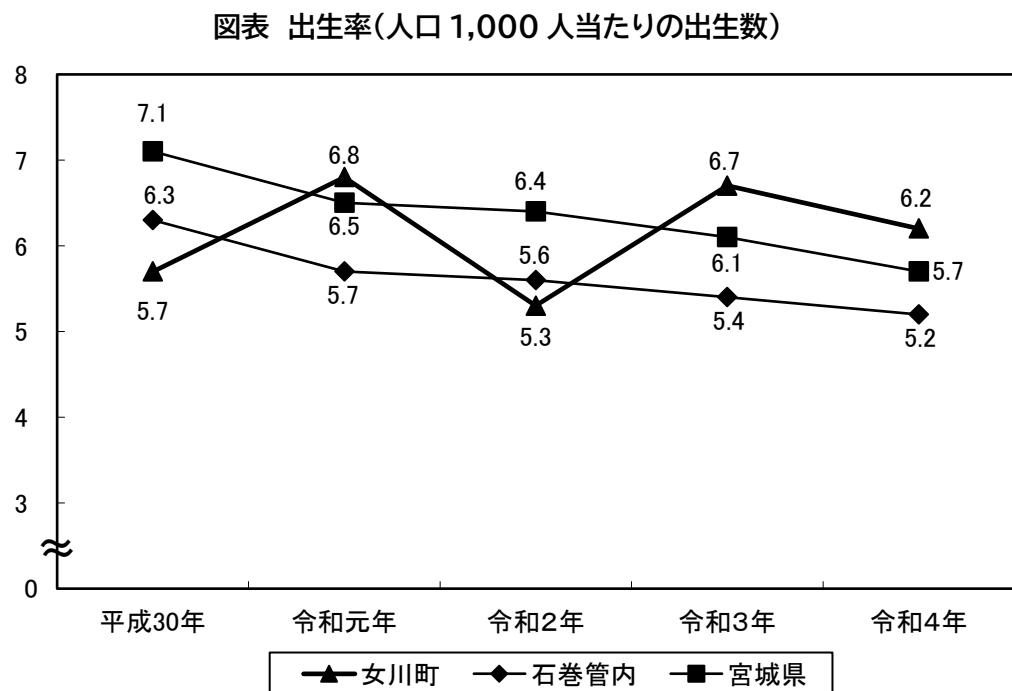
①出生数

本町の出生数(出生届時に本町に住民登録をした人数)は、平成30年以降、30～40人前後で推移していましたが、令和5年は30人を下回り、27人となっています。



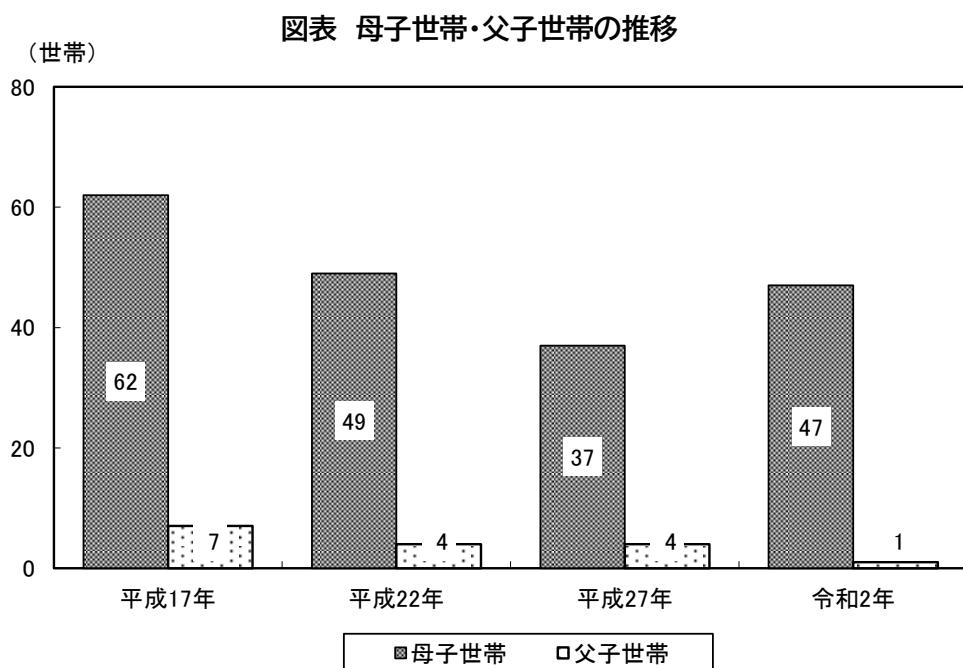
②出生率

本町の出生率(人口1,000人当たりの出生数)は、令和4年で6.2となっており、宮城県、石巻管内を上回っています



(4)母子世帯・父子世帯の推移

本町の母子世帯は平成17年から平成27年まで減少傾向にありましたが、令和2年にかけて増加し、47世帯となっています。父子世帯は平成27年から減少し、令和2年は1世帯となっています。



資料:国勢調査

※母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯
※父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

(5)母子保健の現状

①妊娠時の健康状態

妊娠前の体格が低体重や肥満の方、喫煙や飲酒をしている方は一定数います。

◆妊娠前の体格 (%)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
低体重	7.9	12.2	8.3	14.3	8.7
普通体重	71.1	75.6	75.0	74.3	73.9
肥満	21.0	12.2	16.7	11.4	17.4

◆妊娠時の喫煙率 (%)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠時の喫煙率	2.4	7.9	5.4	2.7	0.0

◆妊娠時の飲酒率 (%)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠時の飲酒率	0.0	2.6	0.0	2.7	3.3

資料:女川町健康福祉課資料

②乳幼児健診受診率

乳幼児健診は、2か月児健診と8～9か月児健診を除いて9割以上の受診率となっています。

	(%)				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2か月児健診	95.1	77.1	72.9	88.9	96.3
3～4か月児健診	100.0	100.0	97.4	100.0	100.0
6か月児育児教室	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
8～9か月児健診	71.1	60.0	59.3	72.1	81.6
1歳児育児教室	100.0	102.4	95.6	100.0	103.1
1歳6か月児健診	97.3	97.3	97.6	97.3	100.0
2歳児歯科健診	100.0	97.2	97.3	100.0	100.0
3歳児健診	97.7	100.0	95.1	96.8	100.0

資料:女川町健康福祉課資料

③3歳児健診体格(肥満度)

令和5年度は、全員が肥満度はふつうでした。他の年度もややふとりすぎ、ふとりすぎはいませんでした。

	(%)				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
やせすぎ	0.0	0.0	2.5	3.1	0.0
やせ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ふつう	97.6	96.7	92.5	87.5	100.0
ふとりぎみ	2.4	3.3	5.0	9.4	0.0
ややふとりすぎ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ふとりすぎ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料:女川町健康福祉課資料

④むし歯有病率

むし歯有病率は、徐々に減少してきています。

	1歳6か月児健診			2歳児 歯科健診	3歳児健診		
	女川町	宮城県	全国		女川町	女川町	宮城県
令和元年度	0.0	1.4	1.0	20.0	19.1	16.1	11.9
令和2年度	0.0	1.6	1.1	11.4	36.7	15.4	11.8
令和3年度	0.0	0.9	0.8	8.3	17.5	12.6	10.2
令和4年度	0.0	0.8	0.7	2.4	18.8	10.9	8.6
令和5年度	0.0			8.6	10.8		

資料:女川町健康福祉課資料

⑤就寝時間

午後10時以降の就寝の割合は、3～4か月児では減少していますが、3歳児では増加しています。

◆3～4か月児健診

(%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
午後8時前	4.9	5.3	8.1	5.3	6.7
午後8時～10時	70.7	57.9	70.3	81.6	80.0
午後10時以降	24.4	36.8	21.6	13.1	13.3

◆3歳児健診

(%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
午後8時前	2.4	0.0	5.0	0.0	2.6
午後8時～10時	90.5	90.0	87.5	84.4	81.6
午後10時以降	7.1	10.0	7.5	15.6	15.8

資料：女川町健康福祉課資料

⑥スマートフォン利用率

スマートフォン利用率は、3～4か月児、1歳6か月児ともに減少してきていますが、1歳6か月児では、令和5年度で37.5%となっています。

◆3～4か月児健診

(%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用している	14.6	18.4	8.1	2.6	0.0

◆1歳6か月児健診

(%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用している	50.0	44.4	36.6	29.7	37.5

資料：女川町健康福祉課資料

⑦育児期間中の両親の喫煙率

育児期間中の両親の喫煙率は、全年齢で減少傾向にありますが、3歳児健診時に一番多い状況が続いている。

		(%)				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
父	3～4か月児健診	51.2	52.6	32.4	37.8	31.0
	1歳6か月児健診	47.2	44.5	42.5	38.9	32.1
	3歳児健診	38.1	50.0	25.6	36.7	47.1
母	3～4か月児健診	7.3	13.2	10.8	8.1	3.3
	1歳6か月児健診	13.9	13.9	15.0	2.8	9.7
	3歳児健診	9.5	23.3	15.4	13.3	16.2

資料：女川町健康福祉課資料

⑧小児生活習慣病予防健診結果

健診結果では、基準範囲の方は少なく、要生活改善と要保健指導の方が多い状況が続いている。

		受診率	健診結果				
令和 元年度	小学5年生		基準範囲	要生活改善	要保健指導	要精密検査	要治療継続
	中学2年生	73.5	20.0	32.0	40.0	4.0	4.0
令和 2年度	小学5年生	83.3	10.0	33.3	40.0	16.7	0.0
	中学2年生	77.8	17.9	35.7	32.1	14.3	0.0
令和 3年度	小学5年生	84.8	3.6	39.3	46.4	10.7	0.0
	中学2年生	71.4	8.0	24.0	36.0	32.0	0.0
令和 4年度	小学5年生	94.7	8.3	58.3	27.8	5.6	0.0
	中学2年生	83.3	4.0	40.0	36.0	20.0	0.0
令和 5年度	小学5年生	90.3	17.9	14.3	57.1	10.7	0.0
	中学2年生	82.1	9.4	21.9	50.0	18.9	0.0

資料：女川町健康福祉課資料

⑨小児生活習慣病予防健診体格

肥満の割合は、小学5年生は減少していますが、中学2年生は増加しています。

◆小学5年生

(%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高度やせ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
軽度やせ	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6
普通	71.4	70.0	75.0	77.8	78.6
軽度肥満	10.7	3.3	10.7	11.1	17.8
中等度肥満	14.3	16.7	14.3	11.1	0.0
高度肥満	3.6	10.0	0.0	0.0	0.0

◆中学2年生

(%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高度やせ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
軽度やせ	0.0	0.0	0.0	4.0	0.0
普通	92.0	82.1	92.0	72.0	59.4
軽度肥満	0.0	14.3	8.0	12.0	18.8
中等度肥満	4.0	3.6	0.0	12.0	18.8
高度肥満	4.0	0.0	0.0	0.0	3.0

資料：女川町健康福祉課資料

⑩朝食を毎日食べる子どもの割合

朝食を欠食する子どもは中学生になると増えています。

(%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	91.5	88.7	90.2	92.9	88.1
中学生	77.4	79.8	92.1	82.4	79.8

資料：女川町健康福祉課資料

(6)女川町の子育て支援策の特徴

本町では次のような特徴的な子育て支援策を実施しています。

◆特定不妊治療費助成

医療保険適用外の特定不妊治療を受けるご夫婦に、治療に要する費用の一部助成を行なっています。

◆子育て支援アプリ「おながわすくすぐナビ」

子育て世代に向けて、育児や妊娠、出産におけるサポートを行なうため、子育て支援アプリ「おながわすくすぐナビ」の配信をしています。町の子育てに関する制度を調べることができます、子育て関連の各種イベント情報も配信しています。

◆子ども医療費の助成

世帯所得に関わらず、0歳から18歳到達年度までの児童に係る健康保険適用医療費の一部負担金及び入院時における食事療養費について全額を補助しています。

◆チャイルドシート購入設置奨励事業補助金

6歳未満の児童用にチャイルドシートを購入し、所有する自動車に設置した方に購入額の2分の1以内で助成金を交付しています(上限額は1万5千円)。

◆保育料の減免制度

年齢制限及び所得制限なく、世帯が養育する児童の第2子は保育料の半額を免除、第3子以降は全額を免除しています。

また、ひとり親家庭等で年齢制限及び所得制限なく、世帯が養育する児童の第1子は保育料の半額を免除、第2子以降は全額を免除しています。

◆土曜保育の実施

しおかぜ保育所では土曜保育を実施しています。

◆学校入学等支援事業

町立学校が指定する学校生活に必要な用品(小学校:運動着 中学校:制服、運動着等)を支給しています。

◆学校給食費支援補助金

町立学校に在籍する第2子以降の児童生徒の給食費費用の全額を補助しています。

◆基礎学力充実支援事業補助金

児童生徒の基礎学力の向上のため、漢字検定・英語検定・数学(算数)検定の受験料の一部又は全額を補助しています。

◆外国人外国語指導助手の小・中学校への配置

小学校及び中学校における外国語指導において、外国人の外国語指導助手を配置し、外国語教育の充実を図っています。

◆学習塾代等支援事業補助金

学習塾、家庭教師、通信教育、水泳、ピアノ、習字、そろばん、英会話、スポーツ少年団等においての月謝等を補助しています。

◆学校修学旅行費支援補助金

町立学校に在籍する児童生徒の修学旅行の共通経費を補助しています。

◆高等学校等通学費等補助金

高校生等が自宅から通学、又は下宿などをしている場合、公共交通機関の定期券や下宿費用(部屋代)の負担を補助しています。

2 保護者へのアンケート調査の結果

保護者への意見聴取として、令和5年9月から10月に町内に居住する0～5歳の就学前児童、6～11歳の就学児童(小学生)の保護者を対象に郵送によるアンケート調査を実施しました。次に主な結果を記載します。

※回答は、それぞれの質問の回答者数を基準とした百分率(%)で示しています。それぞれの質問の回答者数は、全体の場合はN(Number of case)、それ以外の場合にはnと表記しています。

※%は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しています。従って、回答の合計が必ずしも100.0%にならない場合(例えば99.9%、100.1%)があります。

(1)子育て世帯の生活の変化

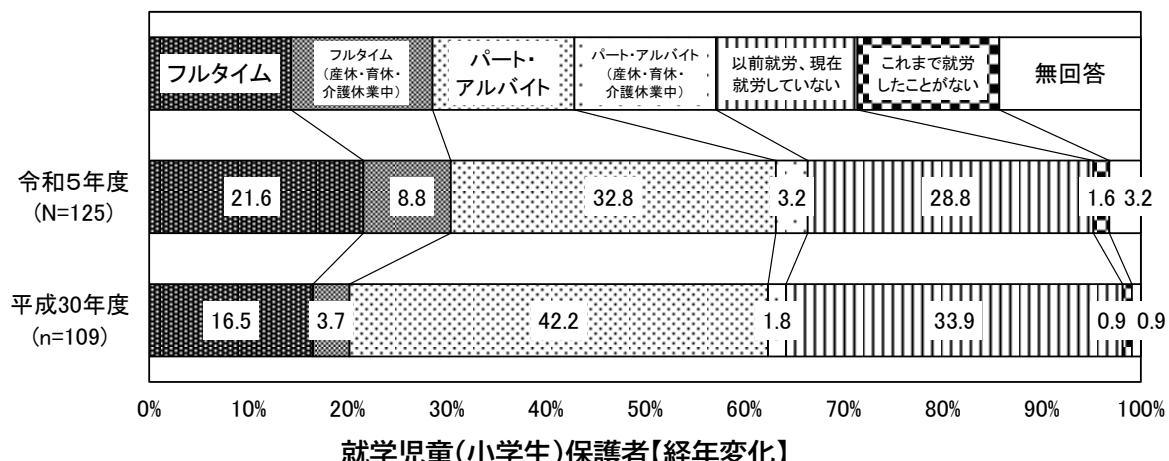
①保護者の働き方の変化

母親の就労状況は、就学前児童保護者では、平成30年度調査から「フルタイム」、「フルタイム(産休・育休・介護休業中)」の割合が高くなり、「パート・アルバイト」、「以前就労、現在就労していない」の割合が低くなっています。

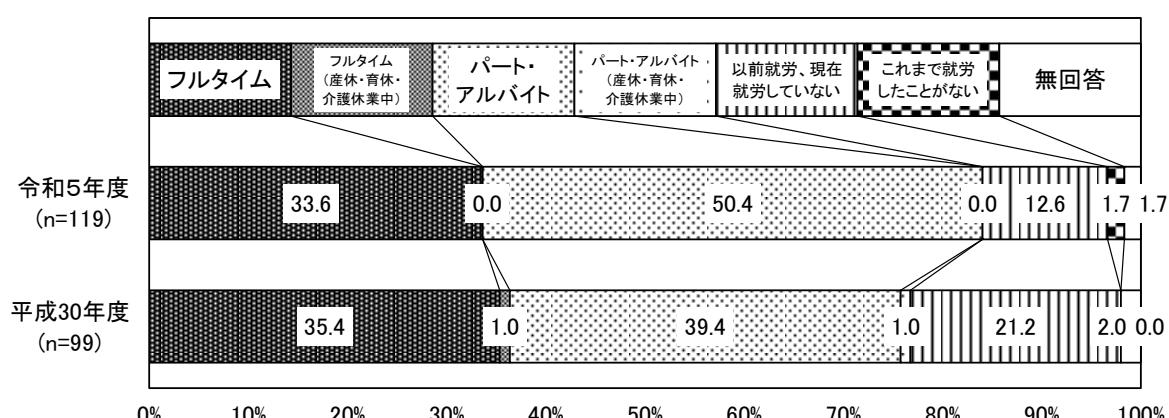
就学児童(小学生)保護者では、平成30年度調査から「パート・アルバイト」の割合が高くなり、「以前就労、現在就労していない」の割合が低くなっています。

図表 母親の就労状況(全体)

就学前児童保護者【経年変化】

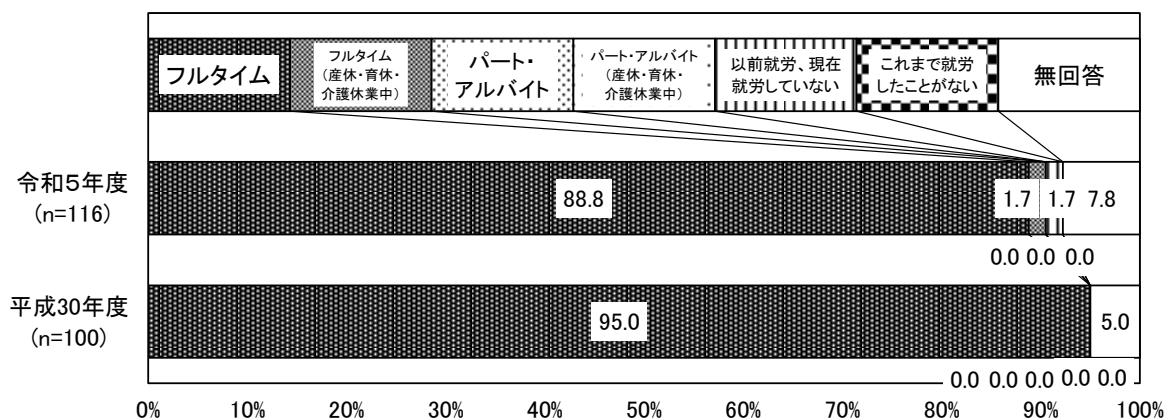


就学児童(小学生)保護者【経年変化】

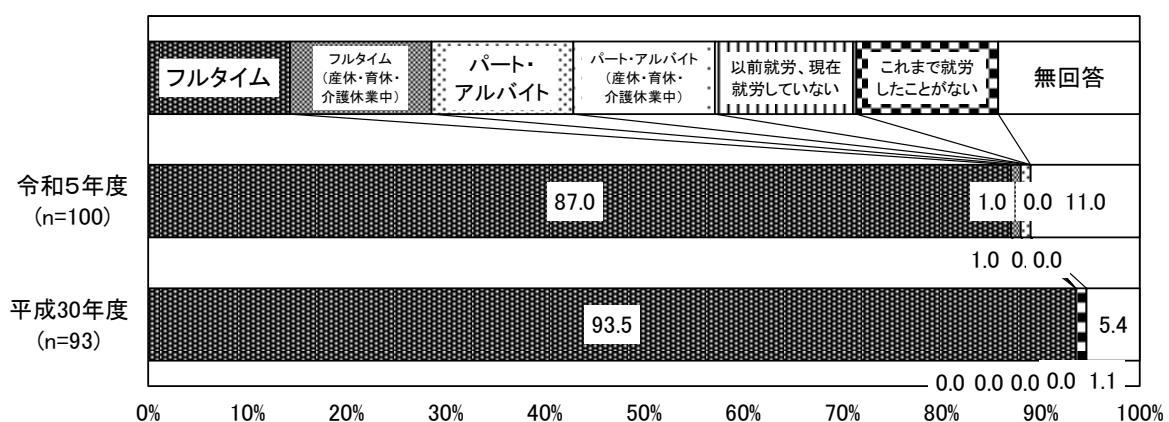


父親の就労状況は、就学前児童保護者、就学児童(小学生)保護者ともに、ほとんどが「フルタイム」となっています。

**図表 父親の就労状況
就学前児童保護者【経年変化】**



就学児童(小学生)保護者【経年変化】

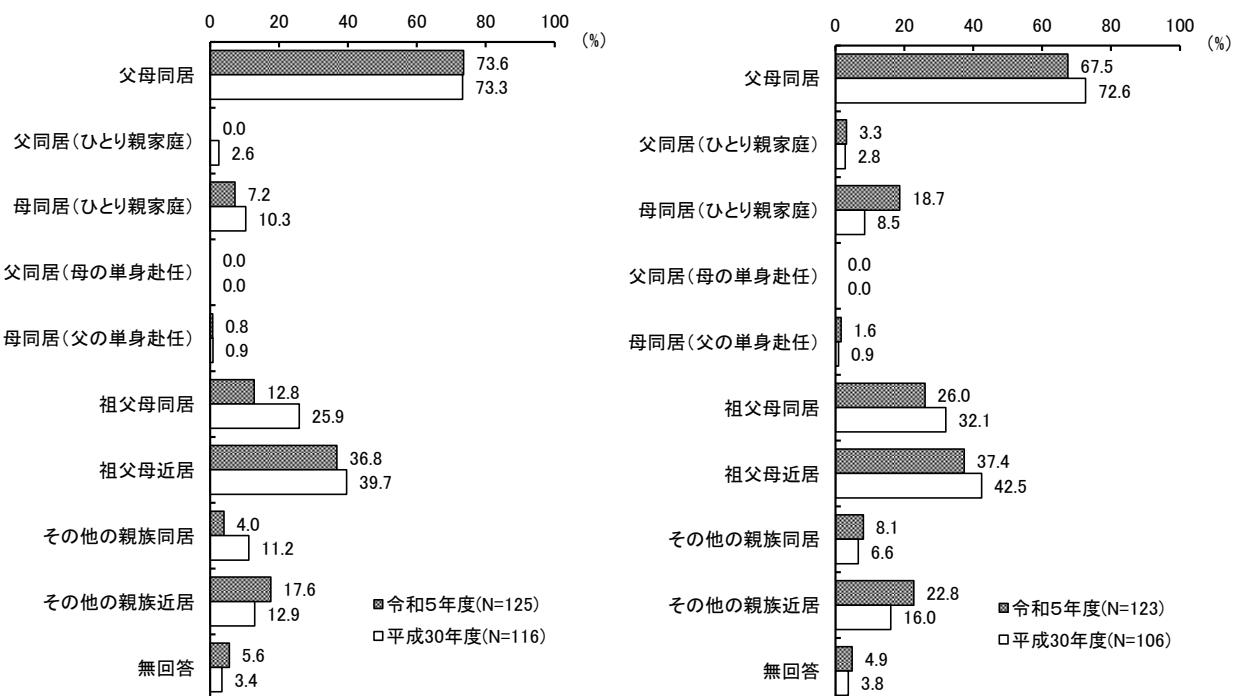


②祖父母の支援の変化

◆父・母・祖父母の同居・近居の状況

同居・近居の状況をたずねたところ、就学前児童保護者、就学児童(小学生)保護者ともに、平成30年度調査から「祖父母同居」、「祖父母近居」の割合がともに低くなっています。

図表 父・母・祖父母の同居・近居の状況(全体:複数回答)
就学前児童保護者【経年変化】 **就学児童(小学生)保護者【経年変化】**

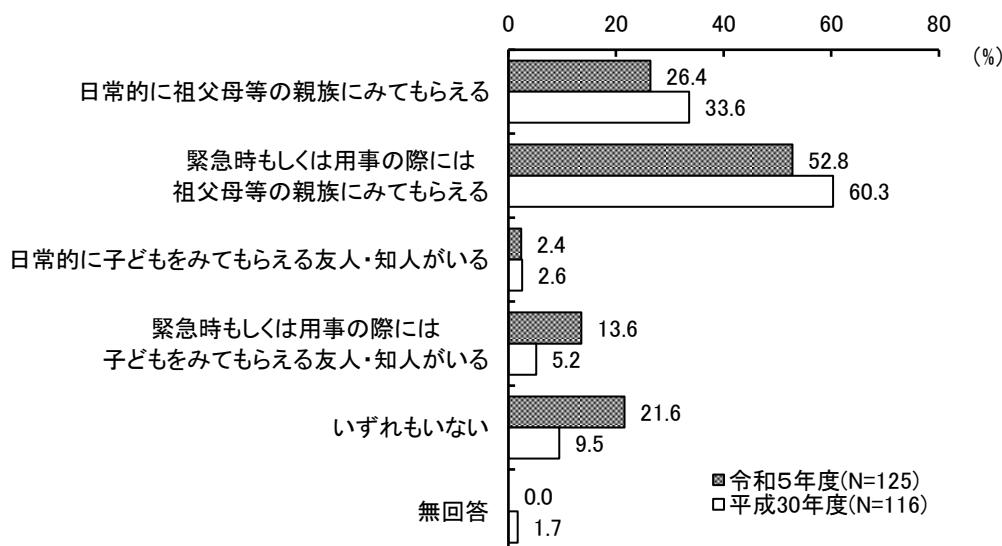


◆日頃、子どもをあずかってくれる人の有無

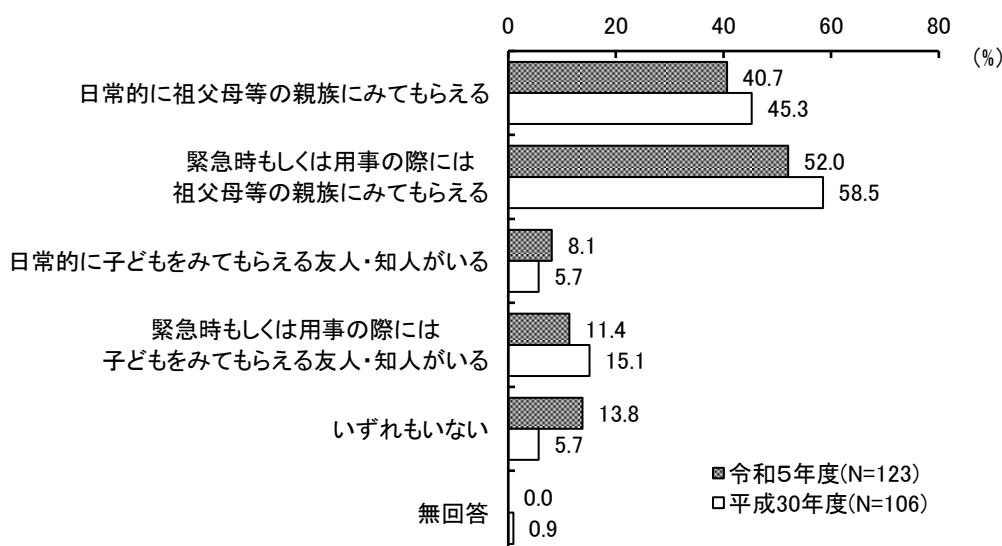
日頃、子どもをあずかってくれる人の有無についてたずねたところ、就学前児童保護者、就学児童(小学生)保護者ともに、平成30年度調査から「いずれもいない」の割合が高くなっています。

図表 日頃、子どもをあずかってくれる人の有無(全体:複数回答)

就学前児童保護者【経年変化】



就学児童(小学生)保護者【経年変化】



(2) 悩みや不安、相談先

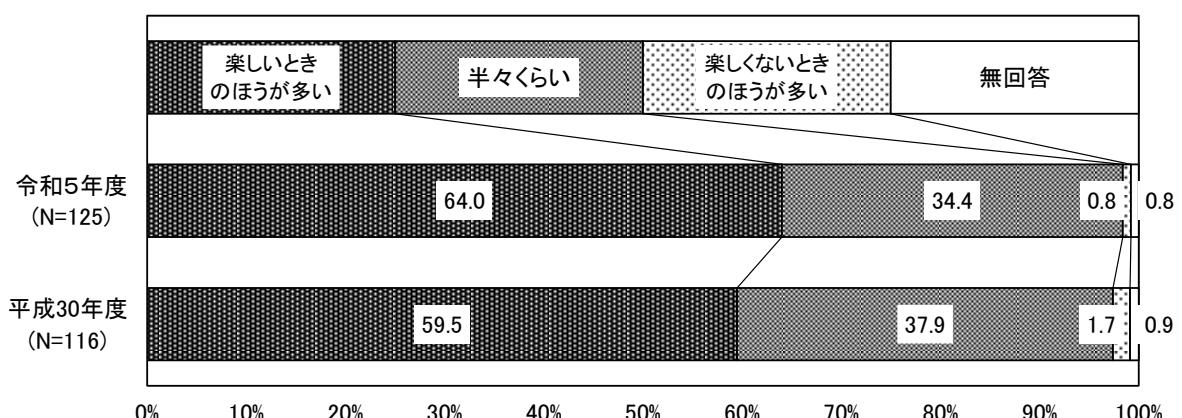
① 子育てを楽しいと感じる程度

子育てを楽しいと感じる程度は、就学前児童保護者では「楽しいときのほうが多い」が64.0%、「半々くらい」が34.4%、「楽しくないときのほうが多い」が0.8%となっています。平成30年度から「楽しいときのほうが多い」の割合が高くなっています。

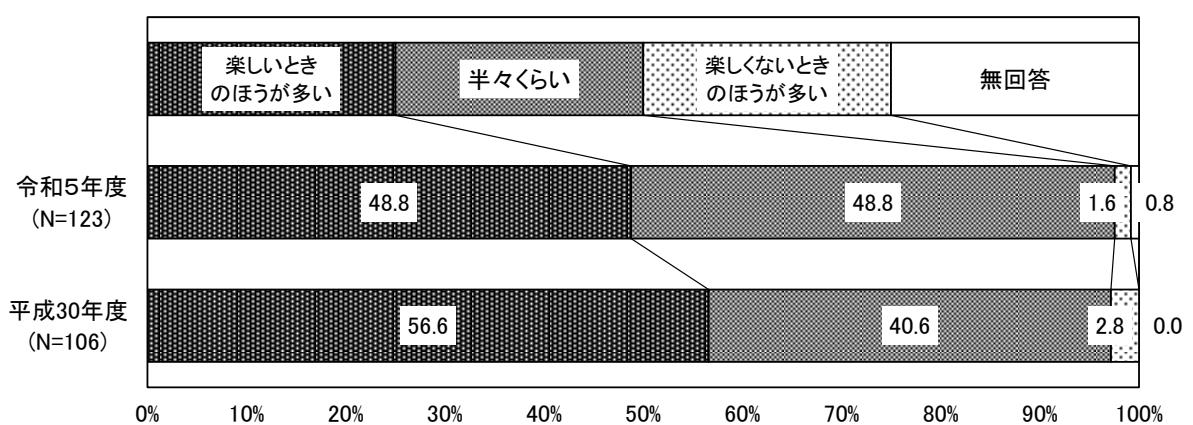
就学児童(小学生)保護者では、「楽しいときのほうが多い」と「半々くらい」が同率で48.8%、「楽しくないときのほうが多い」が1.6%となっています。平成30年度調査から「楽しいときのほうが多い」の割合が低く、「半々くらい」の割合が高くなっています。

図表 子育てを楽しいと感じる程度(全体)

就学前児童保護者【経年変化】



就学児童(小学生)保護者【経年変化】

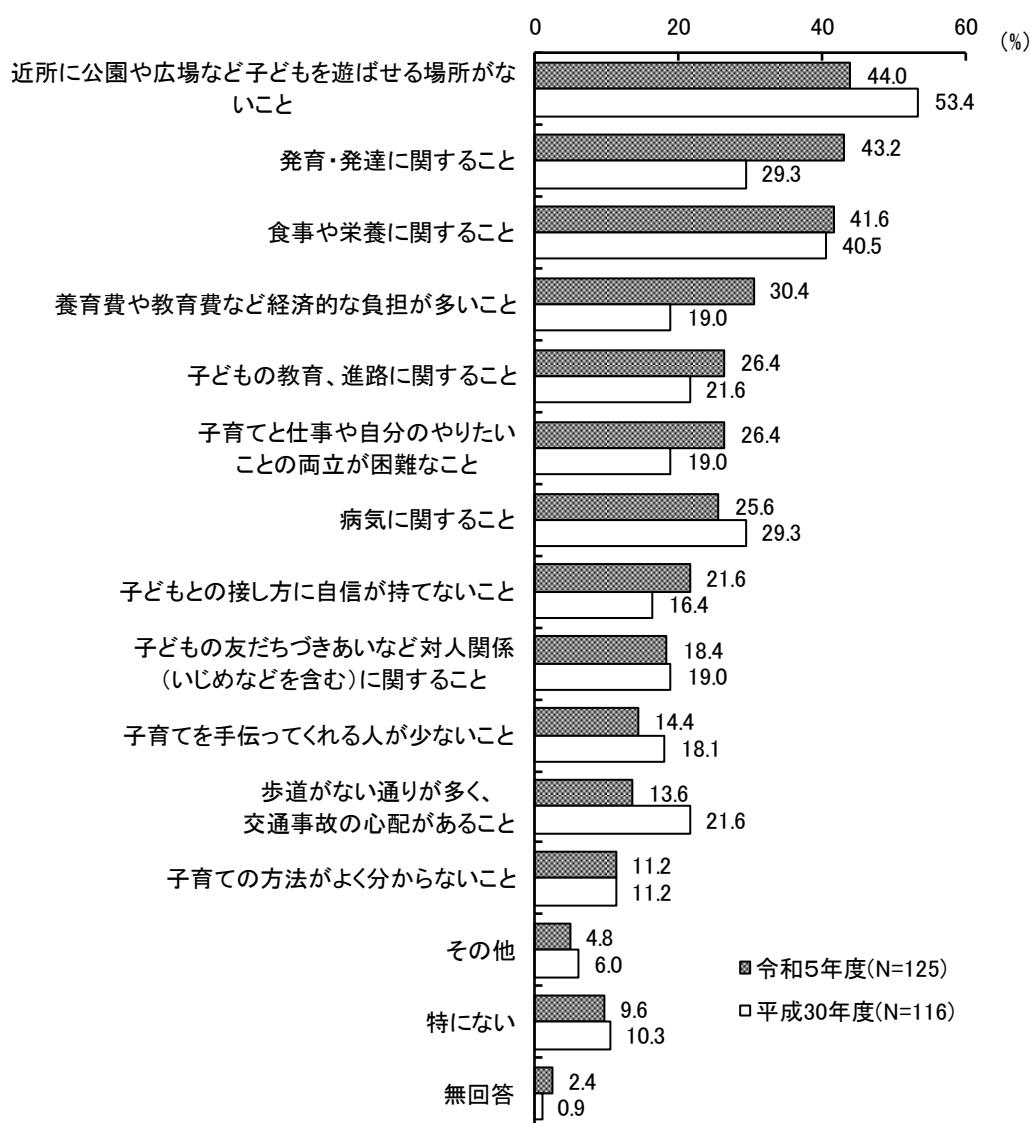


②子育て世帯の悩み

子育てに関して日頃悩んでいること、気になることは、就学前児童保護者では、「近所に公園や広場など子どもを遊ばせる場所がないこと(44.0%)」が最も高く、「発育・発達に関するここと(43.2%)」、「食事や栄養に関するここと(41.6%)」、「養育費や教育費など経済的な負担が多いこと(30.4%)」が続いている。

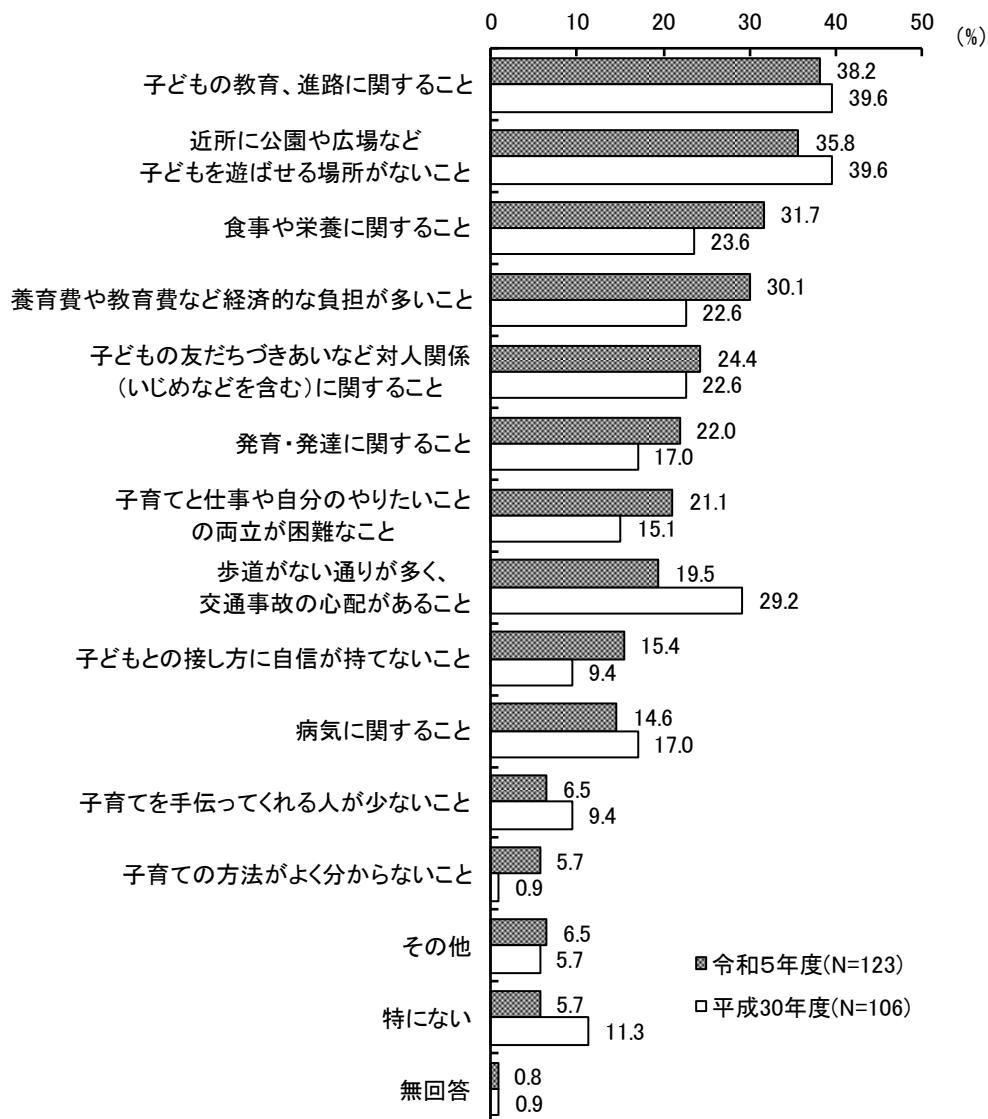
平成30年度調査から、「発育・発達に関するここと」、「養育費や教育費など経済的な負担が多いこと」が10ポイント以上高くなっています。

**図表 子育てに関して日頃悩んでいること、気になること(全体:複数回答)
就学前児童保護者【経年変化】**



子育てに関して日頃悩んでいること、気になることは、就学児童(小学生)保護者では、「子どもの教育、進路に関すること(38.2%)」が最も高く、「近所に公園や広場など子どもを遊ばせる場所がないこと(35.8%)」、「食事や栄養に関すること(31.7%)」、「養育費や教育費など経済的な負担が多いこと(30.1%)」が続いています。

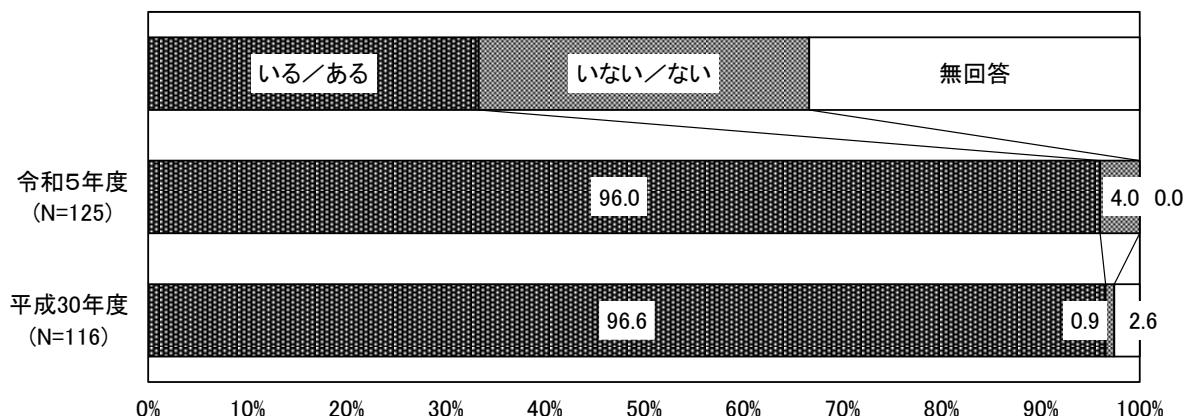
図表 子育てに関して日頃悩んでいること、気になること(全体・複数回答)
就学児童(小学生)保護者【経年変化】



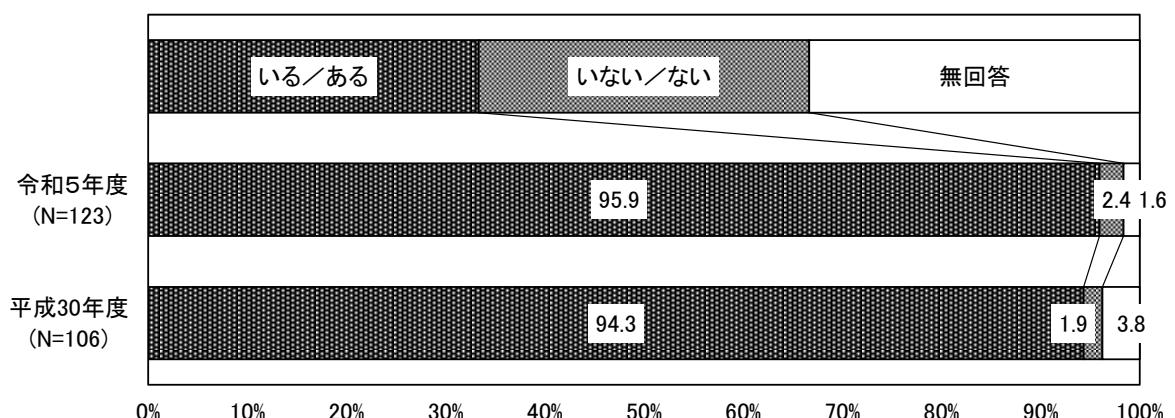
③子育てする上で気軽に相談できる人(場所)の有無、気軽に相談できる先

子育てする上で気軽に相談できる人(場所)の有無は、就学前児童保護者、就学児童(小学生)保護者ともに「いる/ある」が大多数を占めています。

図表 子育てする上で気軽に相談できる人(場所)の有無(全体)
就学前児童保護者【経年変化】



就学児童(小学生)保護者【経年変化】



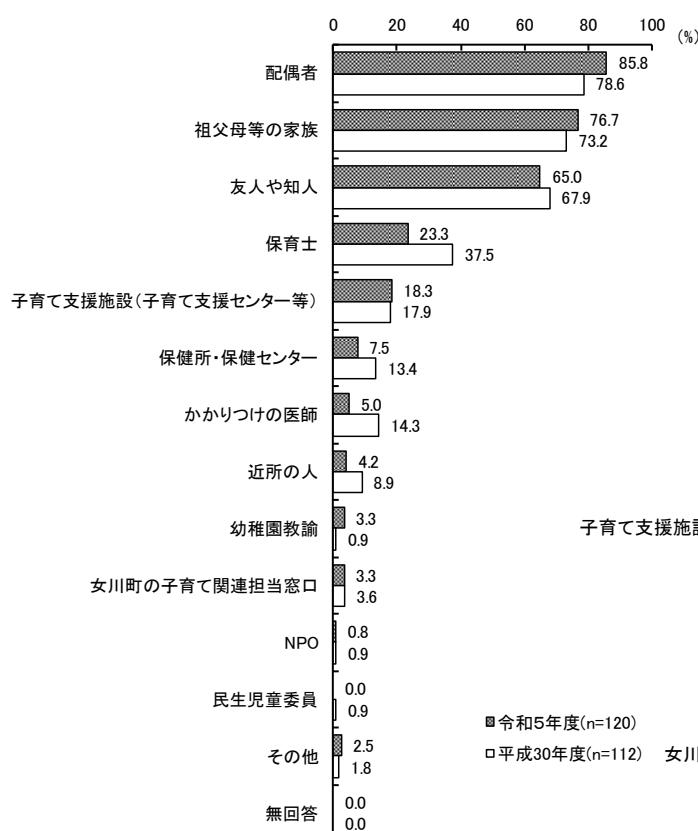
子育てる上で気軽に相談できる人(場所)がいる/あると回答した人に気軽に相談できる先をたずねたところ、就学前児童保護者では、「配偶者(85.8%)」が最も高く、「祖父母等の家族(76.7%)」、「友人や知人(65.0%)」が続いています。

就学児童(小学生)保護者では、「配偶者(71.2%)」が最も高く、「友人や知人(68.6%)」、「祖父母等の家族(66.9%)」が続いています。

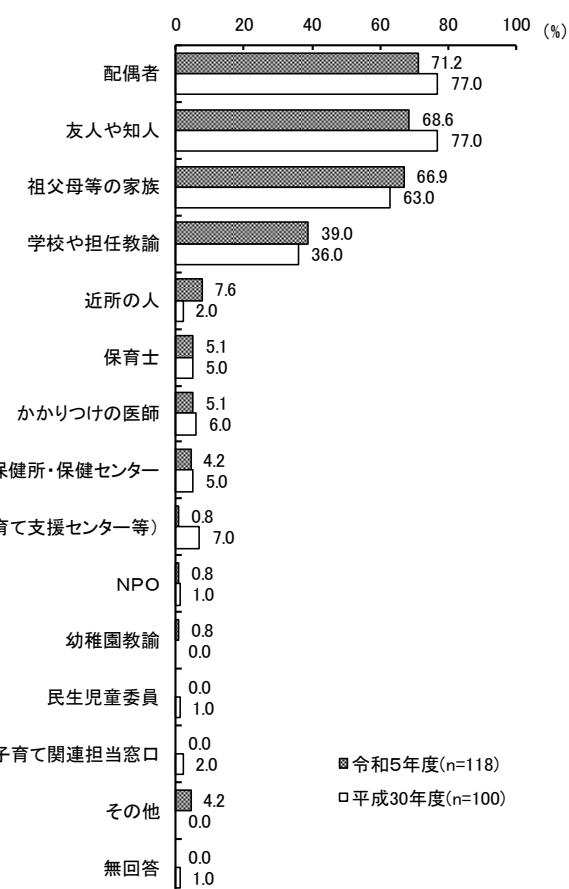
図表 気軽に相談できる先(全体:複数回答)

<子育てる上で気軽に相談できる人(場所)がいる/あると回答した人>

就学前児童保護者【経年変化】



就学児童(小学生)保護者【経年変化】



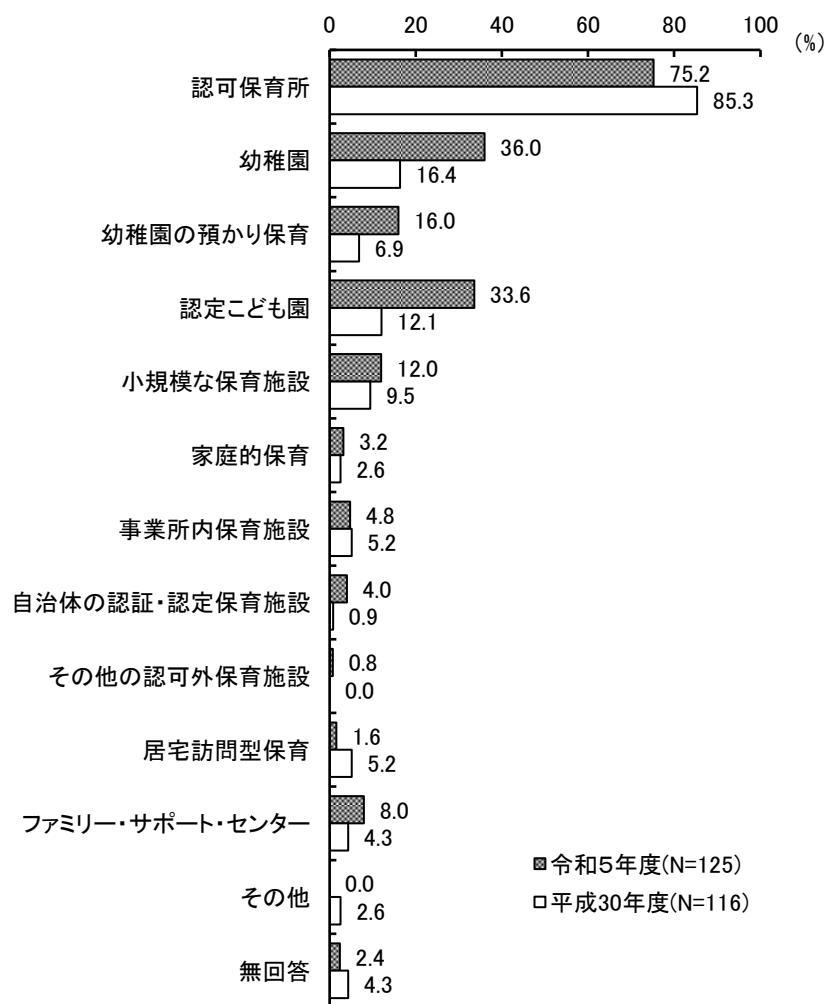
(3)教育・保育サービスの利用意向

①日中の定期的な教育・保育事業の利用希望

就学前児童保護者の定期的に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所(75.2%)」が最も高く、「幼稚園(36.0%)」、「認定こども園(33.6%)」の順となっています。

平成30年度調査から、「認可保育所」の割合が低くなり、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」の割合が高くなっています。

図表 定期的な教育・保育事業の利用希望(全体:複数回答) 就学前児童保護者【経年変化】



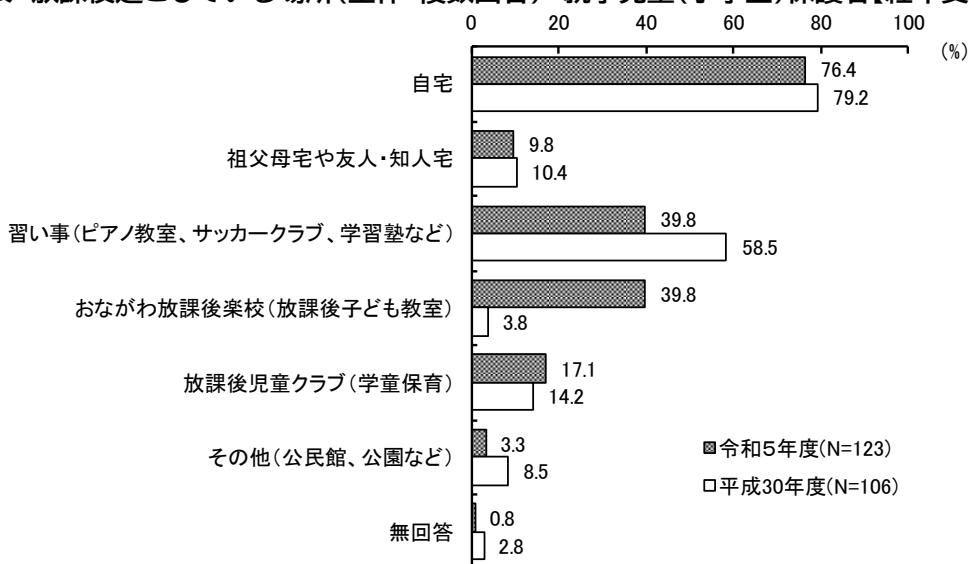
②放課後の居場所の現状・希望

就学児童(小学生)保護者の放課後過ごしている場所は、「自宅(76.4%)」が最も高く、「習い事(39.8%)」と「おながわ放課後楽校(放課後子ども教室)(39.8%)」が同率で続いています。

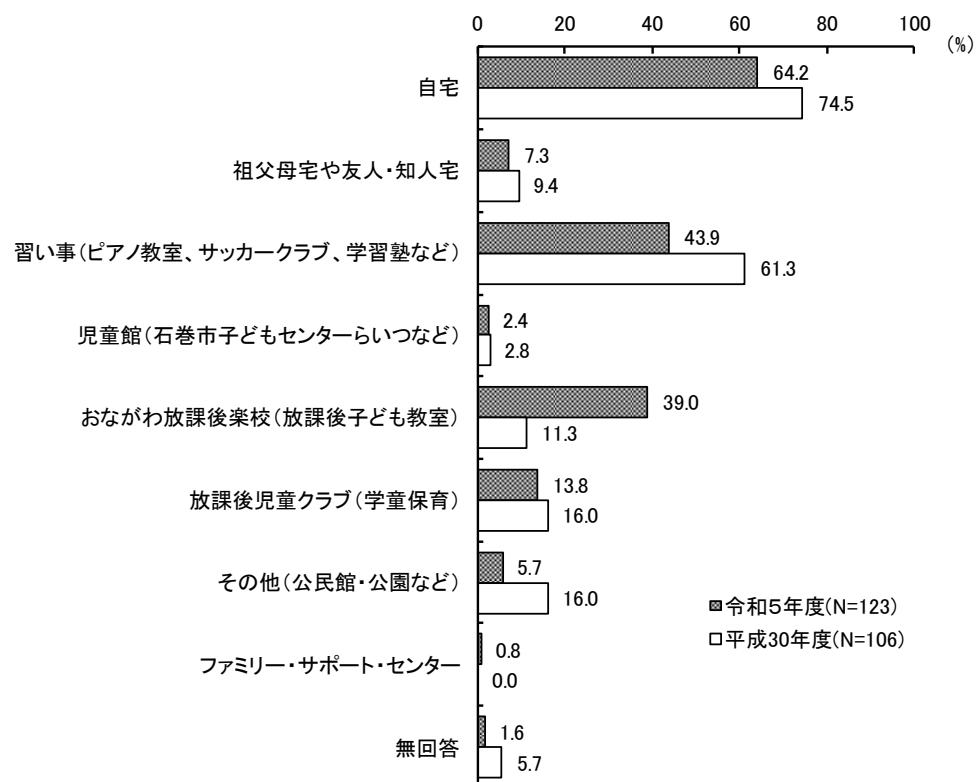
放課後過ごさせたい場所は、「自宅(64.2%)」が最も高く、「習い事(43.9%)」、「おながわ放課後楽校(放課後子ども教室)(39.0%)」が続いています。

過ごしている場所、過ごさせたい場所ともに、平成30年度調査から、「習い事」の割合が低くなり、「おながわ放課後楽校(放課後子ども教室)」の割合が高くなっています。

図表 放課後過ごしている場所(全体:複数回答) 就学児童(小学生)保護者【経年変化】



図表 放課後過ごさせたい場所(全体:複数回答) 就学児童(小学生)保護者【経年変化】



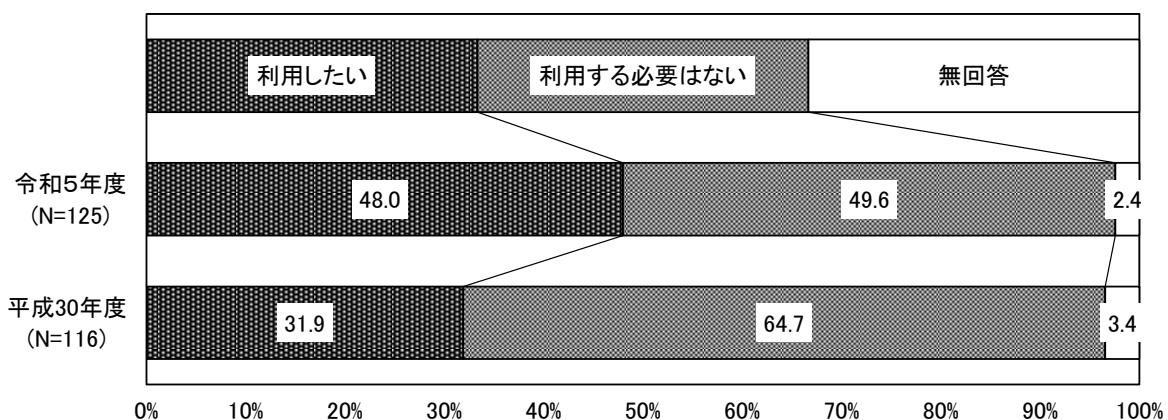
③一時預かりの利用意向・利用目的

一時預かりの今後の利用希望の有無は、就学前児童保護者では、「利用したい」が48.0%であり、平成30年度調査から割合が高くなっています。

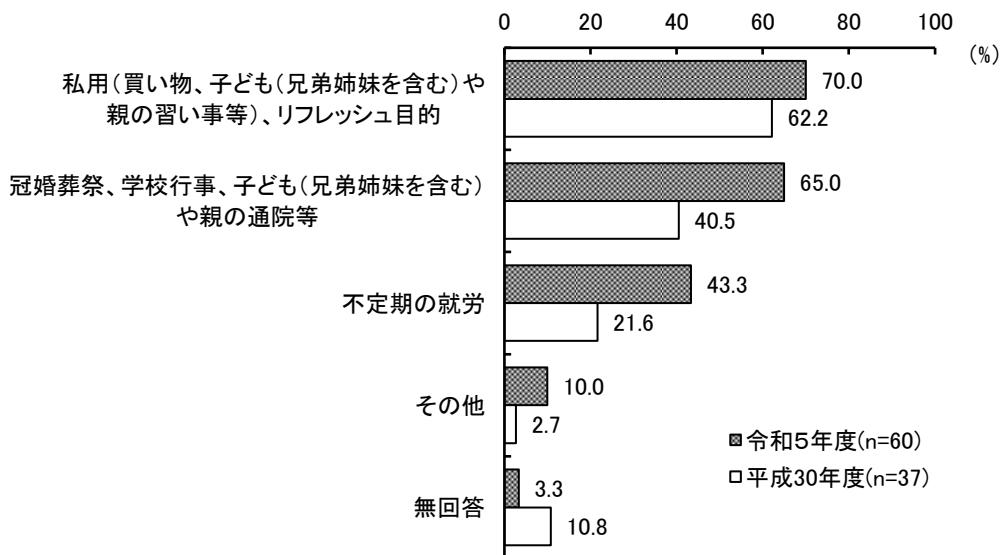
一時預かりの利用を希望する人に目的についてたずねたところ、「私用、リフレッシュ目的(70.0%)」が最も高く、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等(65.0%)」、「不定期の就労(43.3%)」が続いています。

図表 一時預かりの今後の利用希望の有無(全体)

就学前児童保護者【経年変化】



図表 利用目的(全体:複数回答)<一時預かりの利用希望がある人>
就学前児童保護者【経年変化】

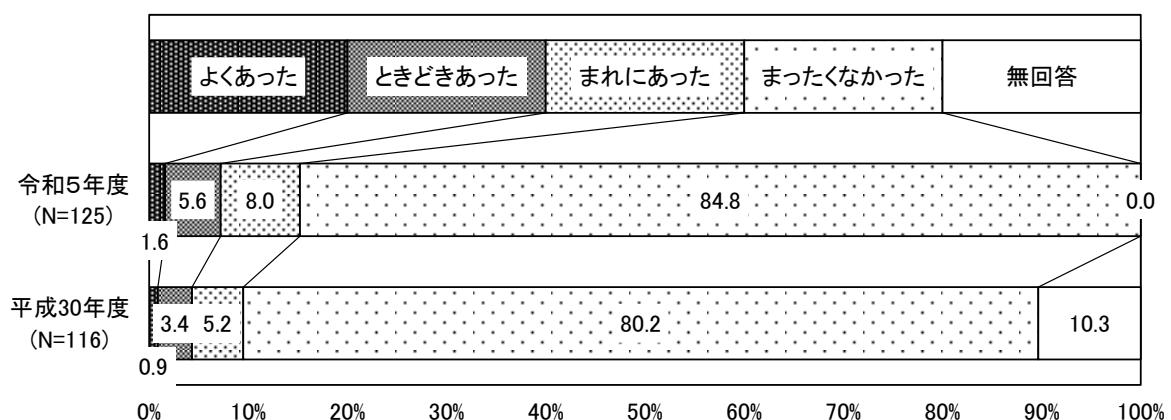


(4) 経済的困窮経験

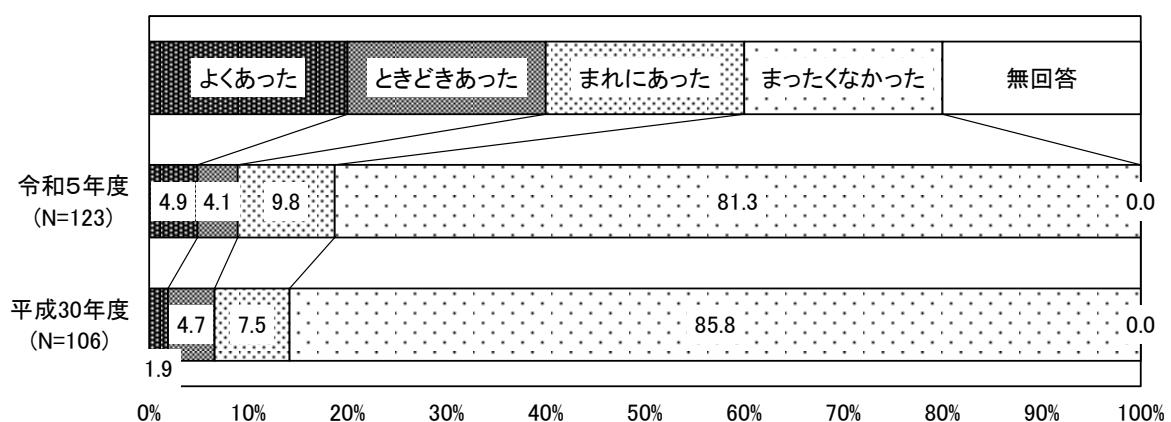
経済的な理由で食料を買えなかった経験は、就学前児童保護者、就学児童(小学生)保護者ともに、平成30年度調査から『あった(「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」の合計)』の割合が高くなっています(就学前児童保護者:9.5%→15.2%、就学児童(小学生)保護者:14.1%→18.8%)。

図表 経済的な理由で食料を買えなかった経験(全体)

就学前児童保護者【経年変化】



就学児童(小学生)保護者【経年変化】



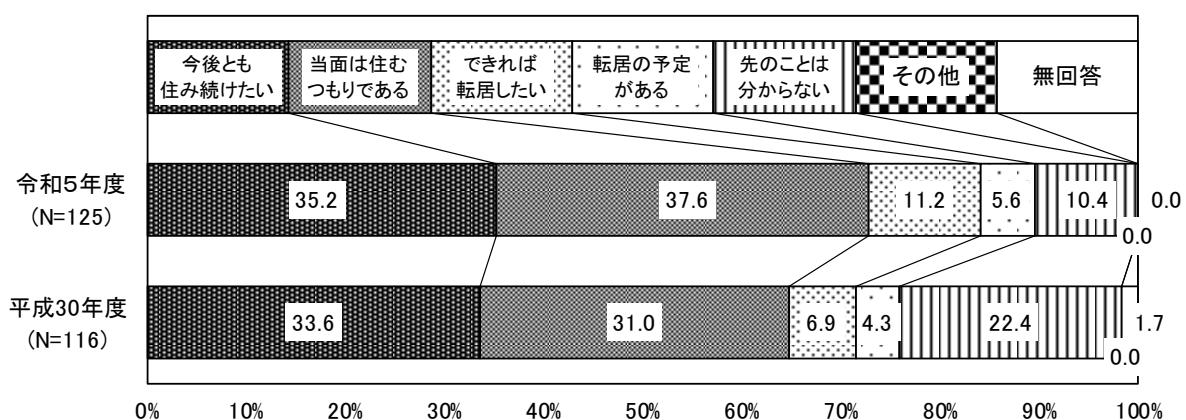
(5)女川町への居住継続意向

本町への居住継続意向は、就学前児童保護者では、「当面は住むつもりである」が37.6%で最も高く、「今後とも住み続けたい」が35.2%で続いている。平成30年度調査と比較すると、「先のことは分からない」の割合が低くなっています。

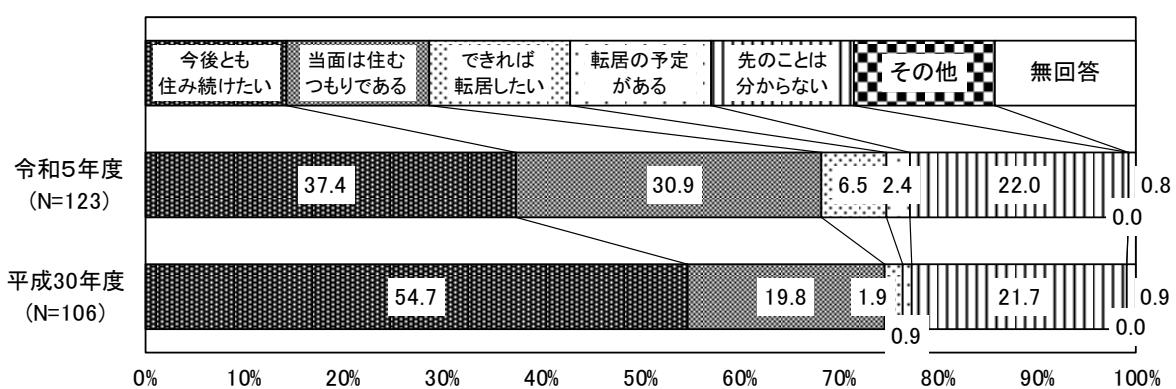
就学児童(小学生)保護者では、「今後とも住み続けたい」が37.4%で最も高く、「当面は住むつもりである」が30.9%で続いている。平成30年度調査と比較すると、「今後とも住み続けたい」の割合が低くなっています。

図表 女川町への居住継続意向(全体)

就学前児童保護者【経年変化】



就学児童(小学生)保護者【経年変化】



3 子ども・若者への意見聴取の結果

子どもへの意見聴取として、令和5年9月～10月に町内に居住する中学生・高校生世代を対象に郵送によるアンケート調査を実施するとともに、令和6年6月に女川小学校に通う小学5・6年生、中学生・高校生（女川向学館利用者、女川町ジュニア・リーダーサークル「うみねこ」参加者）を対象に、ヒアリング調査（事前にアンケート）を実施しました。

また、若者の意見として、令和5年8月～9月に18歳以上の町民を対象に実施した「地域生活に関する調査」の若者（18～29歳）の結果をまとめました。次に主な結果を記載します。

※%は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しています。従って、回答の合計が必ずしも100.0%にならない場合（例えば99.9%、100.1%）があります。

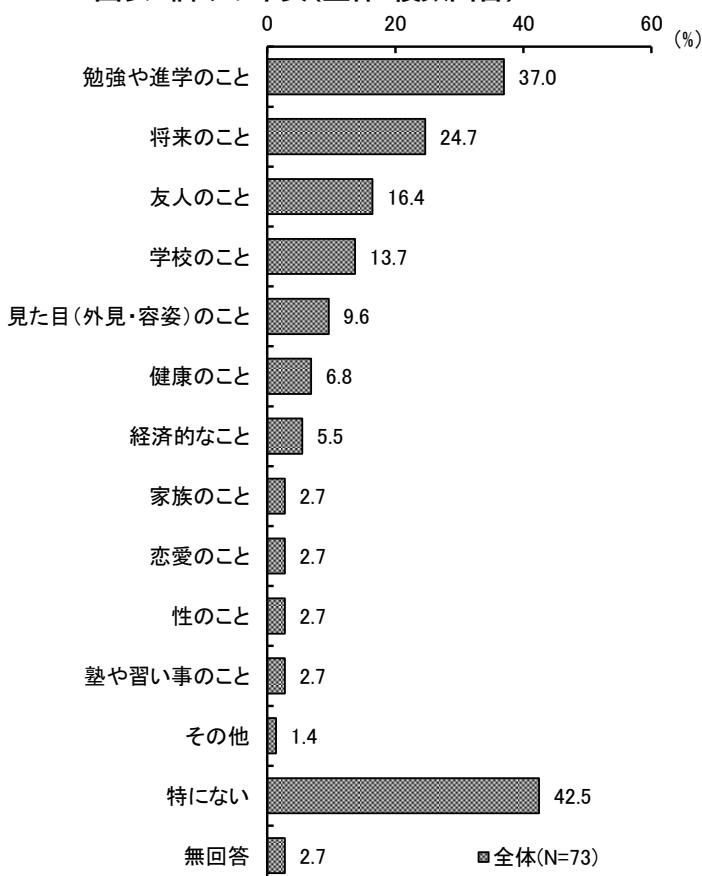
（1）中学生・高校生世代へのアンケート調査の結果

①悩み、悩みを聞いてくれる人

◆悩みや不安

悩みや不安が「特にない」が42.5%となっています。悩みや不安の内容では、「勉強や進学のこと（37.0%）」が最も高く、「将来のこと（24.7%）」、「友人のこと（16.4%）」、「学校のこと（13.7%）」が続いています。

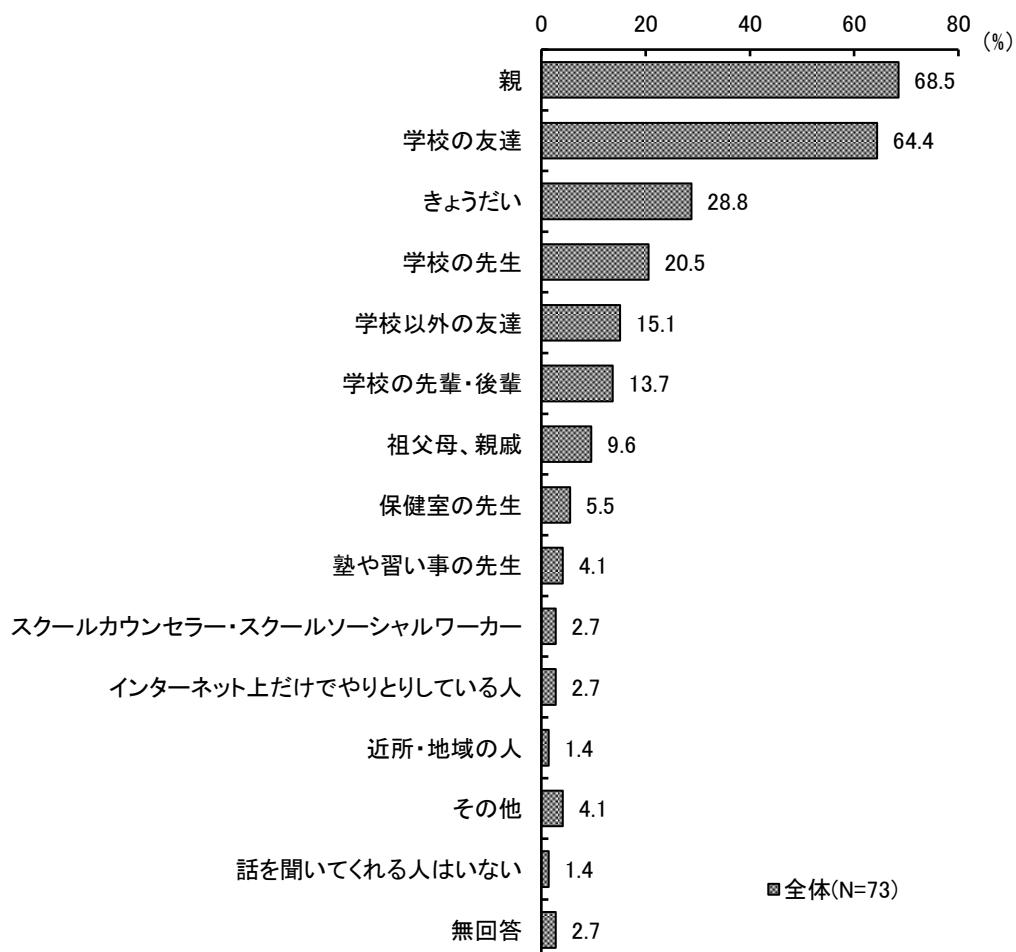
図表 悩みや不安（全体：複数回答）



◆悩みや不安、困っていることなど話を聞いてくれる人

悩みや不安、困っていることなど話を聞いてくれる人は、「親(68.5%)」と「学校の友達(64.4%)」が60%台で高くなっています、「きょうだい(28.8%)」、「学校の先生(20.5%)」が続いています。

図表 悩みや不安、困っていることなど話を聞いてくれる人(全体・複数回答)

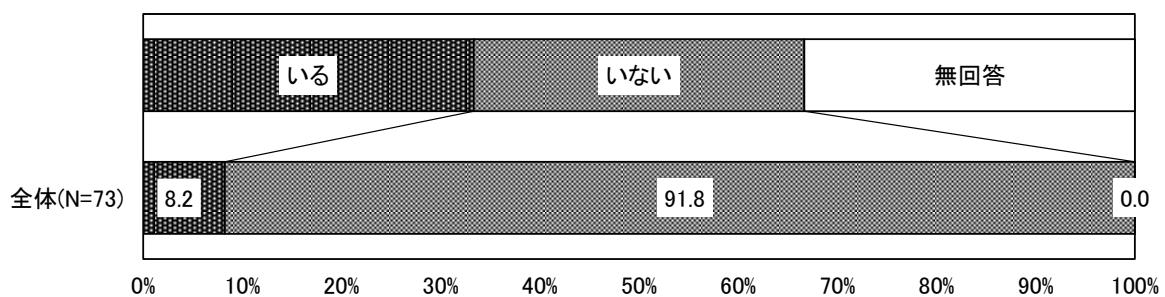


②家族の世話(ヤングケアラー)

◆家族の中でお世話をしている人の有無

家族の中でお世話をしている人の有無は、「いる」が8.2%(73人中6人)となっていま
す。

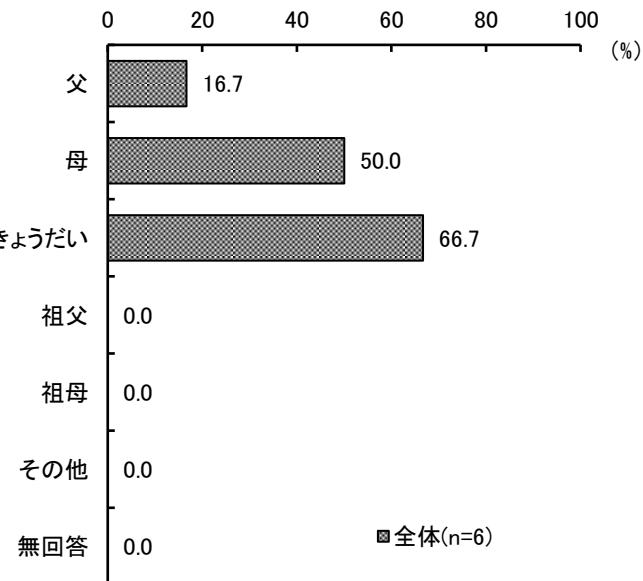
図表 家族の中でお世話をしている人の有無(全体)



◆お世話をしている人

家族の中でお世話をしている人がいると回答した6人に、お世話をしている人が誰かを
たずねたところ、「きょうだい(66.7%)」が最も高く、「母(50.0%)」、「父(16.7%)」が続
いています。

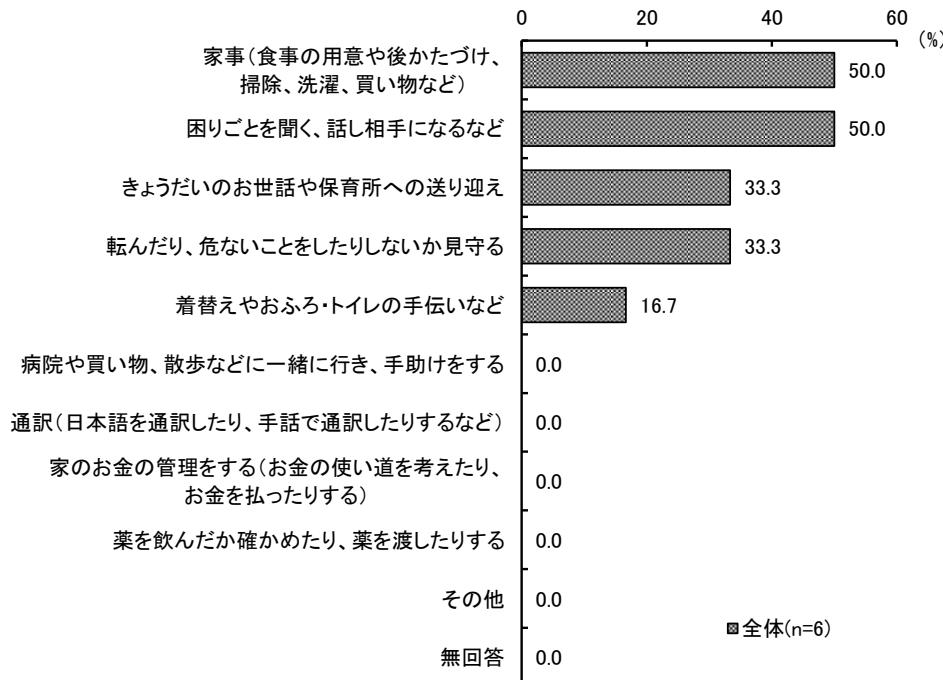
図表 お世話をしている人(全体:複数回答)
<家族の中でお世話をしている人がいると回答した人>



◆お世話の内容

家族の中でお世話をしている人がいると回答した6人に、お世話の内容をたずねたところ、「家事(食事の用意や後かたづけ、掃除、洗濯、買い物など)(50.0%)」、「困りごとを聞く、話し相手になるなど(50.0%)」が同率で最も高くなっています。

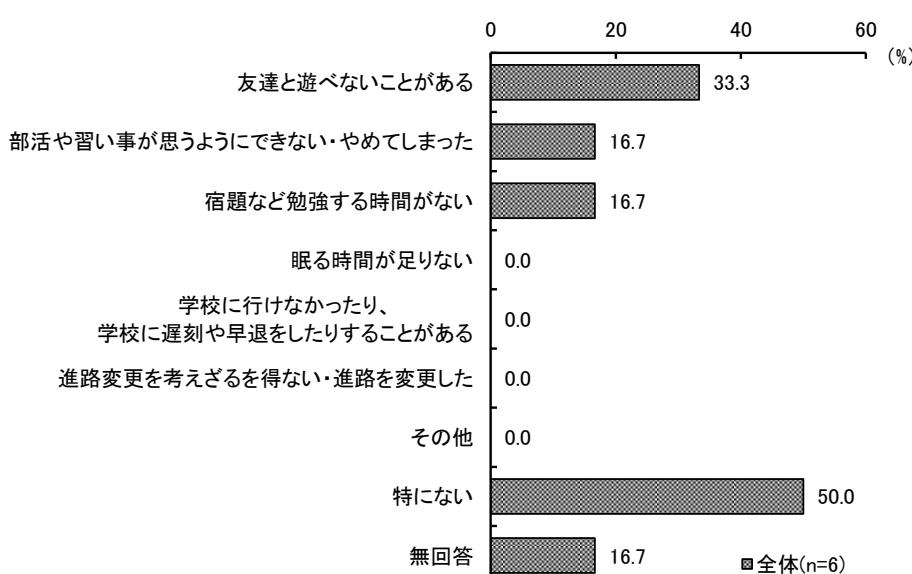
図表 お世話の内容(全体:複数回答)
<家族の中でお世話をしている人がいると回答した人>



◆お世話の生活への影響

家族の中でお世話をしている人がいると回答した6人に、お世話の生活への影響をたずねたところ、「特にない」が50.0%であり、影響では「友達と遊べないことがある(33.3%)」が最も高くなっています。

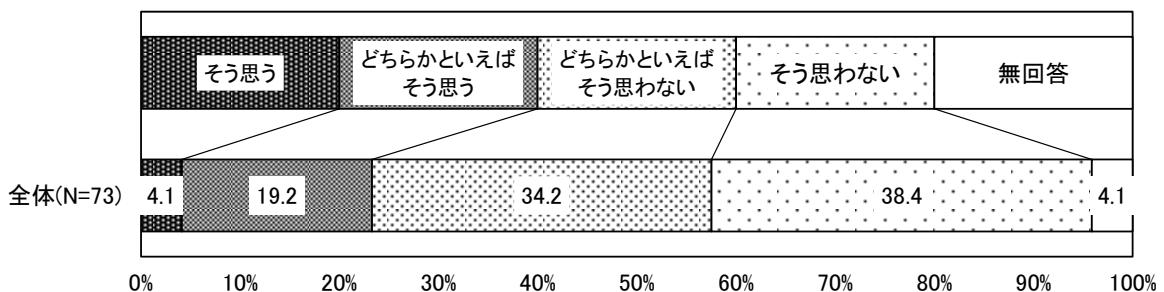
図表 お世話の生活への影響(全体:複数回答)
<家族の中でお世話をしている人がいると回答した人>



③女川町へ意見を伝える機会への参加意向

本町へ意見を伝える機会への参加意向は、「そう思う(4.1%)」と「どちらかといえばそう思う(19.2%)」を合計すると、23.3%に参加意向があります。

図表 女川町へ意見を伝える機会への参加意向(全体)

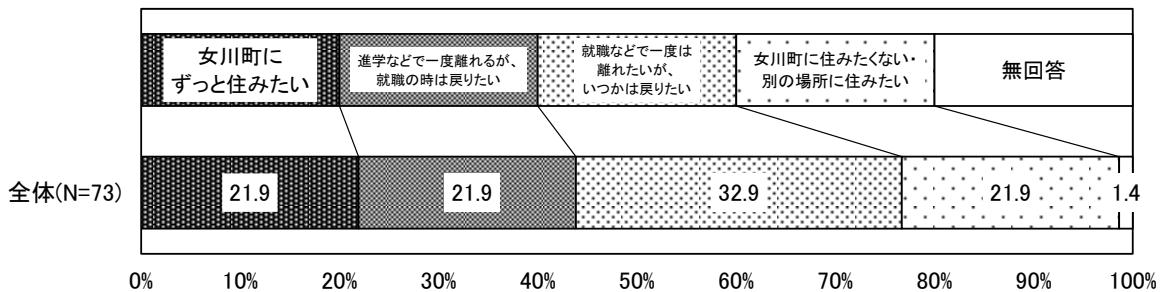


④女川町への思い

◆女川町への将来居住意向

本町への将来居住意向は、「就職などで一度は離れたいが、いつかは戻りたい(32.9%)」が最も高く、「女川町にずっと住みたい(21.9%)」、「進学などで一度離れるが、就職の時は戻りたい(21.9%)」、「女川町に住みたくない・別の場所に住みたい(21.9%)」が同率となっています。

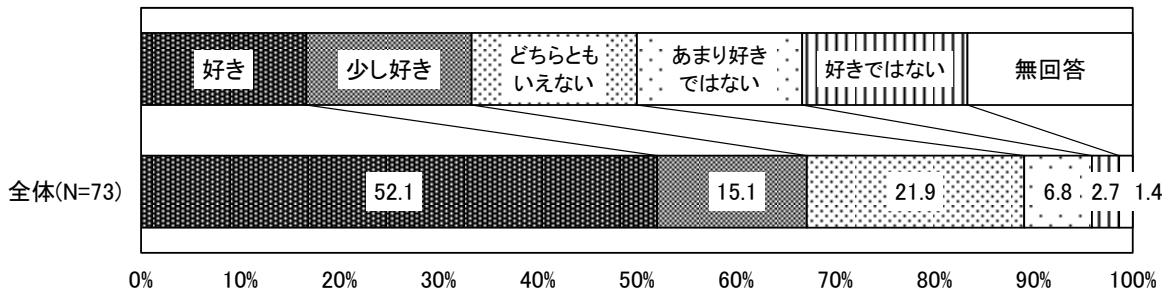
図表 女川町への将来居住意向(全体)



◆女川町が好きか

本町が好きかは、「好き(52.1%)」が半数を超えており、「少し好き(15.1%)」と合計すると、67.2%となっています。

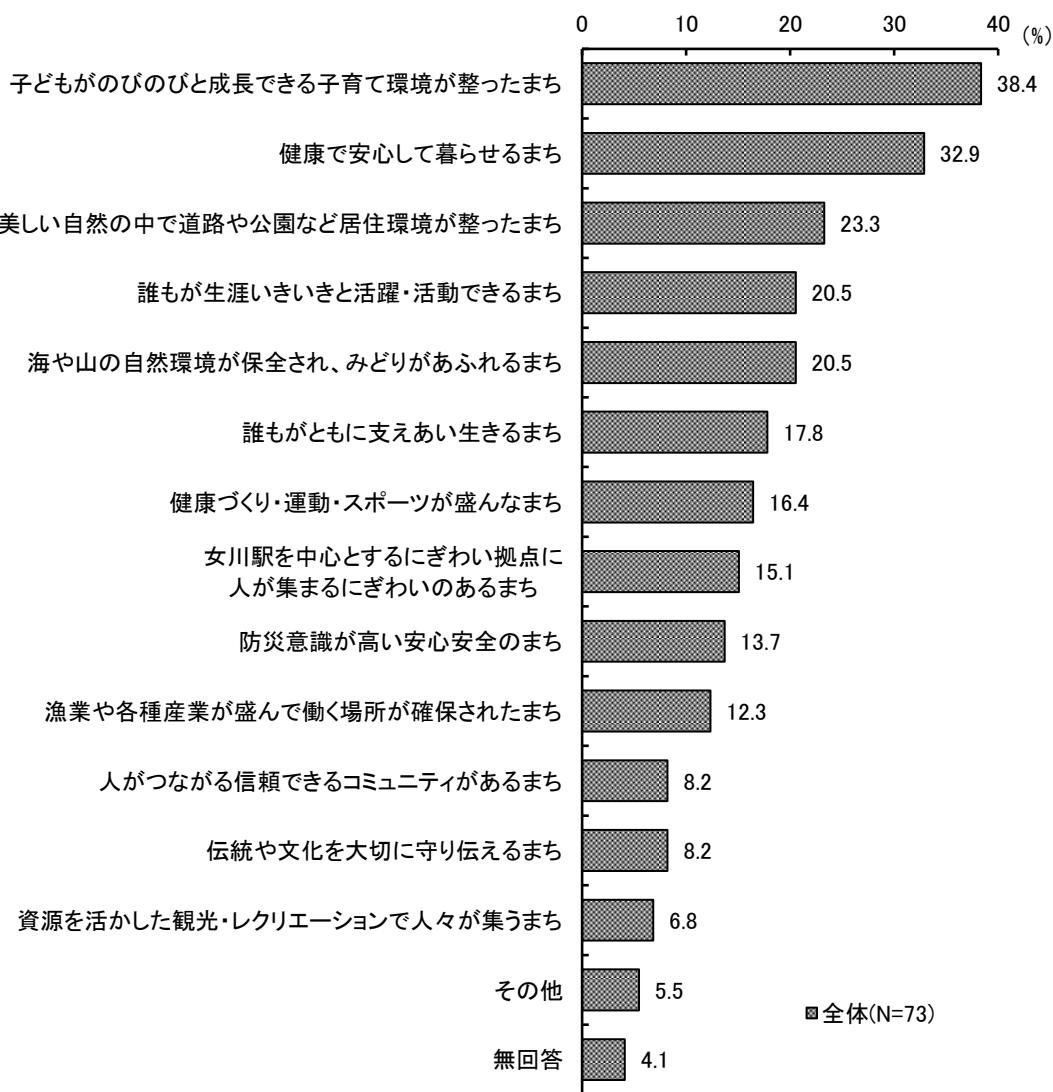
図表 女川町が好きか(全体)



◆女川町の将来の姿で望むもの

本町の将来の姿で望むものは、「子どもがのびのびと成長できる子育て環境が整ったまち(38.4%)」が最も高く、「健康で安心して暮らせるまち(32.9%)」、「美しい自然の中で道路や公園など居住環境が整ったまち(23.3%)」が続いています。

図表 女川町の将来の姿で望むもの(全体・複数回答(3つまで))



(2)子どもへのヒアリング調査の結果

①女川町にあつたらよいと思うもの、場所(自分がホッとでき、安心していられる場所)

分類	内容
子どもが集まれる・遊べる・泊まる場所	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもがとりあえず集まれる場所 ・中高生が遊べる場所がたくさんほしい、大人だけ遊べるまちはほしい ・小さい子どもや大人しか楽しめる場所がない。わざわざ石巻まで行くのは大変なので、町内でも遊べる場所がほしい ・子どもが遊べる公園、大きな公園（キャッチボールができる） ・泊まれる合宿所 ・子どもが気軽に行けるWi-Fi環境がある場所 ・インターネットがあって、ゆったりできる場所 ・役場で遊ぶことをOKにしてもらいたい／ありにしてほしい ・水族館、美術館、映画が見られる場所 ・カードゲームの対戦スペース、マンガが読める場所 ・カラオケ、ゲーセン ・サバイバルゲームができる場所
運動できる場所	<ul style="list-style-type: none"> ・バスケットコート ・いつでも使えるグラウンド ・バッティングセンター、ピッティングマシーン
多世代が楽しめる、交流できる場所	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから大人まで楽しめる場所 ・子どもから大人まで来られる交流場所でのイベント ・子どもや大人、高齢者も運動できる場所
店等	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもだけで行くことができる店 ・ショッピングモール、ショッピングセンター ・百均、服屋、雑貨屋、スポーツ用品店、本屋（図鑑が置いてある） ・パン屋、総菜屋、駄菓子屋 ・ファミレス、ファストフード、定食屋、フードコート、すし屋 ・ペット用品、動物のごはんが買える場所、動物病院、ペットホテル ・カードショップ、電気店、楽器屋 ・アイスの自販機
自然、観光	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿と触れ合うところ、沢 ・海を使って遊べる施設、船づり体験 ・自然遺産、文化遺産
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・バイトしやすい場所 ・高校、大学、高専

②「こんなまち(女川町)になつたらいいな」、「こんなまちにしたいな」など、あなたの意見や願い(将来イメージ)

分類	内容
自然	<ul style="list-style-type: none"> ・自然が豊かで安心してすごせる町 ・自然と人が共存するまち、緑が多いまち ・自然を多く残しつつ、地元の人も観光客も楽しめる町 ・海がきたなかったり（きれい）森林がきたなくない（きれい）町 ・動物が平氣でいる町 ・害虫（カメムシ・蜂）、害獣（鹿）による被害がない町
観光等	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなが観光客にやさしく話しかけたりできるようになつたらいい ・若者がもっと訪れる ・もっと若い人や子どももたくさんきてほしい ・おいしい特産物がいっぱいある町
人口が増える	<ul style="list-style-type: none"> ・将来女川町をもっと有名にして、ふる里をはなれた人が帰ってきて、もっと人口を増やしたい ・女川の人口を増やし、もっとよりよい町にしたい。女川町をもっと有名にしたい ・人口めっちゃ増えてほしい
変わらない、伝統を引き継ぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・あんまり変わってない、変わってなければよい ・伝統が引き継がれる、伝統を大事にする、伝統を発信していくまち
にぎやか	<ul style="list-style-type: none"> ・まつりが今もいっぱいあるけど、もっとにぎやかになってほしい ・にぎやか ・大きなデパートに遊べるところがあつたらいい
平和	<ul style="list-style-type: none"> ・元気で明るい町にしたい ・平和で楽しい町にしたい
運動、スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ・運動、スポーツのまち ・スポーツのまち
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもも大人も納得のいくまち（不満がないまち） ・過ごしやすいまち ・他の町にないものを増やす ・ゴミ拾いを徹底的にし、ピカピカな町 ・事件や事故がない

③そのほか大人や女川町にいいたいことをなんでも

分類	内容
きれいな町、平和な町	<ul style="list-style-type: none"> ・今の女川町は他の町よりもきれいだと自分は思っているので、何十年先でもきれいな女川町であってほしい ・これからも女川町をキレイな町、そして平和な町であり続けてほしい ・これからも大人と子どもが仲良く、ふる里に帰ってきたら、どこの市、町よりもいい所にしてほしい。そして、平和な町にしてほしい ・女川は他よりきれいなまちなので何十年後もきれいであってほしい
自然	<ul style="list-style-type: none"> ・自然を大切にしろ ・近くの森ばっさいしないでほしい ・鹿駆除しないでほしい ・鹿なんとかならないかな・・・
マナー（ごみ、たばこ等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨てすんな ・タバコ捨てんな ・車からたばこの吸い殻を捨てる人がいる、やめてほしい ・ごみカスがたくさん落ちている（タバコなど）（帰り道など）
交通マナー	<ul style="list-style-type: none"> ・交通ルールを守れ！！交通安全！！ ・交通ルールが悪い ・車の大人のマナーが悪い。この前ひかれそうになった ・歩道を歩いている歩行者を邪魔者扱いする ・信号無視、ウインカーつけない。信号がない歩道で人が渡ろうとしているのに止まらない。前方不注意、せまい道ですっ飛ばしてくる ・交通ルールを守らない町民バスを何とかしてほしい ・夜のバイクがうるさいのでなんとかしてもらいたい
電車・バス	<ul style="list-style-type: none"> ・電車を増やしてほしい（1時間に1回） ・電車やバスを増やす ・いつも電車がギュウギュウになっている
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・防災安全！！ ・防災無線は子どもが安心できるように音量を考えてほしい
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・外ではトイレ以外のところでしないでほしい ・よい女川にしてください ・頑張ってください

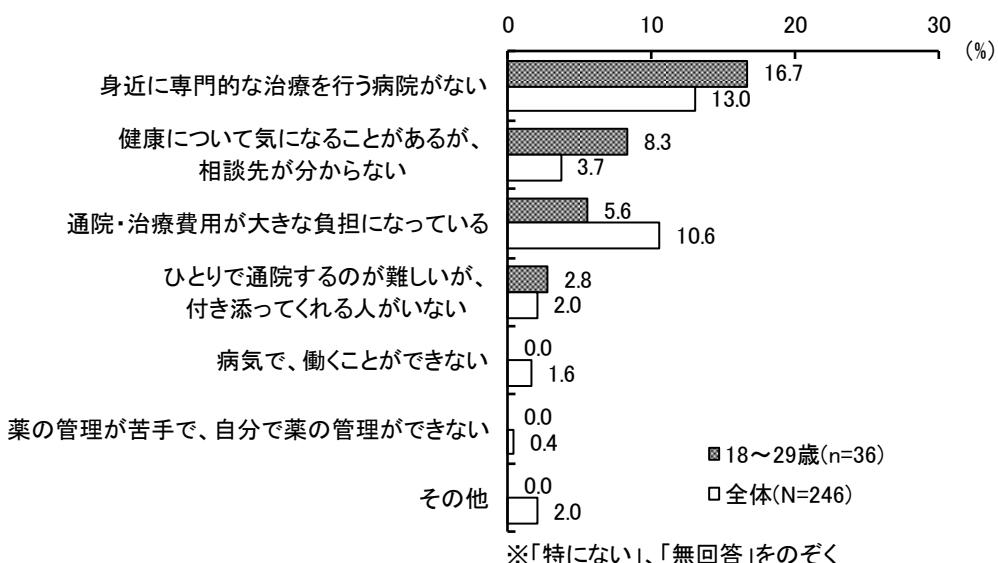
(3)若者の意見(「地域生活に関する調査」の18~29歳の結果)

①日々の生活での悩みや不安

◆健康面での悩みや不安

健康面での悩みや不安は、18~29歳では「身近に専門的な治療を行う病院がない(16.7%)」が最も高く、「健康について気になることがあるが、相談先が分からぬ(8.3%)」が続いています。

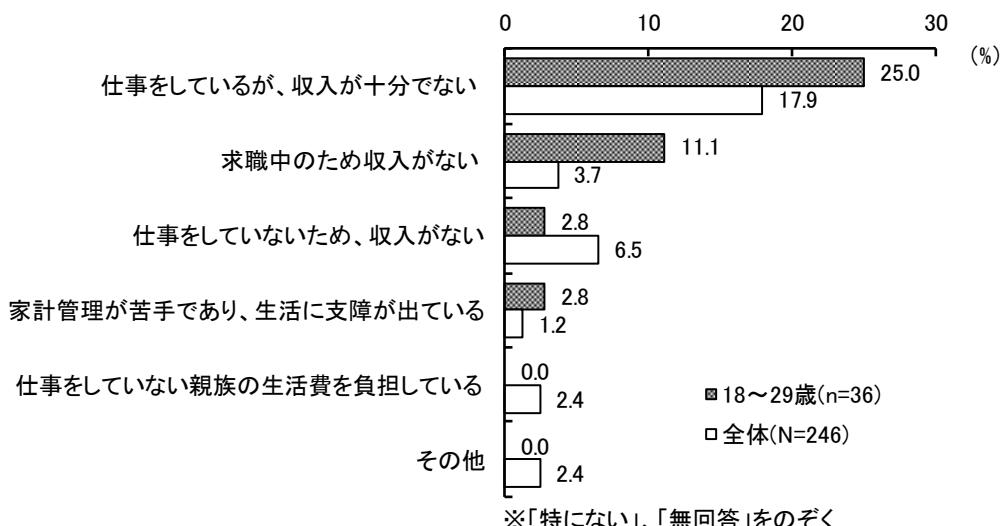
図表 日々の生活での悩みや不安【健康】(全体、年代別):複数回答



◆経済的な悩みや不安

経済的な悩みや不安は、18~29歳では、「仕事をしているが、収入が十分でない(25.0%)」が4人に1人となっています。

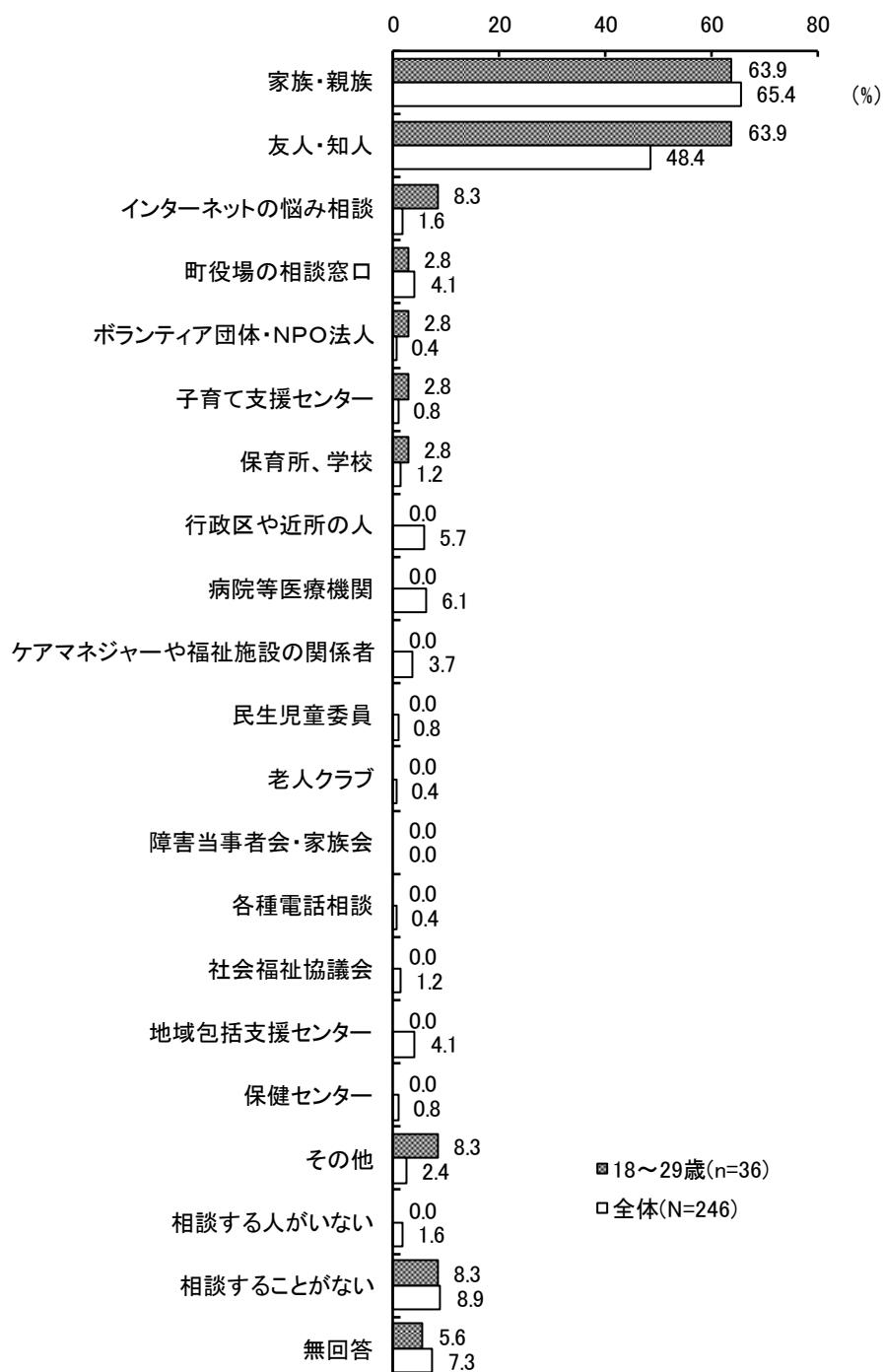
図表 日々の生活での悩みや不安【経済的】(全体、年代別):複数回答



②悩みや不安の相談相手

悩みや不安の相談相手は、18～29歳では「家族・親族(63.9%)」と「友人・知人(63.9%)」が6割台で最も高く、それ以外は1割未満で「インターネットの悩み相談(8.3%)」が続いています。

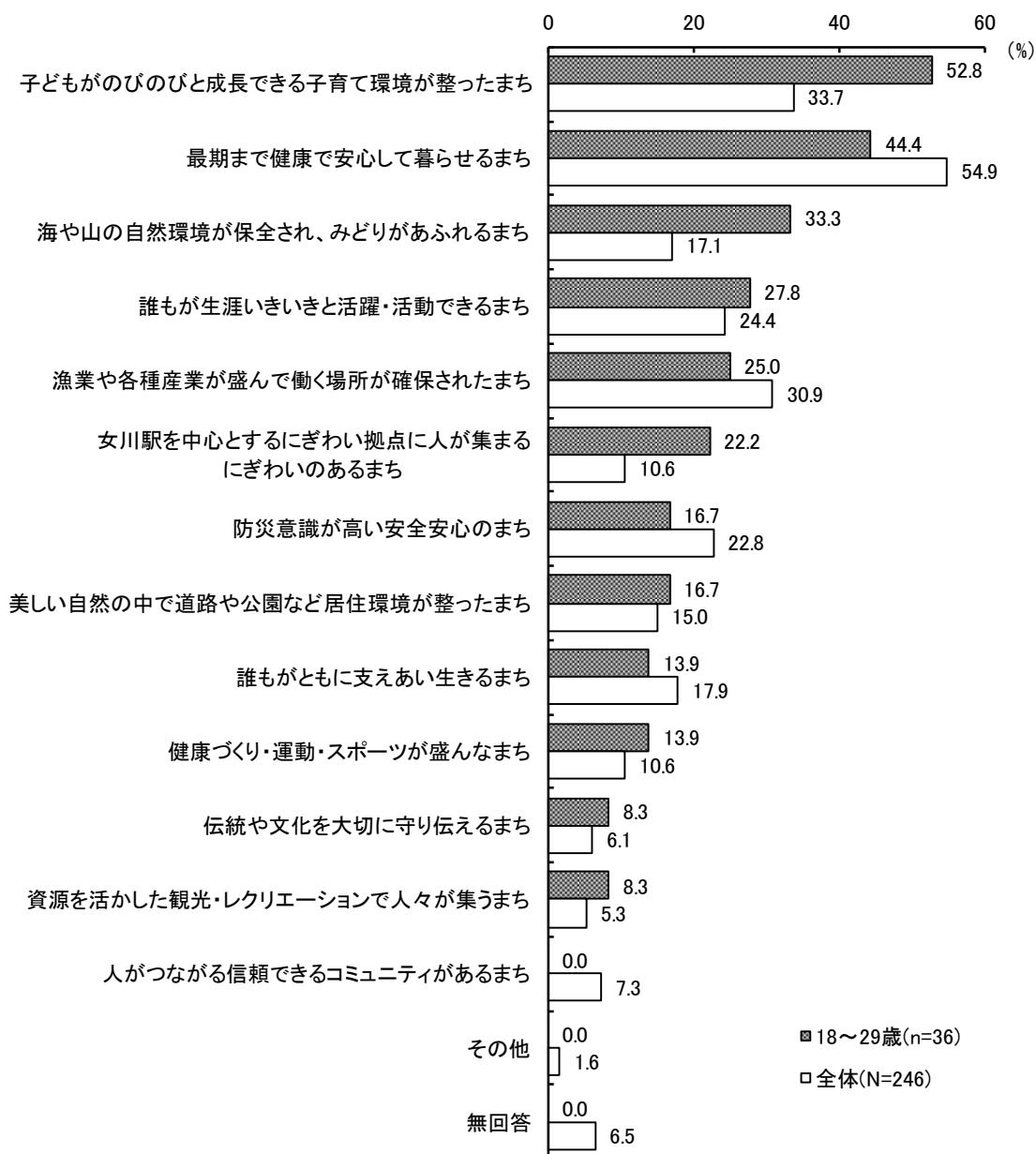
図表 悩みや不安の相談相手(全体):複数回答



③女川町の将来の姿で望むもの

本町の将来の姿で望むものは、18～29歳では「子どもがのびのびと成長できる子育て環境が整ったまち(52.8%)」が最も高く、「最期まで健康で安心して暮らせるまち(44.4%)」が続いています。

図表 女川町の将来の姿で望むもの(全体、年代別):複数回答(3つまで)



4 第2期計画の評価

(1)各施策評価

第2期計画では、施策ごとに毎年度、以下の評価軸に沿って進行管理を実施しています。

○:計画記載の具体的施策のとおり実施

△:計画記載の具体的施策の一部を実施

×:未実施

令和2年度から令和5年度の結果は以下のとおりとなっています。

※%は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しています。従って、割合の合計が必ずしも100.0%にならない場合(例えば99.9%、100.1%)があります。

基本目標1 子どもの健やかな成長と活動の支援(21事業)

- ・令和4年度までは、新型コロナウィルス感染症の影響を受け、一部実施、未実施が見られましたが、令和5年度は概ね計画どおり実施されています。
- ・子どもの居場所の確保として、令和3年5月からおながわ放課後楽校(放課後子ども教室)を本格始動し、放課後の居場所の確保としてほぼ毎日行っています。おながわ放課後楽校は、放課後児童クラブ(学童保育)と一体的に実施し、児童の安心・安全な居場所の確保に努めています。
- ・社会への参加・参画機会の充実として、小中学校でのボランティア活動は、小学3年生の福祉体験活動(視覚障害の方・盲導犬との交流)を女川町社会福祉協議会と連携して実施し、子ども司書による、保育所での読み聞かせボランティア活動を実施しました。
- ・今後は、更に子どもの社会性や主体性を育むために、地区単位で子どもたちが交流する機会を創出することが重要です。

		○(実施)	△(一部実施)	×(未実施)
令和2年度	件数	16	3	2
	割合	76.2%	14.3%	9.5%
令和3年度	件数	19	1	1
	割合	90.5%	4.8%	4.8%
令和4年度	件数	19	2	0
	割合	90.5%	9.5%	0.0%
令和5年度	件数	20	1	0
	割合	95.2%	4.8%	0.0%

基本目標2 すべての子育て家庭への支援(22事業)

- 令和4年度までは、新型コロナウィルス感染症の影響を受け、一部実施、未実施が見られましたが、令和5年度は概ね計画どおり実施されています。
- 子育て家庭を切れ目なく支える体制の整備として、平成30年10月の庁舎移設では、子育て支援担当課や保健センター、子育て支援センターを同施設内に併設しました。さまざまな支援が必要なケースに早期から対応できるように、各機関が情報の共有に努めています。
- 子育て支援センターにおける育児サークルの活動支援は、サークル活動をしたい等のニーズはなく、サークル活動の相談や支援等の実績はありませんでした。引き続き、利用者のニーズを把握し、支援に努めることが重要です。
- 子育てを支える地域の構築については、子どもの数の減少を理由に、子ども会を解散する地区もありました。今後は、学校とも連携し、子育て家庭へ地域活動の意義を啓発することが重要です。

		○(実施)	△(一部実施)	×(未実施)
令和2年度	件数	16	3	3
	割合	72.7%	13.6%	13.6%
令和3年度	件数	18	4	0
	割合	81.8%	18.2%	0.0%
令和4年度	件数	18	4	0
	割合	81.8%	18.2%	0.0%
令和5年度	件数	20	2	0
	割合	90.9%	9.1%	0.0%

基本目標3 すべての子どもが大切にされるための支援(22事業)

- 概ね計画どおり実施されています。
- 未実施事業は「障害児通所支援等の拡充・充実支援」ですが、石巻市と児童発達支援センターの共同設置について検討を進めており、設置に向けて継続して検討することが重要です。

		○(実施)	△(一部実施)	×(未実施)
令和2年度	件数	19	2	1
	割合	86.4%	9.1%	4.5%
令和3年度	件数	21	0	1
	割合	95.5%	0.0%	4.5%
令和4年度	件数	21	0	1
	割合	95.5%	0.0%	4.5%
令和5年度	件数	21	0	1
	割合	95.5%	0.0%	4.5%

基本目標4 安心・安全で快適なまちづくりの推進(8事業)

- 概ね計画どおり実施されています。
- 子どもを災害から守るための小中学校の安全指導は、小学校・中学校合同による下校時避難訓練を実施し、町防災無線の活用、各行政区への周知等地域一体での防災意識の向上に努めました。今後は、警察・関係団体と連携を図り、訓練を実施していくことが重要です。

		○(実施)	△(一部実施)	×(未実施)
令和2年度	件数	7	1	0
	割合	87.5%	12.5%	0.0%
令和3年度	件数	8	0	0
	割合	100.0%	0.0%	0.0%
令和4年度	件数	7	1	0
	割合	87.5%	12.5%	0.0%
令和5年度	件数	7	1	0
	割合	87.5%	12.5%	0.0%

基本目標5 教育・保育サービスの提供(10事業)

- 概ね計画どおり実施されています。
- 延長保育については、計画的な保育士の確保による人員体制を優先しながら、実施に向けて継続して検討することが必要です。
- ファミリー・サポート・センター事業は、子育て支援センターの一時預かりで代替しながら、実施の必要性を継続して検討することが必要です。

		○(実施)	△(一部実施)	×(未実施)
令和2年度	件数	8	0	2
	割合	80.0%	0.0%	20.0%
令和3年度	件数	8	0	2
	割合	80.0%	0.0%	20.0%
令和4年度	件数	8	1	1
	割合	80.0%	10.0%	10.0%
令和5年度	件数	10	0	0
	割合	100.0%	0.0%	0.0%

(2)母子保健計画

第2期母子保健計画では、健やか親子21(第2次)をもとに、妊娠期からの健康の保持増進、乳幼児期からの生活習慣病発症予防について重点的に実施してきました。

この5年間で本町の母子保健事業は、妊婦訪問の全数実施、乳幼児健診での10か月児育児教室の追加と、妊婦や乳幼児が健やかに成長できるための学習する場の整備を行いました。

今後は、より将来の生活習慣病発症予防につながり、健やかに成長できる子が増えるよう保健指導の内容を充実させていきます。

5 計画策定に当たっての課題

本町の子ども・子育て支援を取り巻く現状、国の動向、各種調査、子ども・子育て会議等の結果を踏まえると、計画策定に当たっての課題は次のようになります。

(1)子ども・若者の成長と主体的な活動の支援

- ・ 第2期計画では、子どもの健やかな成長と活動の支援のため、おながわ放課後楽校を毎日行うなどの子どもの居場所の確保、中高生世代の主体的な活動の支援、ボランティア活動を通じた社会への参加・参画機会の充実を進めてきました。しかし、子どもへのヒアリングでは、子どもが集まる・遊べる場所など、多くの意見があげられています。今後は、すべての町民へ子どもの権利に関する意識啓発を進めることで子どもが意見表明しやすい環境を整備するとともに、子どもと対話を重ねながら、居場所づくりや主体的な活動の支援等を検討していく必要があります。
- ・ また、子ども・若者へのアンケート調査によると、中学生・高校生世代は勉強や進学、将来、友人、学校についての悩みを抱える人が多くなっており、若者では経済的な悩みや不安を抱える人が多くなっています。今後は子ども・若者への相談窓口の周知を図るとともに、相談体制の充実が望まれます。

(2)すべての子育て家庭への支援

◆情報提供、相談支援、多様な保育サービスの提供

- ・ 第2期計画では、アプリ等による子育てに関する情報提供、子育て関係機関が連携した相談支援、子育て支援センターにおける情報提供・相談、多様な保育サービスの提供を進めてきました。しかし、保護者へのアンケート調査結果から、共働き世帯が増えているにもかかわらず、祖父母との同居・近居している世帯は減っており、日頃子どもを預かってくれる人がいないと答える割合も高くなっています。また、子育て世帯は子育てに関して多様な悩みを抱えています。今後も情報提供、相談、多様な保育サービスの提供、子育て世帯同士のつながりづくり等、孤立する子育て世帯への支援の充実が望されます。

◆子どもと親の健康の保持増進

- ・ 第2期計画では、妊娠期からの健康の保持増進、乳幼児期からの生活習慣病発症予防について重点的に実施してきましたが、現状では、中学生の肥満者は増加しています。その原因として、乳幼児期からのメディアの長時間視聴による生活リズムの乱れ、月齢や年齢に合わせた適正な食事や間食が摂取できていないこと等が考えられます。また、妊娠期では、妊娠前の体格や、妊娠時の喫煙・飲酒が、母体や胎児の発育に影響を及ぼすといわれていますが、現状では一定数いる状況が続いている。今後は、より将来の生活習慣病発症予防につながり、健やかに成長できる子どもが増えるように妊娠期から保健指導の内容を充実させていく必要があります。

(3) 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭への支援

◆子どもの貧困の解消に向けた対策

- ・ 第2期計画では、子育て世帯の経済的負担感を軽減するため、子どもに対する医療費の助成、経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者に対する援助等を行ってきました。しかし、保護者へのアンケート調査結果では、経済的な理由で食料を買えなかった経験があった人の割合は高くなっています。子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面などさまざまな面において、子どものその後の人生に影響を及ぼすと考えられています。今後も生活支援、経済的支援、学習支援等と併せ、保護者の就労支援など多面的な支援が必要です。

◆ヤングケアラーへの支援

- ・ 中学生・高校生世代へのアンケート調査では、家族の中でお世話をしている人がいると回答したのは8.2%であり、ヤングケアラーの可能性があると考えられます。ヤングケアラーは、家庭内の問題であり、顕在化しにくいことや、本人や家族に自覚がなく、また周囲がどこまで介入すべきか分からぬ場合も多いことから、まずは日頃からの教育、保健、福祉関係者等、周囲の大人の気づきが大切であり、ヤングケアラーの啓発を進めることが重要です。

(4) 地域全体で子ども・若者を育む環境づくり

- ・ 第2期計画では、地域全体で子どもと子育て家庭を支えていくために、地域人材の育成や確保に努め、地域活動の支援を行いました。また、安心・安全で快適なまちづくり、子どもを災害や犯罪等から守るための活動を推進しました。
- ・ 子ども・若者へのアンケート調査によると、本町の将来の姿で望むものとして、子どもがのびのびと成長できる子育て環境が整ったまちが最も高くなっています。中学生・高校生世代では、6割台後半の人が本町を好きだと回答しています。また、子どもへのヒアリングでは、自然豊か、多くの人が訪れる、にぎやか、平和など本町の明るい将来イメージへの意見が多くあげられています。
- ・ 今後も子ども・若者がのびのびと成長できるまちであるために、安心・安全なまちづくりを推進するとともに、町、町民、ボランティア、団体、事業者が連携・協働して、地域全体の子育て力の向上に努めることが重要です。

第2部 計画の内容

第1章 計画の基本的考え方

1 基本理念

国では、すべての子ども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指しています。

本町では、これまで「子どもたちが健やかに生まれ、心身ともにたくましく成長とともに、保護者が子育てのよろこびを実感することができるまち」を基本理念に、子ども・子育て支援の推進を図ってきました。本計画では、これまでの実績を引き継ぎながら、すべての子ども・若者の成長と主体的な活動の支援、すべての子育て家庭への支援、支援が必要な子ども・若者・子育て家庭への支援に努めるとともに、地域全体で子ども・若者を育む環境づくりを推進し、すべての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか」のまちづくりを進めます。

子ども・若者が
健やかに自分らしく成長して、
ずっと幸せでいられるまち

2 基本目標

基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 子ども・若者の成長と主体的な活動の支援

子ども・若者一人ひとりが権利の主体として、多様な人格・個性が尊重された上で、心身ともに健康で、知性と豊かな感性を伸ばし、さまざまな人と関わりながら、学びと経験を重ねることにより自らの力を育めることが重要です。そのため、子どもの権利の意識醸成、子ども・若者のための相談支援を実施するとともに、子ども・若者の主体的な活動の支援や居場所の確保、学校教育環境等の整備を行います。

基本目標2 すべての子育て家庭への支援

子どもと親の心身の健康を保持増進するために、妊娠期から妊娠による体の変化・出産・子どもの成長について正しい理解が深められる健診・保健指導や、子ども自身が健康について正しい理解を深められる健診・保健指導の内容をより充実させて行います。

また、子育て家庭が不安を抱えたり、地域で孤立することなく、安心して子どもに向き合うことができるよう情報提供、相談の充実を行うとともに、多様な教育・保育サービスの充実を図ります。

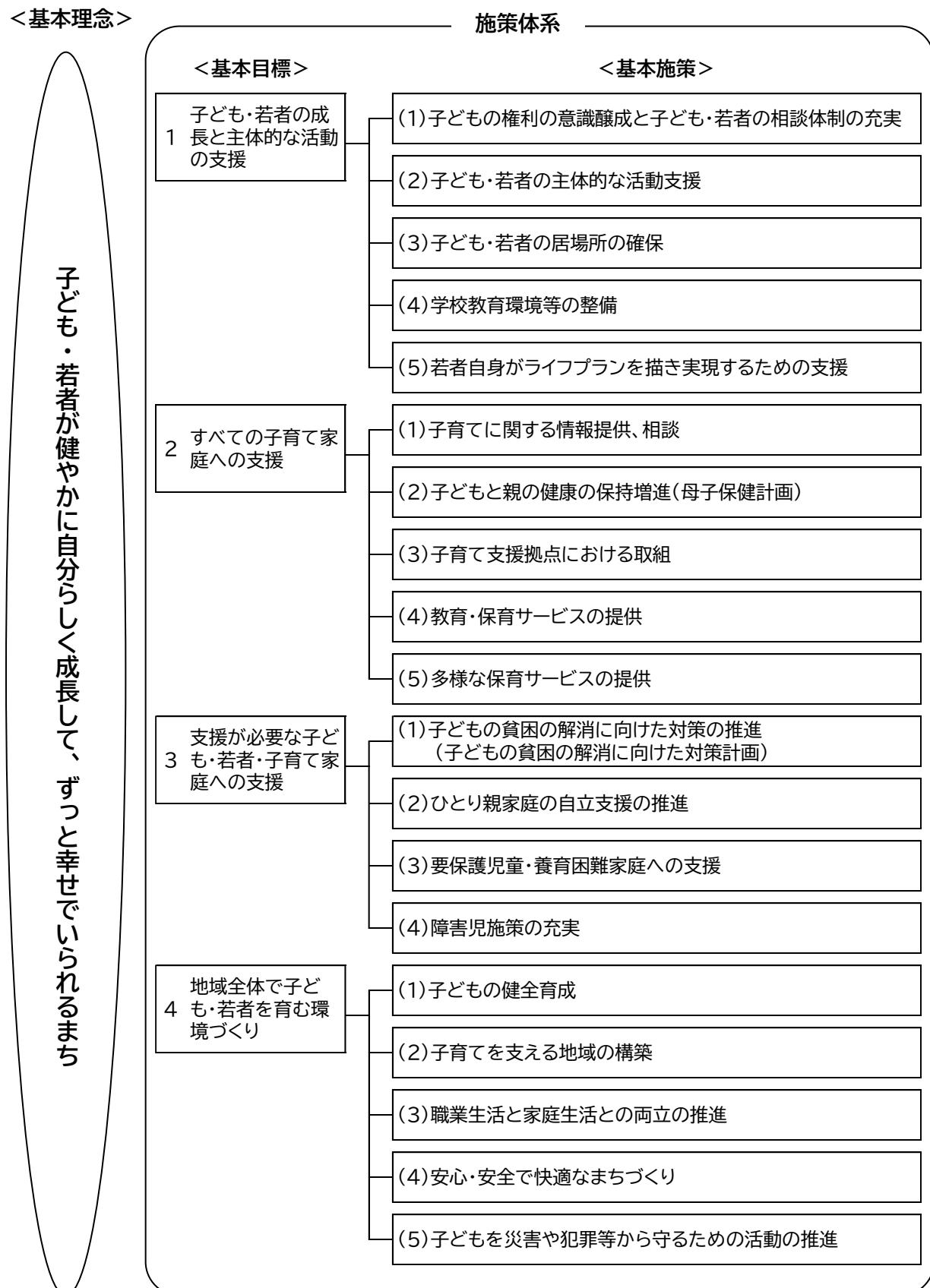
基本目標3 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭への支援

すべての子どもが愛情を受け、大切にされて育つことが重要です。貧困と格差は子どもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約するため、貧困と格差の解消を図ります。また、ひとり親家庭、障害のある子どものいる家庭、ヤングケアラーなど、配慮が必要な子ども・若者や家庭に対して適切な支援を提供するとともに、児童虐待については、発生予防、早期発見・早期対応に努めます。

基本目標4 地域全体で子ども・若者を育む環境づくり

子どもに関わる町民、ボランティア、団体、事業者と協力して、地域全体の子育て力の向上に努めます。また、子ども・若者や家庭が地域で安心して暮らしていくためには、犯罪や事故のない安全なまちづくりが重要です。子ども・若者や家庭が安心して生活できるよう、住まい、道路、交通機関、公共施設などの整備を行います。また、子育て中の働く男女の、仕事と家庭の両立に関する支援策の普及啓発を進めます。

3 計画の体系



第2章 基本目標ごとの施策の展開

基本目標1 子ども・若者の成長と主体的な活動の支援

(1)子どもの権利の意識醸成と子ども・若者の相談体制の充実

子ども・若者一人ひとりが権利の主体として、多様な人格・個性が尊重されるよう、子どもの権利の意識醸成を図ります。また、子どものための相談体制を充実するとともに、若者相談機関の周知を図ります。

取組名	取組内容	担当課
子どもの権利の町民への周知【新規】	広報おながわ、町のホームページ等を活用して、子どもの権利について町民全体への周知を図ります。	健康福祉課
子ども・若者のための相談体制の充実【新規】	町内の子ども・若者の相談場所として、現在は学校(スクールカウンセラー等)や健康福祉課がありますが、今後は相談体制の充実について検討します。	健康福祉課
子ども・若者の相談機関の周知【新規】	広報おながわ、町のホームページ等を活用した周知、小学校・中学校を通した情報提供により、宮城県・民間の事業も含め子ども・若者の相談機関について周知を図ります。	健康福祉課
人権尊重の教育の推進	学校、地域、家庭が一体となって、障害者、外国人、男女共同参画など、さまざまな人権に関わる問題を子どもたちの発達段階に応じて適切に指導し、人権尊重の教育を進めます。	教育局
心のケア相談の実施	いじめや不登校、体罰など思春期に当たる児童生徒が持つ問題に対し、臨床心理士等の資格を有するスクールカウンセラーを小・中学校にそれぞれ配置して、児童生徒、教職員、保護者への相談・助言等を行います。また、学校や地域、関係機関と連携して心のケアに対する体制を構築するため、スクールソーシャルワーカーを配置し、心のケア相談の充実を図ります。	教育局

取組名	取組内容	担当課
カウンセリングや助言等による適切な心のケア	災害・交通事故・犯罪・いじめ・児童虐待などの被害を受けた子どもの立ち直り支援には、慎重かつ適切な対応が必要なことから、学校・関係機関との連携を密にしながら、カウンセリングや助言など適切な心のケアを行います。また、各種相談窓口のパンフレットなどによる周知や広報活動を充実させ、気軽に相談してもらえる体制づくりを図ります。	健康福祉課

(2)子ども・若者の主体的な活動支援

子どもの社会性や主体性を育むために、多世代間の交流や地域の中での主体的な活動の機会や場を充実させます。また、活動を円滑に継続できるよう、活動を支える支え手の確保や仕組みづくりに努めます。

取組名	取組内容	担当課
子ども・若者が意見表明しやすい環境の整備 【新規】	子どもへのヒアリングを継続的に実施します。毎年度、特定の施策・取組等について意見聴取を行い、その意見について女川町子ども・子育て会議で対応を検討します。	健康福祉課
各種体験交流事業の充実	家庭、地域における生活体験や自然体験、社会体験を通じ子どもたちが心豊かにそして健やかに成長することを目的に各種体験、サークル事業、交流事業の充実を図ります。 学校地域連携活動「潮活動」や、地域の指導者による「まなびっこ」、家族で自然体験をする「親子アドベンチャークラブ」、県内外の子どもたちとの交流事業などを実施し、さまざまな体験活動を通して豊かな心、仲間との協調性や自立心を育てます。	教育局
地域に根ざした体験学習の推進	子どもが自ら考え実践できるよう、幅広い体験を持つことのできる学習の充実を図ります。体験学習をする地域や町の体制づくりにより、地域に根ざした独自性のある教育基盤の形成に努めます。	教育局
地域ぐるみでの子どもたちの育成	子どもたちを地域で育成するために、子どもたちの運営役が中心となり「子ども会活動」を実施していきます。それに伴い、「女川町ジュニア・リーダーサークルうみねこ」の中高生ジュニア・リーダーを派遣し、子どもたちの取組を支援するとともに、子どもたちに主体的な運営の仕方が身に付くよう支援していきます。	教育局
小中学生によるボランティア活動の促進	地域の高齢者福祉施設・事業所、障害者福祉施設・事業所、女川高等学園と交流を図るとともに、小中学生のボランティア活動を促進します。	教育局

(3)子ども・若者の居場所の確保

子どもの成長段階や個々のニーズに応じた居場所の確保に努めます。子どもが地域で活動し、健やかな成長を育むために、小学校児童が放課後に安心して安全に過ごすことができる場や、外遊びができる身近な場を提供し、支援していきます。

取組名	取組内容	担当課
屋外での遊び場の確保	屋外での安心・安全な遊び場の確保のために、既存の公園や広場の施設整備や安全管理運営について、地区住民と話し合いながら進めていきます。	建設課
放課後児童健全育成事業の実施	就労等で保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象に、授業の終了後、放課後児童クラブを実施します。放課後児童クラブ指導員等を十分に確保し、適切な遊びの提供及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を推進します。教育委員会が実施するおながわ放課後楽校(放課後子ども教室)と連携を強化し、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めます。利用者の要望等により、利用時間の延長や、長期休業時の開所などを検討していきます。	健康福祉課
おながわ放課後楽校(放課後子ども教室)の実施	年間を通して、放課後や土曜日、長期休業期間中に、子ども同士や地域住民と交流することができるおながわ放課後楽校(放課後子ども教室)を実施します。放課後児童クラブ等と放課後対策事業を一体的に行うことで、子どもたちの安心・安全な居場所を確保します。	教育局
「まちなか交流館」における中高生世代の活動場所の充実	「居心地のよい、まちの居間となる、賑わい交流拠点」として設置された「まちなか交流館」において、今後も中高生等が気軽に集い、音楽の練習ができるスタジオや多目的室・会議室、憩えるスペース等の多様な自主活動の場を確保し、充実を図ります。	産業振興課
子ども(子育て世帯)・若者の居場所づくりの検討【新規】	子ども(子育て世帯)・若者の居場所づくりのため、既存施設の活用を検討します。	健康福祉課
子どもの居場所づくりの支援	地域の子どもを対象とした食事の提供や居場所づくりを行う「子ども食堂」等について、立ち上げ支援、活動団体の広報支援を実施します。	健康福祉課

(4)学校教育環境等の整備

子どもたちの持つ可能性を広げるために、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健やかな体」を基盤とした「生きる力」を身に付けられる教育環境を整備するとともに、一人ひとりの基礎的・基本的な学力の定着を図り、子どもたちが主体的に考え、判断し、課題を解決できる力の育成を図ります。

取組名	取組内容	担当課
心を育てる学校教育の推進	各教科の枠を超えた学習の推進と合わせ、防災教育や生きる力を育む教育を目指します。 また、第3次女川町子ども読書活動推進計画に基づき、家庭と連携しながら読書習慣の確立を図ります。	教育局
教育環境の整備	言葉の発達の遅れや読み書きが難しい児童について、言語障害の早期改善を図るとともに、「ことばの教室」、「学び支援教室」等を実施し、児童一人ひとりに対する教育環境を整備します。 また、国際理解教育や次世代教育の推進を図るべく、外国語教育の充実やICTの活用を図ります。	教育局
青少年健全育成活動の支援	児童生徒が心身ともに健全に成長できるよう、非行防止啓発活動、文化・スポーツ活動、青少年活動指導者の育成、地域の外部指導者の活用等、青少年の健全育成活動支援を図ります。	教育局 町民生活課
地域に根ざした体験学習の推進(再掲)	児童生徒が自ら考え実践できるよう、幅広い体験を持つことのできる学習の充実を図り、支援する地域や町の体制づくりにより、地域に根ざした独自性のある教育基盤の形成に努めます。	教育局
基礎基本の確実な学力定着の推進	児童生徒一人ひとりの基礎基本の確実な学力の定着を目指し、読み・書き・計算をはじめとした基礎的な知識をしっかりと教え、身に付けさせる学習を推進します。タブレット端末の持ち帰りによるAI型学習教材(キュビナ)の取組を促進し、既習事項の定着を図ります。また、子どもたちが主体的に考え、判断し、課題を解決できる力の育成を図ります。	教育局
教員の資質向上のための取組	教員の資質能力の向上のため、校内研修の充実を図り、指導改善に努め、教員の教科指導力の向上と児童生徒の学力向上を図ります。	教育局

(5)若者自身がライフプランを描き実現するための支援

若者一人ひとりが機会をとらえ、自らの能力や適性等を理解したうえで、ライフデザインを描き、就職や進学、結婚、出産などのライフイベントに係る選択ができるよう、知識や情報等の提供、具体的な活動の支援を行います。

取組名	取組内容	担当課
次世代の親の子育て講座	次世代の親となる青少年を対象に、男女の性差や役割、命の尊さを学び、親としての自覚を持つために、子育て講座を実施します。	教育局
キャリア教育の推進	小学校・中学校において、「女川実学」を充実させ、自分の得意なことや夢について体験を通じて自己認知する機会を設けます。	教育局
女川町結婚活動応援補助金	町内に在住し結婚を希望する者の出会いと結婚の機会拡大を図るため、宮城県が開設するみやぎ結婚支援センターに入会した方に対し、補助対象経費の2分の1相当額を補助します。	企画課
女川町定住促進事業補助金	新築・中古住宅(土地含む)の取得、既存住宅の建て替え、取得した中古住宅の改修、県外から移住する際の引っ越し費用を補助することにより、移住・定住の促進を図ります。	企画課
創業等支援事業補助金	本町で新規創業、第二創業及び第三者承継した者に対し補助金を交付し、商工業の振興による地域の活性化や雇用の確保を図ります。	産業振興課
創業支援プログラム	地方で起業する意思がある方を対象に、創業支援プログラムを実施します。 商工会や金融機関とも連携し、地域の巻き込み方や経営に必要な知識が身につく実践的な学びを提供します。	総務課
就労希望者への支援	中学校あるいは高等学校を卒業又は中退後に、就職を希望する青少年に対して、県や近隣市と連携を図りながら、就労の支援を行います。	健康福祉課 産業振興課

基本目標2 すべての子育て家庭への支援

(1) 子育てに関する情報提供、相談

共働き世帯の増加、祖父母との同居・近居の減少、地域とのつながりの希薄化が進行しています。子育て家庭が不安を抱えたり、地域で孤立することなく、安心して子どもに向き合えることができるよう子育てについての情報提供や親同士の情報交換の場の提供、相談等により子育て中の親の不安や悩みを解消します。

取組名	取組内容	担当課
本町での子育ての利点についての広報	本町の豊かな自然、豊かな食文化、伝統文化などの特色や魅力を町広報紙や町ホームページにて発信するとともに、保育料の軽減措置や医療費の助成、教育の充実など、本町での子育ての利点を広く周知していきます。	健康福祉課
子育て情報の提供	子育てに関する制度や保育サービスの情報、母子保健に係る情報などを町広報紙や町ホームページに掲載しています。 また、子育て支援アプリ「おながわすくすくナビ」で、情報発信の一層の充実を図ります。	健康福祉課
子育てのための学習支援	子育て支援センターと連携し、未就学児童を養育している父母又は祖父母を対象に、おかあさん学級や幼児期の子育て講演会を開催し、情報提供や子育ての悩みの解消に向けた取組などについての学習の場を提供します。	教育局
幼児期家庭教育学級の実施	町立各保育所の児童を持つ父母及び祖父母を対象に、幼児期における心身の発達などをテーマに講演会を開催し、家庭の教育力の向上を図ります。	教育局
子育て相談事業	子育てをしている方が相談したいときの相談窓口として、子育て支援センターで相談を受け付けています。 健康福祉課、保育所等と連携しながら子育てに係る総合的な相談機能を果たす体制の充実と強化を図り、子育て世代をサポートします。	健康福祉課
家庭における思春期保健対策	各学校において、家庭教育学級を開設して保護者の学習の場を提供し、思春期の子を持つ親の悩み・不安の解消に向けて支援します。	教育局

(2)子どもと親の健康の保持増進(母子保健計画)

子どもと親の心身の健康を保持増進するために、妊娠期から妊娠による体の変化・出産・子どもの成長について正しい理解が深められる健診・保健指導や、子ども自身が健康について正しい理解を深められる健診・保健指導の内容をより充実させて行います。

取組名	取組内容	担当課
妊婦健診、妊婦訪問	妊娠期から、母子ともに健やかに過ごせるように妊娠中の体の変化や、妊娠期の食事の適正量について学習していきます。	健康福祉課
新生児訪問、乳幼児健診	子どもが健やかに成長するために、メディア利用や、適切な生活リズムの身につけ方等月齢に合わせた関わり方、食事の適正量について学習していきます。	健康福祉課
小児生活習慣病予防健診	小学5年生・中学2年生を対象に小児生活習慣病予防健診を行い、保護者や子ども自身が体の状態を知り、健やかに成長できるための生活習慣、食事の適正量について学習していきます。	健康福祉課
産後ケア事業	安心して子育てができるように、産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業を実施します。本町では、デイサービス型とアウトリーチ型を実施します。	健康福祉課
特定不妊治療費助成事業	保険適用外の特定不妊治療、保険診療の特定不妊治療と併用して行われた先進医療を行った場合に、治療費の一部を助成します。	健康福祉課
不妊検査費助成事業	夫婦が共に不妊検査を受けた場合に、検査費用の一部を助成します。	健康福祉課

(3)子育て支援拠点における取組

子育て支援センターの人員を充実し、一時預かり、子育て相談、子育てサークルの支援等の機能が十分に発揮できるように子育て支援センターの体制を整備します。

取組名	取組内容	担当課
子育て支援センターの充実	保護者がいつでも気軽に育児についての相談ができる、子育てに関する情報が得られるような支援を行ったり、子育てサークル等への支援、家庭的保育を行う方への支援など、子育て支援センターを充実させるために、従事者確保や体制整備を図ります。また、ふだん家庭にいる子どもや保護者との交流の場としての活動を推進します。	健康福祉課
地域子育て支援事業の推進	地域子育て支援拠点として、子育て支援センターを位置づけ、在宅で子育てをしている父母や祖父母への支援として、各種子育て支援事業を実施します。「遊び」や「講話」、「育児相談」を通して、子育てに自信を持ち、安心して楽しく子育てができる、地域と交流ができる事業を提供していきます。	健康福祉課
育児サークルの活動支援	子育て不安を解消するため、育児中の親と子の交流や情報交換の活動として、町内にある子育てサークルへの活動運営に関する相談や助言の支援をします。	健康福祉課

(4)教育・保育サービスの提供

本町の保育所では、安定的な保育サービスの供給が行われています。今後は、幼稚園機能も持つ認定こども園を整備します。また、教育・保育人材の確保とサービスの質の向上を推進し、教育・保育サービスの充実を図ります。

取組名	取組内容	担当課
通常保育・乳児保育事業の実施	日中就労等により保育に欠ける児童1歳児からの受け入れを保育所において、7時30分から18時30分までの通常保育事業を実施します。 また、0歳児保育として、生後6か月以上の乳児の保育を実施します。 なお、就労等により家庭で保育できない場合には土曜日の保育にも対応します。	健康福祉課
保育料の軽減措置	幼児教育・保育の無償化に伴い、すべての3~5歳児や0~2歳児のうち、住民税非課税世帯の保育料が無償になりました。 また、無償化の対象とはならない3歳未満児については、第2子の保育料は半額とし、第3子以降の保育料は全額免除とします。	健康福祉課
保育所通所支援事業	遠方から保育所を利用するご家庭で、就業形態や仕事場により保育所への送迎が困難なご家庭への支援として、登所時の送迎バス又は送迎タクシーを提供します。	健康福祉課
教育・保育施設の連携の推進	今後、3歳未満児が利用する地域型保育事業が提供される場合には、連携施設(保育所等)への転所が円滑に進むように支援します。 また、保育所・小学校が連携し、教育・保育内容の相互理解、情報共有を推進するとともに連携を図ります。	健康福祉課 教育局
教育・保育人材の確保・育成	教育・保育に関する学習や説明会の機会が得られるように努めます。また、県や近隣市と連携し、教育・保育人材の確保を図ります。	健康福祉課
サービスの質の向上	保育所等の職員を対象とした各種研修や研究活動を実施し、教育・保育の質の向上を推進します。	健康福祉課
認定こども園の整備	女川町立第四保育所は、老朽化のため改築や修繕等の対応が必要です。そのため、旧第一保育所の0歳児保育機能や現在の本町にはない幼稚園機能を集約した形で認定こども園として整備します。	健康福祉課

(5)多様な保育サービスの提供

保護者の働き方やライフスタイルの多様化に伴うさまざまな保育ニーズに安定的に対応できるよう、延長保育、こども誰でも通園制度の実施を検討するとともに、現在あるサービスについても充実を図ります。

取組名	取組内容	担当課
延長保育の検討	保護者の就業形態の多様化や通勤時間に対応するため、保育所において11時間を超える保育に欠ける児童の受け入れ(例:7時30分から19時30分)について検討します。	健康福祉課
一時預かり事業	保護者の疾病などの緊急時に、一時的に子どもの保育ができない家庭を支援するため、1歳以上の子どもを対象に子育て支援センターにおいて、9時から17時までの一時預かり事業を実施します。	健康福祉課
病児・病後児保育事業	保護者の子育て及び就労の両立を支援するため、地域医療センターが事業主体となり、病気中又は回復期にある子どもの一時的な保育を実施します。	健康福祉課
ファミリー・サポート・センター事業の検討	仕事と子育てを両立することができる環境の整備促進を図るため、子育てのお手伝いをしていただける方(提供会員)と、援助を受けたい方(依頼会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行うファミリー・サポート・センター事業を必要性に応じて検討していきます。	健康福祉課
こども誰でも通園制度 (仮称)の実施の検討 【新規】	保育所等に通っていない満3歳未満の子どもが通園できる事業(こども誰でも通園制度)について、令和8年度からの実施を目指して検討します。	健康福祉課

基本目標3 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭への支援

(1) 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

(子どもの貧困の解消に向けた対策計画)

子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面などさまざまな面において、子どものその後の人生に影響を及ぼすと考えられています。子育て世帯の経済的負担感を軽減するため、子どもに対する医療費の助成、経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者に対する援助、子どもの居場所の確保、教育や就労の支援を行います。

取組名	取組内容	担当課
子ども医療費の助成	各種健康保険に加入している幼児期から18歳到達年度までの子どもを対象とし、子どもの健やかな育成を図ることを目的に、子どもにかかる医療費を助成します。 本町においては、18歳到達年度3月末までの子どもに対し、外来、入院及び食事料にかかる保険対象医療費について全額助成を行っています。	健康福祉課
要・準要保護児童生徒就学援助費	経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、給食費等の援助を行います。	教育局
子どもの居場所づくりの支援(再掲)	地域の子どもを対象とした食事の提供や居場所づくりを行う「子ども食堂」等について、立ち上げ支援、活動団体の広報支援を実施します。	健康福祉課
就労希望者への支援(再掲)	中学校あるいは高等学校を卒業又は中退後に、就職を希望する青少年に対して、県や近隣市と連携を図りながら、就労の支援を行います。	健康福祉課 産業振興課
各種体験交流事業の充実(再掲)	家庭、地域における生活体験や自然体験、社会体験を通じ子どもたちが心豊かにそして健やかに成長することを目的に各種体験、サークル事業、交流事業の充実を図ります。 地域の指導者による「まなびっこ」や、家族で自然体験をする「親子アドベンチャークラブ」、県内外の子どもたちとの交流事業などを実施し、さまざまな体験活動を通して豊かな心、仲間との協調性や自立心を育てます。	教育局
生活困窮者の早期把握、自立相談支援機関へのつなぎ	生活困窮者の早期把握に努め、県が実施主体である自立相談支援事業に適切につなげます。	健康福祉課

(2)ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭では、日々の就労の他に育児・子育てを行わなければならず、経済的にも精神的にも負担感の多い生活を送りがちです。そのため、相談や情報提供の充実、経済的支援を行います。

取組名	取組内容	担当課
ひとり親家庭等への支援・相談体制の充実	ひとり親家庭等への支援として、保育所の入所に際して配慮するとともに、生活相談や育児相談など相談体制の充実や施策・取組についての情報提供を図ります。	健康福祉課
母子・父子家庭医療費の助成	ひとり親家庭の父母に対し、医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。助成額については、対象者の保険診療対象分の自己負担金額が1件につき、入院で2,000円、通院で1,000円を超える額を支払ったとき、その超える金額に相当する額を助成します。	健康福祉課
母子・父子家庭に対する貸付	母子・父子家庭福祉対策資金貸付制度として、母子・父子家庭の生活の安定と児童の福祉増進を目的として女川町社会福祉協議会を窓口に資金の貸付を実施しています。	健康福祉課

(3)要保護児童・養育困難家庭への支援

児童虐待については、未然防止の視点に立って、相談体制を充実します。また、問題が発生した場合にも、早期発見・早期対応ができる体制を構築するため、関係機関が連携を強化します。

また、ヤングケアラーは、家庭内の問題で顕在化しにくいことや、本人や家族に自覚がなく、また周囲がどこまで介入すべきか分からぬ場合も多いことから、日頃からの教育、保健、福祉関係者等、周囲の大人の気づきが大切です。そのため、ヤングケアラーの周知を進めます。

取組名	取組内容	担当課
養育支援家庭訪問	新生児訪問、乳幼児健診等で養育支援が特に必要と判断された子ども・保護者に対して訪問を行っています。子どもの心身の発育・発達状況の把握や保護者の不安に寄り添う支援を今後も行っています。	健康福祉課
要保護児童対策地域協議会	女川町要保護児童対策地域協議会では、子どもの虐待等の未然防止、要保護児童の早期発見・早期対応、家族再統合及び養育機能の再生・強化を目指し、関係機関と連携して適切に対応できるよう取り組みます。	健康福祉課
児童家庭相談事業	子どもの虐待相談、養育相談、障害相談、非行相談、育成相談、保健相談、遺児・迷子に関する相談等を受け付け、それぞれの相談に対し指導や助言の徹底、家庭訪問の実施により、専門的な支援サービスを推進します。 また、早期発見・早期対応として、健康福祉課健康対策係、保育所、子育て支援センター、学校、警察、児童相談所、民生児童委員等との連携を強化し、問題発生時の体制を確立します。	健康福祉課
家庭支援事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行います。	健康福祉課
ヤングケアラーの把握、支援【新規】	ヤングケアラーについて継続して実態を把握するとともに、併せて支援の必要性や緊急性についても把握します。 ヤングケアラーである子ども・若者を把握した場合は、子ども・若者の心情や家庭の状況に十分に寄り添った支援を行います。	健康福祉課
ヤングケアラーの周知【新規】	町広報誌や町ホームページ等を活用して、ヤングケアラーについて町民全体への周知を図ります。	健康福祉課

(4)障害児施策の充実

本町では「女川町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」において、障害のある人もない人も、町民すべてが支え合い安心して自立した暮らしができるまちの実現を目指しています。乳幼児の発育・発達の遅れ、障害等の早期発見、保健、医療、福祉、教育等の連携の促進、児童発達支援センターの整備を進め、ライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を提供することで、障害のある児童やその家族を支援します。また、障害の有無にかかわらず、子どもたちが共に育ち、共に学ぶことができる、保育・教育の推進を図ります。

取組名	取組内容	担当課
障害児への切れ目のない支援体制の構築	ライフステージに応じた支援体制の整備に向けて、切れ目のない障害児支援の拠点となる、児童発達支援センターを整備します。	健康福祉課
障害児通所支援サービスの充実	子どもの発達等にあわせた支援を行うために、障害児通所支援サービス等の提供体制の充実を図ります。また、保育所等訪問として、障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士等が訪問し、本人や施設職員に対し専門的な支援を行います。	健康福祉課
保健、医療、福祉、教育等の連携体制の構築	障害児支援や発達障害者支援を進めるため、「保健、医療、福祉、教育等の関係機関の協議の場」を石巻市女川町自立支援協議会に設置とともに、医療的ケア児等への支援のために、支援コーディネーターを配置します。	健康福祉課
特別支援教育支援体制の充実	女川町特別支援教育コーディネーター連絡協議会で、保育所、小中学校、県立支援学校女川高等学園、石巻支援学校等の関係機関との連携を通して、インクルーシブ教育の推進を図ります。	教育局 健康福祉課
きめ細かな特別支援教育の推進	保育所や小学校等を対象とした特別支援教育の研修会を開催し、障害児の保育・教育のあり方を学び、よりよい実践につなげていきます。	教育局 健康福祉課
障害児福祉手当の支給	重度障害児で、日常生活が著しく制限され、在宅での介護を必要とする状態にある児童に対して支給されます。	健康福祉課
特別児童扶養手当の支給	20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に対して支給されます。 なお、支給額については、父母等の所得により限度額が定められています。	健康福祉課

基本目標4 地域全体で子ども・若者を育む環境づくり

(1)子どもの健全育成

児童生徒の健全育成に向けて、学校、地域、関係機関が連携して、児童生徒と保護者に向けた情報提供や意識啓発の充実を図ります。また、子育てに関する学習機会や情報提供を行うとともに、各種体験やスポーツを通した子どもの健やかな成長を支援します。

取組名	取組内容	担当課
青少年健全育成事業の推進	児童生徒が心身ともに健全に成長できるよう、学校や地域、すばらしいおながわを創る協議会等の関係機関が連携して、巡回及び啓発紙の発行など各種実践活動を実施し、地域社会が一体となつた健全育成活動を推進します。また、親子のふれあいや子ども同士の友情を培う各種教室、ジュニア・リーダー育成事業を引き続き展開します。	教育局
子ども会等の連携強化	子ども会同士のつながりづくりや新規子ども会の立ち上げ支援を行っていきます。	教育局
青少年問題の調査及び審議	青少年問題協議会条例に基づき青少年問題協議会を開催し、青少年の指導及び育成に関する必要な事項の調査及び審議をするため、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関し、関係行政機関相互の連絡調整を図ります。	町民生活課
各種スポーツ団体の支援	いつでもスポーツを楽しめる環境を整備し、子どもたちの体力づくりを推進するため、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ団体の活動を支援するとともに、指導者の育成に努めています。	教育局

(2)子育てを支える地域の構築

地域の子育て力の向上のために、隣近所の人と子どもと顔見知りになり、声をかけ合う関係をつくることや、子育てに関する情報交換や交流・活動などが求められています。子育て家庭が地域で孤立することのないよう、地域全体で子どもと子育て家庭を支えていくために、地域人材の育成や確保に努め、地域活動の支援を行います。

取組名	取組内容	担当課
子育て支援ボランティアの育成(子育てサポート一)	地域の中で子育て支援を積極的に展開するため、地域の子育て支援ボランティアの育成を図ります。	女川町社会福祉協議会
生涯学習人材登録と活用の推進	地域に埋もれた指導者の発掘と地域の指導力の強化を目的に、芸術文化をはじめ各分野で活躍している町民(個人・団体)に、生涯学習指導者として登録する「指導者登録制度」を実施し、出前講座やまなびっこ、子ども会活動等の講師として活用の促進を図ります。	教育局
高齢者等との世代間交流	保育所では、お花見会、運動会、おゆうぎ会等に地域の高齢の方々を招待して、一緒に遊んだり、練習した演技を見ていただいたり、世代間の交流事業を実施しています。今後も交流内容等を充実させ実施していきます。	健康福祉課
地域活動への参加の促進	地域の伝統行事やさまざまな地域活動に、地域の一員として子どもたちや子どものいる世帯に積極的に参加してもらうように、各自治会を通じて参加を促進していきます。	教育局

(3)職業生活と家庭生活との両立の推進

多様で柔軟な働き方を選択できる「働き方改革」が進むなか、子育て中の働く男女が、家族としての責任を担いつつ、仕事と子育てを両立できるよう、職業生活と家庭生活の両立推進のための考え方や支援策を普及・啓発します。

取組名	取組内容	担当課
働き方の見直しと就労環境の整備	育児休業制度の普及など、仕事と子育ての両立ができる就業環境づくりを促進します。 また、仕事と子育ての両立の一層の支援を図るため、町のホームページやイベントを活用し情報提供、普及・啓発に努めます。	健康福祉課

(4) 安心・安全で快適なまちづくり

安心・安全で快適な新しいまちづくりを進めていくために、子どもたちが安心して通行できる町道の整備に努めます。

子どもの交通安全意識向上のため、保育所、小学校と連携を図りながら、交通安全教育を推進します。また、安心・安全で快適なまちづくりにおいては、通学路の安全確保に努めます。

取組名	取組内容	担当課
安心・安全に通行できる 道路交通環境の整備	道路交通環境の整備を図るため、町道のパトロールを定期的に実施し、危険箇所については、道路の改良及び維持補修を行い、子どもたちが安心して通行できる町道の整備に努めます。 また、冬季には、主要な道路を優先して除雪・融雪作業を行い、坂道等に融雪剤を設置し、冬季道路の安全の確保に努めます。	建設課
交通安全教育の推進	子どもに対する交通安全教育は、身近な生活における交通安全の基本的なルールを理解させ安全に行動することができる習慣を身に付けさせることを目標として、学校・警察・交通安全指導隊の連携による交通安全教室を継続的に実施していきます。 また、新入学児童に対して黄色い帽子を配布するとともに、町広報紙等で交通安全教育の啓発を実施していきます。	市民生活課 教育局
通学路の安全確保	児童生徒の安全な登下校を確保するため、通学路の点検を行い、危険箇所については、横断歩道やカーブミラーなどを設置するよう関係機関に働きかけます。	教育局

(5) 子どもを災害や犯罪等から守るための活動の推進

子どもたちを地震や津波等の自然災害から守るため、自然災害への正しい知識や防災対応能力を身に付けさせる取組を推進していきます。更に、犯罪等の被害から守るため、防犯協会・青少年健全育成推進協議会、学校、保護者、地域、警察が連携を図りながら、防犯対策活動を充実します。また、防犯灯の設置等を推進し、安心・安全で快適なまちづくりを目指します。

取組名	取組内容	担当課
防災教育の推進	東日本大震災の教訓を後世に伝え、今後同じような被害を出さないようにするために、地域との連携も視野に入れた、各種訓練等をはじめとする学校教育活動全体を通した「防災教育」に取り組み、子どもたちに地震・津波等の自然災害への正しい知識や防災対応能力を身に付けさせていきます。	教育局 健康福祉課
子どもの防犯対策活動の充実	子どもたちを犯罪等の被害から守るために、防犯協会・すばらしいおながわを創る協議会・スクールガードリーダー・小中学校のPTA等の地域住民の協力による、巡回パトロールや見守り等の犯罪抑止活動や、青少年問題協議会や関係機関・団体と情報交換を積極的に行って、防犯対策活動の充実を図り、子どもたちの安全確保に努めます。	町民生活課 教育局
防犯広報紙「あかり」の発行	住民のための防犯広報紙として、交番の編集による「女川のあかり」を広く住民に周知するため、防犯協会の発行協力のもと全戸配布しています。今後も、防犯対策の一助として、発行継続に努めます。	町民生活課
小中学校の安全指導	子どもたちの防犯や防災意識の高揚を図るために、警察・関係団体の協力のもと、学校教育の一環として不審者を想定した防犯教室や避難訓練等の実施や町主催の防災訓練への参加を推進しています。	教育局
防犯灯の整備	夜間における犯罪の未然防止及び通行の安全を図るために、町では行政区で管理している防犯灯に対し、電気料及び設置・修繕費用の補助を行ったり、行政区に属さないエリアへ防犯灯を整備してきました。今後も、防犯灯の整備を推進し、安全なまちづくりに努めます。	町民生活課
消費生活相談	消費生活に関する苦情・相談について消費生活相談員が相談を受けるとともに、身边に潜む悪徳商法や、特殊詐欺について、トラブルにあわないためのヒントや、トラブルを解決する手掛かりを町広報誌や町ホームページで紹介しています。	産業振興課

第3部 事業の見込量

第1章 見込量と確保方策

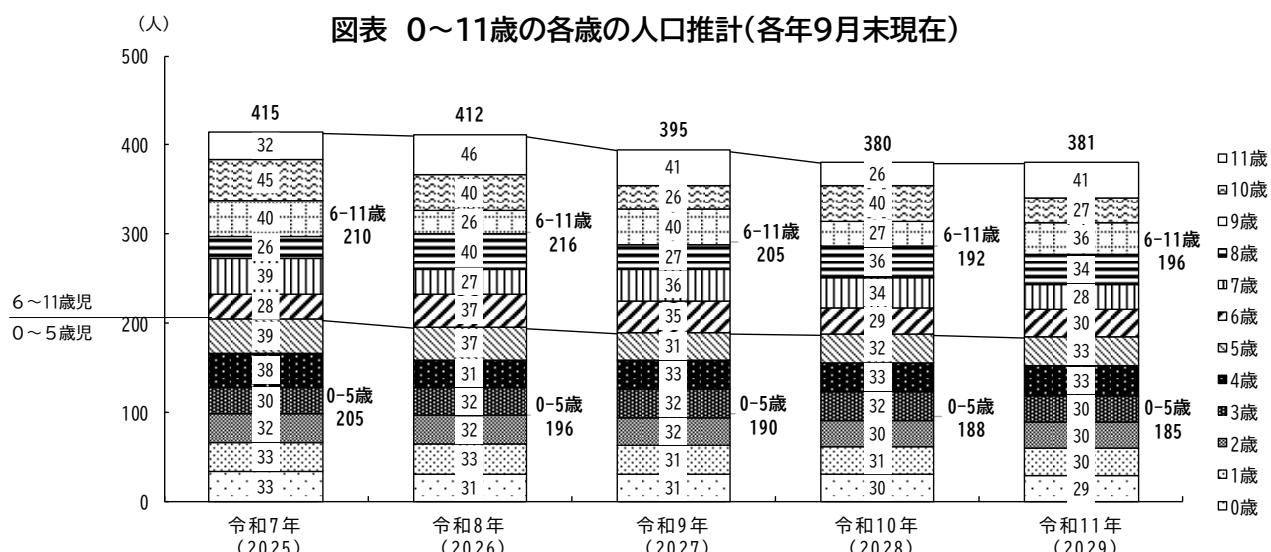
1 教育・保育提供区域

本町では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の需給調整の判断を行う教育・保育提供区域を町内全域の1区域と設定します。

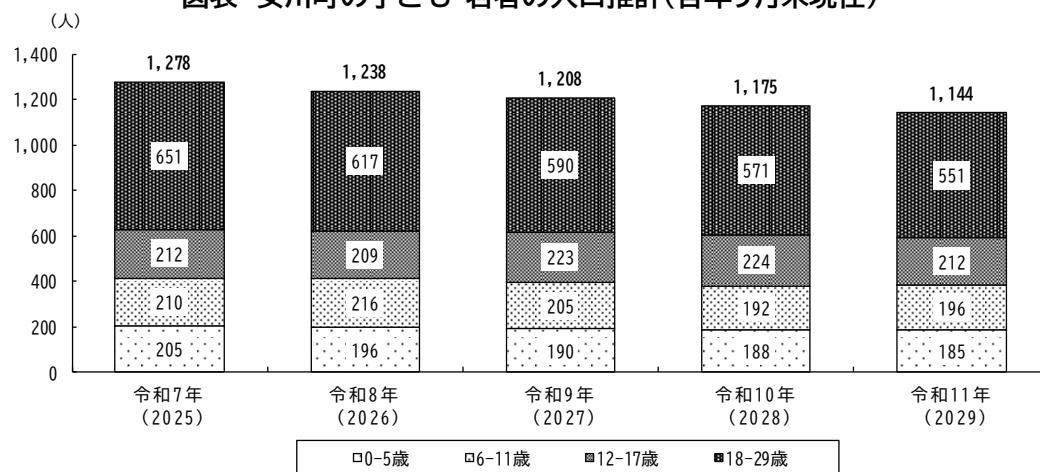
2 人口推計

0～11歳の人口は、令和7年以降緩やかに減少していくと見込んでいます。年齢別にみると、0～5歳は、令和7年は205人ですが、令和8年以降は200人を下回り、令和11年には185人と見込んでいます。6～11歳は、令和7年から令和9年は200人を上回りますが、令和10年以降は200人を下回り、令和11年は196人と見込んでいます。

また、12歳以降の人口も令和7年以降緩やかに減少していくと見込んでいます。



図表 女川町の子ども・若者の人口推計(各年9月末現在)



資料:女川町健康福祉課推計

3 教育・保育事業

子ども・子育て支援新制度では、本町が基準に基づき、保育の必要性を認定します。認定は1～3号の区分で行われます。

図表 保育の認定について

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 幼稚園(預かり保育)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 小規模保育事業

現状では、本町にはしおかぜ保育所と第四保育所があり、保育事業を提供しています。令和6年4月1日現在ではしおかぜ保育所の児童数は90人、第四保育所の児童数は48人となっています。

なお、第四保育所については、老朽化のため改築や修繕等の対応が必要です。そのため、旧第一保育所の0歳児保育機能や現在の本町にはない幼稚園機能を集約した形で認定こども園として令和9年度から利用できるように整備します。

本町では、1号認定、2号認定(幼児期の学校教育の利用希望が強いもの)については、令和8年度までは町外施設を利用する見込みですが、令和9年度以降は認定こども園で確保します。

図表 教育・保育事業の見込量・確保の内容

確保の内容(②)		令和5年度【実績】							令和6年度【実績】							
		教育		保育			教育		保育							
		1号 3~5歳	2号 3~5歳	2号 3~5歳	3号			1号 3~5歳	2号 3~5歳	2号 3~5歳	3号					
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳			
必要利用定員総数(①)		7	4	91	5	16	26	5	4	97	6	18	20			
確保の内容(②)	施設型給付	0	91	4	16	25		0	95	6	17	20				
	町立第四保育所			32	0	5	9			36	0	5	7			
	しおかぜ保育所			59	4	11	16			59	6	12	13			
	認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	地域型保育給付			-	-	-	-			-	-	-	-			
確保の内容(②)	認可外保育施設			-	-	-	-			-	-	-	-			
	町外施設利用数(③)	7	4	0	1	0	1	5	4	2	0	1	0			
(②-①)		-11	0	-1	0	-1		-9	-2	0	-1	0				

※広域受託を除く、令和5年度、令和6年度は4月1日時点

確保の内容(②)		令和7年度【見込】							令和8年度【見込】							
		教育		保育			教育		保育							
		1号 3~5歳	2号 3~5歳	2号 3~5歳	3号			1号 3~5歳	2号 3~5歳	2号 3~5歳	3号					
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳			
必要利用定員総数(①)		6	4	97	8	20	20	6	4	90	7	20	20			
確保の内容(②)	施設型給付	0	95	8	20	19		0	87	7	20	20				
	町立第四保育所			36	0	7	6			33	0	7	7			
	しおかぜ保育所			59	8	13	13			54	7	13	13			
	認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	地域型保育給付			-	-	-	-			-	-	-	-			
確保の内容(②)	認可外保育施設			-	-	-	-			-	-	-	-			
	町外施設利用数(③)	6	4	2	0	0	1	6	4	3	0	0	0			
(②-①)		-10	-2	0	0	-1		-10	-3	0	0	0	0			

確保の内容(②)		令和9年度【見込】							令和10年度【見込】							
		教育		保育			教育		保育							
		1号 3~5歳	2号 3~5歳	2号 3~5歳	3号			1号 3~5歳	2号 3~5歳	2号 3~5歳	3号					
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳			
必要利用定員総数(①)		5	4	87	7	19	20	6	4	87	7	19	18			
確保の内容(②)	施設型給付	5		91	7	19	20	6		91	7	19	18			
	町立第四保育所			-	-	-	-			-	-	-	-			
	しおかぜ保育所			58	5	13	13			58	5	13	12			
	認定こども園	5		33	2	6	7	6		33	2	6	6			
	地域型保育給付			-	-	-	-			-	-	-	-			
確保の内容(②)	認可外保育施設			-	-	-	-			-	-	-	-			
	町外施設利用数(③)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
(②-①)		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0			

※見込み量に関しては整備量見込調査を基に積算

		(人)					
		令和11年度【見込】					
		教育		保育			
		1号 3~5 歳	2号 3~5 歳	2号 3~5 歳	3号		
					0歳	1歳	2歳
必要利用定員総数(①)		5	4	87	7	18	18
確保の 内容 (②)	施設型給付	5		91	7	18	18
	町立第四保育所			—	—	—	—
	しおかぜ保育所			58	5	12	12
	認定こども園	5		33	2	6	6
	地域型保育給付			—	—	—	—
	認可外保育施設			—	—	—	—
町外施設利用数(③)		—		—	—	—	—
②-①		0		0	0	0	0

0～2歳の推計児童数に占める3号認定の確保人数の割合である保育利用率は、令和7～11年度にかけて50%弱となっています。

なお、3歳から5歳は、何らかの教育・保育事業を利用すると見込んでいます。

図表 0～2歳児の保育利用率

	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)	令和10年度 (見込)	令和11年度 (見込)
0～2歳の推計児童数(①)	98人	96人	94人	91人	89人
3号認定の確保人数(②)	47人	47人	46人	44人	43人
在宅で子育てをしていると 想定される人数(①-②)	51人	49人	48人	47人	46人
保育利用率(②/①)	48.0%	49.0%	48.9%	48.4%	48.3%

4 地域子ども・子育て支援事業

(1)利用者支援事業

子ども及びその保護者等、又は妊娠している方もしくはその配偶者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の地域連携を実施する事業です。

本町では、基本型は子育て支援センターで実施します。こども家庭センターは令和8年度に設置を目指します。

図表 利用者支援事業の見込量・確保量

(か所)

		令和 4年度 【実績】	令和 5年度 【実績】	令和 6年度 【実績】	令和 7年度 【見込】	令和 8年度 【見込】	令和 9年度 【見込】	令和 10年度 【見込】	令和 11年度 【見込】
基本型	見込量	1	1	1	1	1	1	1	1
	確保量	1	1	1	1	1	1	1	1
地域子育て 相談機関	見込量	—	—	—	—	—	—	—	—
	確保量	—	—	—	—	—	—	—	—
特定型	見込量	—	—	—	—	—	—	—	—
	確保量	—	—	—	—	—	—	—	—
こども家庭 センター型	見込量	—	—	—	—	1	1	1	1
	確保量	—	—	—	—	1	1	1	1

基本型：子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

地域子育て相談機関：身近な場所で住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行います。

特定型：待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

こども家庭センター型：母子保健と児童福祉が連携・協働して、①妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援、②こどもと子育て家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく、漏れなく提供します。

(2)時間外保育(延長保育)事業

保育所等で通常保育の時間以上に保育が必要な人に対し、延長して保育を提供する事業です。現在、本町の保育所では、通常の保育時間は8時30分から16時30分ですが、希望があれば開始が7時30分から、終了は18時30分まで延長しています。

計画期間中に18時30分以降の延長保育の必要性について検討し、必要性がある場合は、体制を充実し提供します。

図表 時間外保育(延長保育)事業の見込量・確保量

(人)

	令和 4年度 【実績】	令和 5年度 【実績】	令和 6年度 【実績】	令和 7年度 【見込】	令和 8年度 【見込】	令和 9年度 【見込】	令和 10年度 【見込】	令和 11年度 【見込】
見込量	—	—	—	5	5	5	5	5
確保量	△	△	△	—	—	—	—	—

※町では制度としての延長(時間外)保育はありません。

(3)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が仕事などの理由で日中児童の保育ができない状態にある家庭の児童を対象に、学校の放課後18時30分まで、家庭に代わり児童が一時的に帰るための場所です。放課後児童クラブには職員が常駐しており、保護者が迎えに来るまでの間、保護者に代わって児童の保育を行います。

現在は町内の小学校に通う1年生から6年生までを対象としています。

今後も現在と同様に事業を実施していきますが、今後、保護者の就労形態やニーズに適応し、利用時間の延長など、必要性に応じて検討していきます。

図表 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の見込量・確保量

(人)

		令和 4年度 【実績】	令和 5年度 【実績】	令和 6年度 【実績】	令和 7年度 【見込】	令和 8年度 【見込】	令和 9年度 【見込】	令和 10年度 【見込】	令和 11年度 【見込】
見込量	1年生	22	20	17	15	20	19	16	16
	2年生	12	21	19	18	13	17	16	13
	3年生	8	10	15	7	11	8	10	10
	4年生	6	4	10	7	5	7	5	6
	5年生	5	2	2	5	4	3	4	3
	6年生	1	2	2	2	2	2	1	2
	低学年(計)	42	51	51	40	44	44	42	39
	高学年(計)	12	8	14	14	11	12	10	11
確保量	低学年				40	44	44	42	39
	高学年				14	11	12	10	11

※令和4年度、5年度は3月31日時点、令和6年度は10月1日時点

(4)子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となつた場合等に、保護を適切にできる施設において養育・保護を行う事業です。現在、本町では提供していません。ニーズ調査から見込量を算出した結果、需要量は0人日だったため、今後も提供体制は確保しません。

図表 子育て短期支援事業(ショートステイ)の見込量・確保量

(人日)

	令和 4年度 【実績】	令和 5年度 【実績】	令和 6年度 【実績】	令和 7年度 【見込】	令和 8年度 【見込】	令和 9年度 【見込】	令和 10年度 【見込】	令和 11年度 【見込】
見込量	0	0	0	0	0	0	0	0
確保量				—	—	—	—	—

(5)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るために、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。今後も新生児訪問と併せて健康福祉課健康対策係が実施します。

図表 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の見込量・確保量

(人)

	令和 4年度 【実績】	令和 5年度 【実績】	令和 6年度 【実績】	令和 7年度 【見込】	令和 8年度 【見込】	令和 9年度 【見込】	令和 10年度 【見込】	令和 11年度 【見込】
見込量	32	27	14	30	29	28	27	26
確保量				30	29	28	27	26

※令和6年度は9月末現在の実績の2倍

(6)養育訪問支援事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援など)を行う事業です。

図表 養育訪問支援事業の見込量・確保量

(人)

	令和 4年度 【実績】	令和 5年度 【実績】	令和 6年度 【実績】	令和 7年度 【見込】	令和 8年度 【見込】	令和 9年度 【見込】	令和 10年度 【見込】	令和 11年度 【見込】
見込量	5	5	8	6	6	6	6	6
確保量				6	6	6	6	6

※令和6年度は9月末現在の実績の2倍

(7)地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施します。今後は、子育て支援センターの体制を充実して提供します。

図表 地域子育て支援拠点事業の見込量・確保量

(人日)

	令和 4年度 【実績】	令和 5年度 【実績】	令和 6年度 【実績】	令和 7年度 【見込】	令和 8年度 【見込】	令和 9年度 【見込】	令和 10年度 【見込】	令和 11年度 【見込】
見込量	2,200	2,039	1,100	1,810	1,774	1,737	1,681	1,644
確保量				1,810	1,774	1,737	1,681	1,644

※人数は親と子の人数の合計

※令和6年度は9月末現在の実績の2倍

(8)一時預かり事業

①幼稚園における一時預かり事業

通常の教育時間(4時間)の前後や土・日・長期休業期間中などに、保護者の要請等に応じて希望者を対象に行われます。

現在、本町には幼稚園がないため提供していません。

図表 幼稚園における一時預かり事業の見込量・確保量

(人日)

	令和 4年度 【実績】	令和 5年度 【実績】	令和 6年度 【実績】	令和 7年度 【見込】	令和 8年度 【見込】	令和 9年度 【見込】	令和 10年度 【見込】	令和 11年度 【見込】
見込量	0	0	0	0	0	0	0	0
確保量				—	—	—	—	—

②一時預かり事業

生後1年を経過した、保育所の対象とならない乳幼児を対象に、子育て支援センターの開設時間内である月曜日から金曜日の9時から17時までの希望する時間内で有料でサービスを提供しています。

図表 一時預かり事業(幼稚園における一時預かり以外)の見込量・確保量

(人日)

	令和 4年度 【実績】	令和 5年度 【実績】	令和 6年度 【実績】	令和 7年度 【見込】	令和 8年度 【見込】	令和 9年度 【見込】	令和 10年度 【見込】	令和 11年度 【見込】
見込量	48	29	4	39	45	39	34	34
確保量				39	45	39	34	34

※令和6年度は9月末現在の実績の2倍

(9)病児・病後児保育事業

保育所等に通っている乳幼児が病気やけが等で、集団保育が困難な場合に、専門施設において一時的に保育を行う事業です。今後も地域医療センターが事業主体となり提供します。

図表 病児・病後児保育事業の見込量・確保量

(人日)

	令和 4年度 【実績】	令和 5年度 【実績】	令和 6年度 【実績】	令和 7年度 【見込】	令和 8年度 【見込】	令和 9年度 【見込】	令和 10年度 【見込】	令和 11年度 【見込】
見込量	139	231	190	173	175	168	168	162
確保量	/	/	/	173	175	168	168	162

※令和6年度は9月末現在の実績の2倍

(10)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

児童の預かり等を受けることを希望する人(依頼会員)と、援助を行うことを希望する人(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

現在、本町では提供していませんが、必要性に応じて検討していきます。

図表 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の見込量・確保量

(人日)

		令和 4年度 【実績】	令和 5年度 【実績】	令和 6年度 【実績】	令和 7年度 【見込】	令和 8年度 【見込】	令和 9年度 【見込】	令和 10年度 【見込】	令和 11年度 【見込】
見込量	就学前児童	0	0	0	0	0	0	0	0
	就学児童	0	0	0	0	0	0	0	0
確保量	就学前児童	/	/	/	—	—	—	—	—
	就学児童	/	/	/	—	—	—	—	—

(11)妊婦健康診査事業

母子保健法では、市町村が必要に応じて妊産婦に対する健康診査を行うこととされており、本町では現在、医療機関での妊婦健診助成券を14回分、多胎妊娠の場合は追加で6回分配布しています。今後も健康福祉課健康対策係が実施します。

図表 妊婦健康診査事業の見込量・確保量

(人回)

	令和 4年度 【実績】	令和 5年度 【実績】	令和 6年度 【実績】	令和 7年度 【見込】	令和 8年度 【見込】	令和 9年度 【見込】	令和 10年度 【見込】	令和 11年度 【見込】
見込量	393	239	152	300	290	280	270	260
確保量	/	/	/	300	290	280	270	260

※令和6年度は9月末現在の実績の2倍

(12)子育て世帯訪問支援事業

本事業は、令和4年の児童福祉法等の一部改正により、新たに位置づけられた事業です。訪問支援員が、家事や育児等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

本町では、育児家事支援ヘルパーを派遣します。

図表 子育て世帯訪問支援事業の見込量・確保量

(人)

	令和 4年度 【実績】	令和 5年度 【実績】	令和 6年度 【実績】	令和 7年度 【見込】	令和 8年度 【見込】	令和 9年度 【見込】	令和 10年度 【見込】	令和 11年度 【見込】
見込量	1	1	4	2	2	2	2	2
確保量	/	/	/	2	2	2	2	2

※令和6年度は9月末現在の実績の2倍

(13)児童育成支援拠点事業

本事業は、令和4年の児童福祉法等の一部改正により、新たに位置づけられた事業です。

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

本町では、居場所を開設することは難しいため、養育支援訪問事業を活用しながら、必要に応じて学習支援等の居場所につないでいきます。

(14)親子関係形成支援事業

本事業は、令和4年の児童福祉法等の一部改正により、新たに位置づけられた事業です。

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

本町では、養育支援訪問事業により、実施します。

図表 養育支援訪問事業の見込量・確保量【再掲】

(人)

	令和 4年度 【実績】	令和 5年度 【実績】	令和 6年度 【実績】	令和 7年度 【見込】	令和 8年度 【見込】	令和 9年度 【見込】	令和 10年度 【見込】	令和 11年度 【見込】
見込量	5	5	8	6	6	6	6	6
確保量				6	6	6	6	6

※令和6年度は9月末現在の実績の2倍

(15)妊婦等包括相談支援事業

本事業は、令和6年の子ども・子育て支援法等の一部改正により、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業です。

妊婦のための支援給付と併せて、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実を図る事業です。

本町では、母子手帳交付時、妊娠7～8か月頃、新生児訪問時に健康福祉課健康対策係の保健師が面談を行ないます。

図表 妊婦等包括相談支援事業の見込量・確保量

(人回)

	令和7年度 【見込】	令和8年度 【見込】	令和9年度 【見込】	令和10年度 【見込】	令和11年度 【見込】
見込量	90	87	84	81	78
確保量	90	87	84	81	78

(16)産後ケア事業

本事業は、令和6年の子ども・子育て支援法等の一部改正により、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業で、安心して子育てができるように、産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型がありますが、本町では、デイサービス型とアウトリーチ型を実施します。

図表 産後ケア事業の見込量・確保量

(人日)

		令和 4年度 【実績】	令和 5年度 【実績】	令和 6年度 【実績】	令和 7年度 【見込】	令和 8年度 【見込】	令和 9年度 【見込】	令和 10年度 【見込】	令和 11年度 【見込】
見込量		7	13	4	16	16	16	16	16
確 保 量	宿泊型	—	—	—	—	—	—	—	—
	デイサービス型	4	6	4	8	8	8	8	8
	アウトリーチ型	3	7	0	8	8	8	8	8

※令和6年度は9月末現在の実績の2倍

(17)こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)

令和6年の子ども・子育て支援法等の一部改正により、新たに位置づけられた事業です。

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

本町では、0歳6か月から満3歳未満で保育事業を利用しない子どもを事業対象人数と仮定し、国の手引きどおり、その全員が月10時間利用できるように必要定員数を算出しました。令和8年度からの実施を目指して、令和7年度に確保方策を検討します。

図表 こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の見込量

		令和 7年度 【見込】	令和 8年度 【見込】	令和 9年度 【見込】	令和 10年度 【見込】	令和 11年度 【見込】
事業対象人数(人)	0歳	11	10	10	9	9
	1歳	20	20	17	16	16
	2歳	12	17	15	12	12
	計	43	47	42	37	37
必要定員数(人)	0歳	1	1	1	1	1
	1歳	2	2	1	1	1
	2歳	1	1	1	1	1
	計	4	4	3	3	3

第4部 計画の推進体制

第1章 施策の推進体制

1 子ども・子育て会議での評価・点検

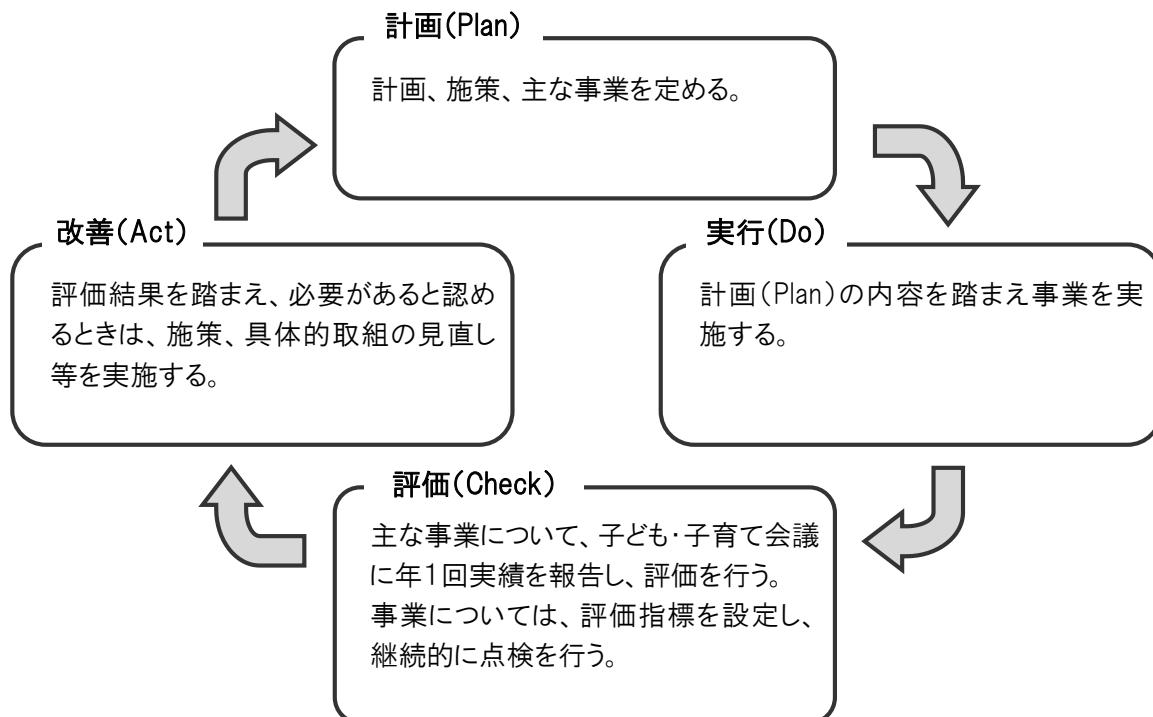
本計画を着実に推進するため、子ども・子育て会議を継続開催し、計画の進捗状況の把握・点検を行います。

健康福祉課を中心に関係機関及び教育・保育事業の提供主体等と連携を図りながら、ニーズや地域における課題等に適切に対応し、子ども・子育て支援施策を推進します。

2 評価指標の点検

計画の進捗に当たっては、PDCAサイクル(計画－実行－評価－改善)で、把握・点検を行います。また、本計画ではPDCAサイクルの実効性を高めるために評価指標を設定し、データの収集等を定期的に実施し、評価指標の点検を継続的に行っていきます。

図表 PDCAサイクルの図



【計画全体の指標】

基本目標	指標	現状値	目標
1 子ども・若者の成長と主体的な活動の支援	自分のことが好きだと思う中学生・高校生世代の割合 【中学生・高校生世代調査】	78.1% (令和5年度)	上昇 (令和10年度)
	女川町へ意見を伝える機会に参加したいと思う中学生・高校生世代の割合 【中学生・高校生世代調査】	23.3% (令和5年度)	上昇 (令和10年度)
2 すべての子育て家庭への支援	子育てが楽しいときの方が多いと答える保護者の割合 【子ども・子育て支援計画のためのニーズ調査】	就学前保護者 64.0% 小学生保護者 48.8%	上昇 (令和10年度)
	女川町における子育ての環境や支援への満足度(5段階) 【子ども・子育て支援計画のためのニーズ調査】	小学生保護者 平均 3.3	上昇 (令和10年度)
3 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭への支援	お世話をしている家族がいる中学生・高校生世代の割合 【中学生・高校生世代調査】	8.2%	低下 (令和10年度)
	過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料が買えなかつたことがあると答える保護者の割合 【子ども・子育て支援計画のためのニーズ調査】	就学前保護者 15.2% 小学生保護者 18.8%	低下 (令和10年度)
4 地域全体で子ども・若者を育む環境づくり	女川町のことが好きな中学生・高校生世代の割合 【中学生・高校生世代調査】	67.2%	上昇 (令和10年度)
	女川町に今後とも住み続けたいと答える保護者の割合 【子ども・子育て支援計画のためのニーズ調査】	就学前保護者 35.2% 小学生保護者 37.4%	上昇 (令和10年度)

【母子保健計画の指標】

指標		現状値 (令和5年度)	目標 (令和10年度)	
妊娠前の体格が普通体重の割合の増加		73.9%	85.0%	
妊娠時の喫煙率		0.0%	0.0%	
妊娠時の飲酒率		3.3%	0.0%	
乳幼児 健診 受診率	2か月児健診	96.3%	100.0%	
	3~4か月児健診	100.0%	100.0%	
	6か月児育児教室	100.0%	100.0%	
	8~9か月児健診	81.6%	90.0%	
	10か月児育児教室	—	100.0%	
	1歳児育児教室	103.1%	100.0%	
	1歳6か月児健診	100.0%	100.0%	
	2歳児歯科健診	100.0%	100.0%	
	3歳児健診	100.0%	100.0%	
3歳児健診で体格がふつうの割合の増加		100.0%	100.0%	
むし歯 有病率	1歳6か月児健診	0.0%	0.0%	
	2歳児歯科健診	8.6%	5.0%	
	3歳児健診	10.8%	8.0%	
就寝 時間	3~4か月児健診で午後8時前に就寝する割合の増加	6.7%	30.0%	
	3歳児健診で午後10時以降に就寝する割合の減少	15.8%	0.0%	
スマート フォン	3~4か月児健診スマートフォン利用率	0.0%	0.0%	
	1歳6か月児健診スマートフォン利用率	37.5%	20.0%	
両親の 喫煙率	父	3~4か月児健診	31.0%	20.0%
		1歳6か月児健診	32.1%	25.0%
		3歳児健診	47.1%	40.0%
	母	3~4か月児健診	3.3%	0.0%
		1歳6か月児健診	9.7%	5.0%
		3歳児健診	16.2%	10.0%
小児生活習慣病予防健診受診率	小学5年生	90.3%	95.0%	
	中学2年生	82.1%	90.0%	
小児生活習慣病予防健診結果が 基準範囲の割合	小学5年生	17.9%	30.0%	
	中学2年生	9.4%	20.0%	
小児生活習慣病予防健診の体格 が普通の割合	小学5年生	78.6%	90.0%	
	中学2年生	59.4%	90.0%	
朝食を毎日食べる子どもの割合	小学生	88.1%	100.0%	
	中学生	79.8%	95.0%	

資料:女川町健康福祉課資料

第2章 国、宮城県、近隣市、関係団体との連携

計画に掲げる取組は、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業や広域的な対応を必要とする取組があります。そのため、国、宮城県、近隣市、関係団体との連携を深め、必要に応じて協力の要請や情報の共有を行い、計画の推進を図ります。

資料編

1 検討体制

(1)女川町子ども・子育て会議

任期:令和5年8月1日から令和7年7月31日まで

(順不同、敬称略)

氏名	所属等
◎熊谷 雅幸	女川町立女川小・中学校校長
○橋本 恵司	元幼稚園園長
矢竹 拓	女川町立女川小・中学校父母教師会副会長
小野 春菜	女川町立しおかぜ保育所保護者会会长(～R6. 3. 31)
平塚 宏美	女川町立しおかぜ保育所保護者会副会長(R6. 4. 1～)
佐藤 恵理	女川町立第四保育所保護者会会长(～R6. 3. 31)
阿部 彩加	女川町立第四保育所保護者会会长(R6. 4. 1～)
原田 直信	株式会社つなぐ代表取締役
三浦 ひとみ	主任児童委員
高橋 敏浩	女川町社会教育委員
千葉 美由紀	女川町立しおかぜ保育所所長
小海途 るり	女川町立第四保育所所长(～R6. 3. 31)
本田 真由美	女川町立第四保育所所长(R6. 4. 1～)
阿部 恵	教育局長
木村 稔	健康福祉課長

◎は委員長、○は副委員長

2 検討経緯

(1)女川町子ども・子育て会議での検討

【令和5年度】

回数	開催日・場所	会議事項
第1回	令和5年8月2日(水) 午後5時30分から 女川町保健センター保健指導室	(1) 子ども・子育て支援計画(第2期)について ・女川町子ども・子育て支援事業計画 ・女川町母子保健計画 (2) 計画における進行管理について (3) 子ども・子育て支援計画(第3期)ニーズ調査(案)について
第2回	令和5年 12月 20 日(水) 午後5時30分から 女川町保健センター保健指導室	(1) 子ども・子育て支援計画(第3期)ニーズ調査結果について
第3回	令和6年2月 21 日(水) 午後5時30分から 女川町保健センター保健指導室	(1) 子ども・子育て支援計画(第3期)のためのニーズ調査結果報告書(案)について (2) 女川町子ども・子育て支援計画(第3期)策定に向けた課題について

【令和6年度】

回数	開催日・場所	会議事項
第1回	令和6年8月20日(火) 午後5時30分から 女川町保健センター保健指導室	(1) 子ども・子育て支援計画(第2期)における進行管理について (2) 子ども・子育て支援計画(第3期)の策定の背景と趣旨、策定スケジュールについて (3) 子どもへのヒアリング概要・結果について (4) 子ども・子育て支援計画(第3期)の基本的考え方・施策体系について
第2回	令和6年 11月 7 日(木) 午後5時30分から 女川町保健センター保健指導室	(1) 子ども・子育て支援計画(第3期)素案について
第3回	令和7年1月 30 日(木) 午後5時30分から 女川町保健センター保健指導室	(1) パブリックコメント実施結果について (2) こども計画最終案について

3 子ども・子育て支援計画(第3期)ニーズ調査概要

(1)目的

本計画を策定するため、子育て家庭の教育・保育や子育てに関する現在の状況、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業等に関するニーズを把握することを目的として、平成30年調査から継続して就学前児童保護者調査、就学児童(小学生)保護者調査を実施しました。

また、令和5年4月施行の「こども基本法」の第11条(こども施策に対するこども等の意見の把握)では、地方公共団体は、「こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」と定められています。そのため、新たに子どもの意見を直接把握する調査として、中学生・高校生世代調査を実施しました。

(2)調査対象

就学前児童保護者調査と就学児童(小学生)保護者調査は、平成30年度からの継続調査です。中学生・高校生世代調査は、新規調査です。

調査名	調査対象	抽出
【継続】 就学前児童保護者調査	就学前児童 211 人の保護者	令和5年4月1日現在 0~5 歳で、令和5年8月1日現在女川町内に居住する児童の保護者
【継続】 就学児童(小学生)保護者調査	就学(小学生)児童 214 人の保護者	令和5年4月1日現在 6~11 歳で、令和5年8月1日現在女川町内に居住する児童の保護者
【新規】 中学生・高校生世代調査	中高生世代 215 人	令和5年4月1日現在 12~17 歳で、令和5年8月1日現在女川町内に居住する人

(3)調査方法

郵送配布・郵送回収(督促礼状1回)

(4)調査時期

令和5年9月28日(木)から10月19日(木)まで

(5)回収数及び回収率

調査名	発送数	回収数 (回収率)	有効回収数 (有効回収率)
就学前児童保護者調査	211	125 (59.2%)	125 (59.2%)
就学児童(小学生)保護者調査	214	123 (57.5%)	123 (57.5%)
中学生・高校生世代調査	215	73 (34.0%)	73 (34.0%)

(6)調査項目

就学前児童保護者調査	就学児童(小学生)保護者調査	中学生・高校生世代調査
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと家族の状況 ・子育て環境 ・保護者の就労状況 ・平日日中の定期的な教育・保育事業の利用状況 ・地域の子育て支援事業の利用状況 ・土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望 ・病気の際の対応 ・不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり ・職場の両立支援制度 ・暮らしの状況 ・子育ての環境や支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと家族の状況 ・子育て環境 ・保護者の就労状況 ・病気の際の対応 ・不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり ・放課後の過ごし方の状況 ・放課後の過ごし方の希望 ・暮らしの状況 ・災害時のこと ・子育ての環境や支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人と家族の状況 ・ふだんの生活 ・将来 ・ふだん考えていること ・スマートフォン等の利用 ・町への思い

4 用語集

ア行

NPO(Nonprofit Organization)

民間非営利組織といわれ、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等、営利を目的としない団体を指します。

力行

家庭的保育

地域型保育の一つで、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。

こども家庭センター

母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、すべての妊娠婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要する子ども・妊娠婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担うこととされている機関です。

令和4(2022)年に改正された児童福祉法等により、令和6(2024)年4月から市町村は「こども家庭センター」の設置に努めなければならないこととされており、「こども未来戦略」等において全国展開を図ることとされています。

子どもの権利

平成元(1989)年に国連で採択された「子どもの権利条約」では、子どもの基本的人権を国際的に保障しています。18歳未満の子どもを権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様に一人の人間としての人権を認めています。また同時に、おとなへと成長する過程において、子どもには年齢に応じた保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。「子どもの権利条約」では、子どもの権利を尊重し、実践していく上で大切な「4つの原則」を示しています。

「子どもの権利条約」4つの原則(出典:公益財団法人日本ユニセフ協会)

①生命、生存および発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。

②子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考える。

③子どもの意見の尊重(意見を表明し考慮されること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその

意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

④差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

サ行

小規模保育

地域型保育の一つで、少人数(定員6から19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

スクールカウンセラー

カウンセリング等を通じて、悩みや問題を抱えている児童生徒とその関係者(保護者、学校等)を支援する「心理の専門家」です。

スクールソーシャルワーカー

法律や制度を理解した上で、ソーシャルワークの技法を用いて、児童生徒と児童生徒を取り巻く環境に働きかけて、家庭、学校、地域の橋渡しなどにより児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援する「福祉の専門家」です。

タ行

地域型保育

保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、0歳から2歳の子どもを保育する事業です。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つのタイプがあります。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

ナ行

認可外保育施設

乳幼児の保育業務を目的とする施設であって、市町村長の認可を受けていない事業または都道府県知事の認可を受けていない施設を総称しているものです。

認可保育所

親の就労等の理由で家庭での養育を受けられない就学前の子どもをあずかり、保護者に代わって養育する施設です。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設で0歳児から小学校就学前までの児童を対象に、3歳未満児には保育を、3歳以上児には教育・保育を提供します。3歳から就学前の子どもは、保護者の就労の有無に関係なく利用することができます。

ハ行

PDCAサイクル

「Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Action(改善)」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つです。

放課後子ども教室

放課後や週末等に子どもたちの安心・安全な活動拠点を設け、地域の方々の参画(ボランティア活動等)を得て、子どもたちの学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施することにより、子どもたちが地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業のことです。

マ行

民生児童委員

民生児童委員は「民生委員法」、「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティアです。地域の相談相手として、ひとり暮らしの支援や高齢者・障害のある人の支援を行います。行政機関と協働し、問題が起ったときは速やかに連絡を取り合う等、地域のパイプ役として活動しています。

ヤ行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者であり、ケアが日常化することで、学業や友人関係等に支障が出るなど、個人の権利に重大な侵害が生じます。

幼稚園

3歳から小学校就学前までの子どもを対象として、心身の発達を促し、集団生活に慣れさせることを目的とした施設です。

女川町こども計画
(女川町子ども・子育て支援計画(第3期))

令和7年3月

発行:女川町(健康福祉課)
〒986-2265 宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1
電話:0225-54-3131(代表)